

古代インド言語科学へのいざない（3）

—パーニニ文典訳注（規則 1.4.1–1.4.110）—

キャット・アダム アルバー

catt.adam.7c@kyoto-u.ac.jp

川村悠人

ykawamura0619@gmail.com

キーワード：サンスクリット語 パーニニ 古代インドの文法学 印欧語 言語学史

要旨

本稿は、古代インドの文法家パーニニ（Pāṇini）が著した文典『八課集』（*Aṣṭādhyāyī*）の規則 1.4.1–1.4.110 に対して日本語訳注を施すものである。パーニニ文典全体に対する訳注を日本語で出版する計画が進行中であり、本稿はその第三弾にあたる。キャット・川村（2023）の続編である。現在用意が進んでいるこの訳注は、1. 文法規則で使用される単語の語形情報を簡略に示す語釈（gloss）および継起（*anuvṛtti*）する項目の提示、2. 文法規則の訳、3. 文法規則に対する略説、4. 文法規則の適用を例示する表現の提示と説明という 4 部分からなる。本訳注は、これまで閉ざされてきたパーニニ文法の世界への入り口となり、またパーニニ文法を適切に扱うための便利な工具となることが期待される。

【規則】

1.4.1 ā kaḍāraḍ ekā sañjñā ||

/ā kaḍāra.ABL.SG ekā.NOM.SG sañjñā.NOM.SG/

「kaḍāra（規則 2.2.38）まで、1つの術語のみが適用される。」

【略説】

この規則 1.4.1 以降、複合語形成規則が終了する規則 2.2.38 に至るまで、いかなる対象にも術語（*sañjñā*）は 1つだけが適用されることを規定している。すなわち、何らかの対象が 2つ以上の術語を得ることは許されない。もし何らかの対象に対して 2つの術語規則の規定する文法操作、すなわち術語の付与という操作が適用可能である状況が生まれた場合、順序の点でより後に定式化されている規則の規定する操作が優先適用されることになる。これは規則 1.4.1 に続く規則 1.4.2 が定めるところである。

何らかの対象には 1つだけの術語が与えられることを前提条件とする規則 1.4.1 から規則 2.2.38 は「単一名称部門」（*ekasañjñādhikāra*）と呼ばれる。1つの対象に 2つ以上の術語が付与されることを

「名称の同時適用」(sañjñāsamāveśa) と言う。上記の「単一名称部門」をなす規則 1.4.1 から規則 2.2.38 の範囲内では、2つ以上の術語の同時適用は禁止されるが、この範囲外では許容される¹。

たとえば、接辞 GHaÑ (規則 3.3.16) は規則 3.1.1 によって「接辞」(pratyaya) という術語で呼ばれ、同時に規則 3.1.93 によって「第 1 次接辞」(kṛt) という術語でも呼ばれる。また、単一名称部門の範囲内であっても、パーニニの規定それ自体が1つの対象に2つ以上の術語付与を認めている場合には、その規定が優先されて、当該の対象には 2 つ以上の術語が適用される (たとえば規則 1.4.43, 1.4.55, 1.4.60 など)²。さもなければ、パーニニの規定が無意味となってしまう。

【例】

短母音 (規則 1.2.27) は、規則 1.4.10 によって〈laghu 軽〉と呼ばれるが、同じ短母音に結合子音 (規則 1.1.7) が後続する場合、その母音は規則 1.4.11 によって〈guru 重〉と呼ばれる。動詞語基 śikṣ 「習得する」の短母音 -i- は規則 1.4.10 および 1.4.11 の条件を満たすので、〈laghu 軽〉と〈guru 重〉の両方の術語が与えられてしまう。当該規則 1.4.1 は śikṣ の -i- に〈guru 重〉という術語のみが与えられることを確保する (規則 1.4.10 より後方の規則 1.4.11 が適用されることについては規則 1.4.2 を見よ)。śikṣ の -i- に〈guru 重〉という術語を与えることで、第 1 次接辞 a を付与する規則 3.3.103 が適用可能となり、śikṣā 「習得すること」 (< śikṣ-a-ṬāP [ṬāP は規則 4.1.4 による]) が正しく派生される。もし śikṣ の -i- に〈laghu 軽〉という術語が与えられたならば、規則 3.3.103 を適用できず、接辞 KṭiN を付与する規則 3.3.94 が適用されてしまう。

【規則】

1.4.2 vipraṭiṣedhe parañ kāryam ||

/vipraṭiṣedha.LOC.SG para.NOM.SG kārya.NOM.SG/

「互いに対立するとき、後方の文法操作が適用される。」

【略説】

規則 1.4.1 以降、複合語形成規則が終了する規則 2.2.38 に至るまで、いかなる対象にも術語 (sañjñā) は 1 つだけが適用される (規則 1.4.1)。すなわち、何らかの対象が 2 つ以上の術語を得ることは許されない。もし何らかの対象に対して 2 つの術語規則の規定する文法操作、すなわち術語の付与という操作が適用可能である状況が生まれた場合、順番の点でより後に定式化されている規則の規定する操作が優先適用されることになる。当該規則 1.4.2 はこのことを定めている。規則 1.4.1 の直後に規則 1.4.2 がおかれていることから、後続規則の文法操作の優先性を規定するこの規則 1.4.2 の有効範囲は「単一名称部門」(規則 1.4.1 から規則 2.2.38) 内に限られると考えるのが、パーニニ

¹ Cardona (1970: 43).

² Cf. Cardona (1997: 412).

の意図には沿うと思われる³。一方で、パーニニ文法家たちはこの規則 1.4.2 の有効範囲をパーニニ文典全体に拡張している⁴。

規則 1.4.2 が述べる「対立」(vipratishedha) とは、同等の力を有する 2 つ以上の規則が対立すること (tulyabalavirodha) である。力が同等であるとは、それぞれ他に適用領域を有する 2 つの規則が同時に 1 つの対象に対して適用可能であることである⁵。当該規則 1.4.2 は、このような対立が 2 つの規則間に起こったとき、定式化されている順序の点でより後ろの規則が規定する文法操作の優先適用を定めている。

1. 一般規則 (utsarga) と例外規則 (apavāda)、2. 必然適用規則 (nitya) と非必然適用規則 (anitya)、3. 内的要因規則 (antaraṅga) と外的要因規則 (bahiraṅga) の間には力の同等性 (tulyabalatā) はないため、この種の規則のうちでどちらが優先適用されるかを規則の後続性 (paratva) が決定することはない⁶。パーニニ文法学では、それぞれ一般規則に対しては例外規則、非必然適用規則に対しては必然適用規則、外的要因規則に対しては内的要因規則が優先適用される。先行規則に対して後続規則が優先適用されることは規則 1.4.2 により導かれる。そして、それぞれ優先適用される例外規則、必然適用規則、内的要因規則、後続規則という 4 種の規則がもし同時に適用可能である状況が生まれた場合には、後続規則 → 必然適用規則 → 内的要因規則 → 例外規則の順番で規則の強力性、優先順位は増していく⁷。

【例】

規則 7.3.102 によって वृक्षा「木」の語基末の a は bh で始まる格語尾の前で長母音 ā によって代置される： वृक्षा-bhyām (双数形) > वृक्षābhyām。また、規則 7.3.103 によって वृक्षाの語基末の a は、鼻音以外の子音で始まる複数格語尾の前で e によって代置される： वृक्षा-su (複数形) > वृक्षेषु。これらの形式では問題は起こらないが、वृक्षा-bhyas (複数形) の場合には規則 7.3.102 と 7.3.103 は互いに対立してしまう。規則 1.4.2 を導入することで規則 7.3.102 より後方の規則 7.3.103 が適用され (वृक्षा-bhyas > वृक्षेभ्याḥ [*वृक्षāभ्याḥ ではなく])、規則が互いに対立する問題は解消される。『カーシカー一注解』が規則 1.4.1–2.2.38 (規則 1.4.1 を見よ) の範囲外にある規則 7.3.102 と 7.3.103 の対立を規則 1.4.2 の適用状況として提示していることに注意されたい。

³ Cardona (1997: 67) もそのような仕方で規則 1.4.2 に説明を与えている。

⁴ Cardona (1997: 427).

⁵ KV on A 1.4.2 (I.75).

⁶ KV on A 1.4.2 (I.75).

⁷ PIS 38: pūrvaparānityāntaraṅgāpavādānām uttarottaram baliyah || (「先行規則、後続規則、必然適用規則、内的要因規則、例外規則は、より後のものの方がより強力である」)。

当該規則 1.4.2 をめぐる文法家たちの議論については Josh and Roodbergen (1995: 14–41) を参照せよ。

【規則】

1.4.3 yū stryākhyau nadī ||

/ī-ū.NOM.DU strī-ākhyā.NOM.DU nadī.NOM.SG/

「母音 ī, ū で終わり、かつ女性性のみを伝える語は〈nadī ナディー〉と呼ばれる。」

【略説】

当該規則は、たとえば kumārī 「若い娘」のように、母音 ī か ū で終わり、かつ女性性（パーニニ文法では文法性は名詞語基の意味の 1 つ）のみを伝える語に〈nadī ナディー〉という術語を付与する術語規則である⁸。ある語に〈nadī ナディー〉という術語が付与されることで、数々の文法操作が促されることになる⁹。

パーニニ文法において、この〈nadī ナディー〉という術語は、上述したような母音 ī や ū で終わる語だけではなく、母音 ī や ū そのものを指して使用されることもある¹⁰。

【例】

母音 ī, ū で終わり、かつ文法性が女性のみである kumārī 「若い娘」や yavāgūḥ 「粥」は規則 1.4.3 によって〈nadī ナディー〉と呼ばれる。一方、grāmaṇīḥ 「村長」や khalapūḥ 「打穀場を掃除する者」は、語基は ī, ū で終わるが文法性は女性以外でもありうるため〈nadī ナディー〉とは呼ばれない。

【規則】

1.4.4 neyañuvañsthānāv astī ||

/na iyañ-uvañ-sthāna.NOM.DU a-stī.NOM.SG/

[yū stryākhyau nadī 3]

「母音 ī, ū で終わり、かつ女性性のみを伝える語であっても、母音 ī, ū に iyañ, uvañ が代置されるなら、その語は〈nadī ナディー〉と呼ばれない、stī 『女性』を除いて。」

【略説】

先の規則 1.4.3 では、たとえば kumārī 「若い娘」のように、母音 ī か ū で終わり、かつ女性性のみを伝える語が〈nadī ナディー〉と呼ばれることが規定された。当該規則 1.4.4 は、仮に規則 1.4.3 の条件を満たす語であっても、その語の母音 ī, ū に対して派生過程のなかで iyañ, uvañ が代置されることになるならば、同語が〈nadī ナディー〉と呼ばれることは禁止されることを規定している。ただし、この禁止は stī 「女性」という語には適用されない。stī という語は常に〈nadī ナディー〉と呼ばれる。

〈nadī ナディー〉という術語の適用と非適用によってどのような語形が派生されることになる

⁸ SK 266 (I.264–265): īdūdantau nityastrīlingau nadīsañjñāu stah.

⁹ 概要については Cardona (1997: 30–32 [paragraph 56])を参照せよ。

¹⁰ Böhtlingk (1887 [1977]: 244*), Joshi and Roodbergen (1995: 42), Cardona (1997: 30–31), Roodbergen (2008: 235).

のかについては、以下の【例】を見よ。

【例】

母音 *ī, ū* で終わり、かつ文法性が女性のみである *śrī* 「シュリー（女神の名）」や *bhrū* 「眉」の語基末母音 *ī, ū* は、規則 6.4.77 によって母音で始まる接辞の前で *iyāṅ, uvāṅ* に代置されるため（たとえば双数形 *śrī-au > śriy-au, bhrū-au > bhruv-au* のように）、〈*nadī* ナディー〉と呼ばれない。これらの語の呼格形はそれぞれ *śrīḥ, bhrūḥ* となる。もし *śrī, bhrū* が〈*nadī* ナディー〉と呼ばれたならば、規則 7.3.107, 6.1.69 が適用され、正しくない呼格形 **śri, *bhru* が派生されてしまう。一方、*stī* 「女性」の語基末母音 *ī* は規則 6.4.79 によって母音で始まる接辞の前で *iyāṅ* に代置されるが（たとえば双数形 *stī-au > striy-au* のように）、*stī* という語には〈*nadī* ナディー〉という術語が常に適用される。したがって、*stī* の呼格形は *stri* となる（規則 7.3.107, 6.1.69）。

【規則】

1.4.5 *vāmi* ||

/vā ām.LOC.SG/

[yū stryākhyau *nadī* 3, neyañuvañsthānāv *astī* 4]

「母音 *ī, ū* で終わり、かつ女性性のみを伝える語であっても、母音 *ī, ū* に *iyāṅ, uvāṅ* が代置されるなら、その語は〈*nadī* ナディー〉と呼ばれない。ただし、そのような語に格語尾 *ām* が後続する場合には〈*nadī* ナディー〉と呼ぶことは任意である。以上は *stī* 『女性』を除く。」

【略説】

規則 1.4.3 では、たとえば *kumārī* 「若い娘」のように、母音 *ī* か *ū* で終わり、かつ女性性のみを伝える語が〈*nadī* ナディー〉と呼ばれることが規定された。続く規則 1.4.4 は、仮に規則 1.4.3 の条件を満たす語であっても、その語の母音 *ī, ū* に対して派生過程のどこかの段階で *iyāṅ, uvāṅ* が代置されることになるならば、同語が〈*nadī* ナディー〉と呼ばれることは禁止されることを規定していた。これに対して当該規則 1.4.5 は、規則 1.4.4 の条件を満たす語であっても、その語に属格複数語尾 *ām* が後続するときには、同語は任意に〈*nadī* ナディー〉という術語を得ることを規定している。このことは、そのような語への術語〈*nadī* ナディー〉の適用は任意に禁止されることも意味するが、*stī* という語の場合には常に術語〈*nadī* ナディー〉が適用される。

〈*nadī* ナディー〉という術語の適用と非適用によってどのような語形が派生されることになるのかについては、以下の【例】を見よ。

【例】

母音 *ī, ū* で終わり、かつ文法性が女性のみである *śrī* 「シュリー（女神の名）」や *bhrū* 「眉」の語基末母音 *ī, ū* は、規則 6.4.77 によって母音で始まる接辞の前で *iyāṅ, uvāṅ* に代置されるため（たとえ

ば双数形 śrī-au > śriy-au, bhrū-au > bhruv-au のように)、〈nadī ナディー〉と呼ばれない(規則 1.4.4)。ただし、属格複数語尾 ām が後続する場合、規則 1.4.5 によって〈nadī ナディー〉と呼ぶことは任意である。〈nadī ナディー〉という術語が適用されない場合には śrī-ām > śriy-ām, bhrū-ām > bhruv-ām となり(規則 6.4.77)、適用される場合には śrī-ām > śrīṇām, bhrū-ām > bhrūṇām となる(規則 7.1.54)。一方、strī「女性」には〈nadī ナディー〉という術語が常に適用される。その結果、属格複数形として strīṇām のみ(*striyām ではなく)が派生される。

【規則】

1.4.6 ṅīti hrasvaś ca ||

/ṅ-it.LOC.SG hrasva.NOM.SG ca/

[yū stryākhyau nadī 3, neyaṅuvaṅsthānāv astrī 4, vā 5]

「母音 ī, ū で終わり、かつ女性性のみを伝える語であっても、母音 ī, ū に iyaṅ, uvaṅ が代置されるなら、その語は〈nadī ナディー〉と呼ばれない、strī『女性』を除いて。ただし、そのような語に指標辞 ṅ を有する接辞が後続する場合には〈nadī ナディー〉と呼ぶことは任意である。また、女性性のみを伝え、短母音 i, u で終わる語も、指標辞 ṅ を有する接辞が後続する場合、〈nadī ナディー〉と呼ぶことは任意である。」

【略説】

規則 1.4.3 では、たとえば kumārī「若い娘」のように、母音 ī か ū で終わり、かつ女性性のみを伝える語が〈nadī ナディー〉と呼ばれることが規定された。続く規則 1.4.4 は、仮に規則 1.4.3 の条件を満たす語であっても、その語の母音 ī, ū に対して派生過程のどこかの段階で iyaṅ, uvaṅ が代置されることになるならば、同語が〈nadī ナディー〉と呼ばれることは禁止されることを規定した。さらに、続く規則 1.4.5 では、規則 1.4.4 の条件を満たす語であっても、その語に属格複数語尾 ām が後続するときには、同語は任意に〈nadī ナディー〉という術語を得ることが規定された。これらに対して当該規則 1.4.6 は、以下の2つのことを規定している。

1. 規則 1.4.4 の条件を満たす語であっても、指標辞 ṅ を有する接辞が後続する場合には、当該の語は任意に〈nadī ナディー〉と呼ばれるが、strī「女性」という語は常に同術語で呼ばれる。
2. 短母音 i か u で終わり、かつ女性性のみを伝える語は、指標辞 ṅ を有する接辞が後続するとき、任意に〈nadī ナディー〉と呼ばれる。

「指標辞 ṅ を有する接辞」によって意図されているのは、名詞語尾 Ne (与格単数語尾)、ṅasī(奪格単数語尾)、ṅas (属格単数語尾)、ṅi (所格単数語尾)である¹¹。

¹¹ Joshi and Roodbergen (1995: 50).

〈nadī ナディー〉という術語の適用と非適用によってどのような語形が派生されることになるのかについては、以下の【例】を見よ。

【例】

母音 *i, ū* で終わり、かつ文法性が女性のみである *śrī* 「シュリー（女神の名）」や *bhrū* 「眉」の語基末母音 *i, ū* は、規則 6.4.77 によって母音で始まる接辞の前で *iyaṅ, uvaṅ* に代置されるため（たとえば双数形 *śrī-au > śriy-au, bhrū-au > bhruv-au* のように）、〈nadī ナディー〉と呼ばれない（規則 1.4.4）。ただし、指標辞 *ṅ* を有する接辞が後続する場合、規則 1.4.6 によって〈nadī ナディー〉と呼ぶことは任意である。たとえば単数与格接辞 *ṅe* が導入されるとき、〈nadī ナディー〉という術語が適用されない場合には *śrī-ṅe > śriye, bhrū-ṅe > bhruve* となり（規則 6.4.77）、適用される場合には *śrī-ṅe > śriyai, bhrū-ṅe > bhruvai* となる（規則 6.4.77, 7.3.112）。一方、*stṛī* 「女性」には〈nadī ナディー〉という術語が常に適用される。その結果、たとえば単数与格形としては *striyai* のみ（**striye* ではなく）が派生される。短母音 *i, u* で終わる語も同様である。文法性が女性のみである *kṛti* 「所作」や *dhenu* 「乳牛」の単数与格形は次のように派生される。〈nadī ナディー〉という術語が適用されない場合（この場合には術語〈ghi ギ〉が適用される）には *kṛti-ṅe > kṛtaye, dhenu-ṅe > dhenave* となり（規則 1.4.7, 7.3.111, 6.1.78）、適用される場合には *kṛti-ṅe > kṛtyai, dhenu-ṅe > dhenvai* となる（規則 7.3.112）。

【規則】

1.4.7 *śeṣa ghy asakhi* ||

/śeṣa.NOM.SG ghi.NOM.SG a-sakhi.NOM.SG/

[hrasvaḥ 6]

「残余の、短母音 *i, u* で終わる語は〈ghi ギ〉と呼ばれる、*sakhi* 『仲間』を除いて。」

【略説】

規則 1.4.3–6 によって術語〈nadī ナディー〉が付与されない残余 (*śeṣa*) の項目には、当該規則 1.4.7 によって術語〈ghi ギ〉が付与される。その残余の項目とは、1. 短母音 *i* か *u* で終わる男性名詞か中性名詞、または 2. 短母音 *i* か *u* で終わり、規則 1.4.6 によって〈nadī ナディー〉と呼ばれない女性名詞である。*sakhi* 「仲間」という語は短母音 *i* で終わる男性名詞と見なされていると思われるが¹²、

¹² たとえば『リグヴェーダ』 (*Ṛgveda*) では、*sakhi* は男性名詞の場合も女性名詞の場合もある (Graßmann 1996: 1441, Mayrhofer 1992–2001: II.684)。すなわち、*sakhi* は男性女性に共通して用いられる通性語 (epicene) である。男性名詞の場合と女性名詞の場合とで形態上の違いはない。一方、古典サンスクリット語では *sakhi* は原則として男性名詞であり、「女性の仲間」を指示する女性名詞としては *sakhī* という形式が確立している。事実、多くの辞書類は *sakhi* という語を男性名詞としてのみ登録している。パーニニが *sakhi* という語をどのような名詞として見ていたかを確定することは難しいが、古典サンスクリット語で同語が男性名詞として確立していることを考慮して、おそらくパーニニの時代にも日常語の領域では男性名詞として用いられていたと推測される。

規則 1.4.7 によって 〈ghi ギ〉 と呼ばれることはない¹³。

〈ghi ギ〉 という術語の適用と非適用によってどのような語形が派生されることになるのかについては、以下の例を見よ。

【例】

短母音 i, u で終わる男性名詞 agni 「火」 や vāyu 「風」 は規則 1.4.7 によって 〈ghi ギ〉 と呼ばれる。これらの語に 〈ghi ギ〉 という術語を付与することで、たとえば単数与格語尾 Ñe の前で語基末の -i, -u にグナ母音が代置される： agni-Ñe > agne-e > agnaye, vāyu-Ñe > vāyo-e > vāyave (規則 7.3.111, 6.1.78)。一方、文法性が女性のみである kṛti 「所作」 や dhenu 「乳牛」 の場合、〈ghi ギ〉 もしくは 〈nadī ナディー〉 のいずれの術語を適用することも可能である。詳細について規則 1.4.6 の例を見よ。また、sakhi 「仲間」という語に 〈ghi ギ〉 は適用されない。したがって、*sakhinā ではなく sakhyā (単数具格形)、*sakhaye ではなく sakhye (単数与格形)、*sakheḥ ではなく sakhyuḥ (単数奪格・属格形)、*sakhau ではなく sakhyau (単数所格形) が派生される (規則 6.1.112, 7.3.118)。

【規則】

1.4.8 patiḥ samāsa eva ||

/pati.NOM.SG samāsa.LOC.SG eva/

[ghi 7]

「複合語においてのみ、pati 『主人、夫』 は 〈ghi ギ〉 と呼ばれる。」

【略説】

直前の規則 1.4.7 では、短母音 i か u で終わる男性名詞や中性名詞には術語 〈ghi ギ〉 が適用されることが規定された。それに従えば、短母音 i で終わる男性名詞 pati 「主人、夫」 もまた 〈ghi ギ〉 と呼ばれ、この 〈ghi ギ〉 という術語を根拠とした文法操作を受けることになるが、その場合、誤った語形を派生させてしまう。すなわち patye に対して *pataye (与格単数形)、patyuḥ に対して *pateḥ (奪格・属格単数形)、patyau に対して *patau (所格単数形) が派生されうることになる¹⁴。続く規則 1.4.9 が示すように、パーニニはこれら後者の型の語形を、ヴェーダ聖典中では特定の条件下で認めているが、当該規則 1.4.8 によれば、この型の語形は日常の言語運用では一般的ではなかったようである。

日常の言語運用では望ましくない語形の派生を防ぎ、かつ望ましい複合語の語形を確立するために、pati という語が 〈ghi ギ〉 と呼ばれるのを複合語の領域に制限 (niyama) するのが、本規則の役割である。複合語をなす pati という語には術語 〈ghi ギ〉 が適用されて、望ましい語形が派生さ

¹³ 〈ghi ギ〉 という術語で呼ばれる項目に対して適用される文法操作については Cardona (1997: 32–33 [paragraph 57]) も参照せよ。

¹⁴ Cardona (1997: 33 [paragraph 58]).

れる。

【例】

複合語 *prajāpati* 「プラジャーパティ」の後部要素をなす *pati* 「主人、夫」は、規則 1.4.8 によって 〈ghi ギ〉と呼ばれる。したがって、**prajāpatyā* ではなく *prajāpatinā* (単数具格形)、**prajāpatye* ではなく *prajāpataye* (単数与格形) が派生される (規則 7.3.120, 7.3.111, 6.1.78)。

【規則】

1.4.9 *ṣaṣṭhīyuktaś chandasi vā* ||

/ṣaṣṭhī-yukta.NOM.SG chandas.LOC.SG vā/

[ghi 7, patiḥ 8]

「聖典では、第 6 格語尾 (属格語尾) で終わる語と共起する場合、*pati* 『主人、夫』は任意に 〈ghi ギ〉と呼ばれる。」

【略説】

先行規則 1.4.8 では、短母音 *i* で終わる男性名詞 *pati* 「主人、夫」が 〈ghi ギ〉と呼ばれるのは、同語が他の語と複合語を形成しているときに限られることが規定された。それに対して当該規則 1.4.9 は、ヴェーダ聖典中では、もし *pati* という語が属格形の語と共に用いられるならば、同語には任意に術語 〈ghi ギ〉が適用されることを規定している。すなわち、当該の条件下では、術語 〈ghi ギ〉の適用を根拠に、たとえば与格単数形は *pātye* ではなく *pātaye* となることが許される。

ヴェーダ文献において、*pati* という語は「夫」 (*husband*) を意味するとき (*pātye, pātyuḥ, pātyau*) と「主、主人」 (*lord*) を意味するとき (*pātaye, pātēḥ, patau*) とでは異なる曲用を示すことが知られているが¹⁵、パーニニはこのような意味の違いによる *pati* の曲用の違いを文典中で規定していない。この事実と規則 1.4.8 を考慮すれば、パーニニの時代、男性名詞 *pati* の曲用は、その語の意味が「夫」と「主、主人」のいずれであるにせよ、*pātye, pātyuḥ, pātyau* 型が主流となっていたと見ることができる。それに対して当該規則 1.4.9 は、ヴェーダ聖典において属格形と共に使用されるとき、*pati* という語が任意に 〈ghi ギ〉と呼ばれることを規定しているから、この条件下で現れる *pātaye, pātēḥ, patau* 型の曲用 (たとえば RV 2.24.14) を説明するためのものということになる。

【例】

kuluñcānām pātaye nāmaḥ (TS 4.5.3) ~ *kuluñcānām patye namaḥ* 「クルンチャたちの長に敬意あれ」のように、属格語尾で終わる *kuluñcānām* と共起する *pati* 「主人、夫」には、〈ghi ギ〉の術語付与は任

¹⁵ AiG (III: 142–143), Gotō (2013: 29). ただし、*pātye vīsvasya bhūmanah* ‘dem Herm der ganzen Welt’ (VS 17.78c) においては、*pati* という語は「主、主人」を意味すると思われるにもかかわらず、「夫」を意味するときの曲用を示している (AiG III: 143)。通常なら *pātaye* が期待される。当該の「主、主人」を意味すると思しき *pātye* は、韻律上の要求から 3 音節の *pātaye* の代わりに用いられていると考えることができる。

意である。〈ghi ギ〉という術語が適用される場合には単数与格形は *pati-Ñe* > *pate-e* > *pataye* となり (規則 7.3.111, 6.1.78)、適用されない場合には *pati-Ñe* > *patye* となる。

【規則】

1.4.10 *hrasvaṃ laghu* ||

/hrasva.NOM.SG laghu.NOM.SG/

「短母音は〈laghu 軽母音〉と呼ばれる。」

【略説】

当該規則は、規則 1.2.27 で規定された短母音 (*hrasva*) の性質を有する母音が〈laghu 軽母音〉と呼ばれることを規定している¹⁶。短母音は持続時間の点で「短い」(*hrasva*) 母音であり、軽母音は韻律上「軽い」(*laghu*) 母音である。両者は同じ母音ではあるが、とらえる側面の違いによって異なる術語が適用されている¹⁷。

【例】

動詞語基 *bhid* 「割る」の次末音は短母音であるから〈laghu 軽母音〉と呼ばれる (規則 1.4.10)。したがって、この動詞語基に接辞 *ṭC* (規則 3.1.133) を付与する場合、母音 *-i-* にグナ母音が代置される (規則 7.3.86) : *bhid-ṭC* > *bhettā* 「割る者」 (単数主格形)。

【規則】

1.4.11 *saṃyoge guru* ||

/saṃyoga.LOC.SG guru.NOM.SG/

[hrasvam 10]

「結合子音に先行する短母音は〈guru 重母音〉と呼ばれる。」

【略説】

直前の規則 1.4.10 によって、短母音 (*hrasva*) には〈laghu 軽母音〉という術語が適用されることが規定された。それに対して、本規則 1.4.11 は、短母音であっても、それが結合子音に先行するならば、〈guru 重母音〉という術語を得ることを規定している。このように、当該規則は先行規則 1.4.10 に対する例外規則 (*apavāda*) として働く¹⁸。結合子音については規則 1.1.7 で規定されている¹⁹。

¹⁶ 規則 1.2.27 についてはキャット・川村 (2023: e109) を参照せよ。

¹⁷ Cf. Katre (1987 [1989]: 79), Joshi and Roodbergen (1995: 56).

¹⁸ Joshi and Roodbergen (1995: 57).

¹⁹ 規則 1.1.7 についてはキャット・川村 (2022: e188) を参照せよ。

【例】

動詞語基 *śikṣ* 「学習する、習得する」の短母音 *i* は結合子音 *kṣ* に先行するので、当該規則 1.4.11 によって〈*guru* 重母音〉と呼ばれる。この術語を付与することで、*śikṣ* は規則 3.3.103 の適用条件を満たし、第 1 次接辞 *a* の導入が可能となる (*śikṣ* > *śikṣ-a*)。 *śikṣ-a* は第 1 次接辞で終わるため〈*prātipadika* 名詞語幹〉と呼ばれる (規則 1.2.46)。次に、女性接辞 *ṬaP* を規定する規則 4.1.4 を *śikṣ-a* に適用することで、*śikṣā* 「習得すること」が派生される。

【規則】

1.4.12 *dīrghañ ca* ||

/*dīrgha*.NOM.SG *ca*/

[*guru* 11]

「長母音も〈*guru* 重母音〉と呼ばれる。」

【略説】

当該規則は、規則 1.2.27 で規定された長母音 (*dīrgha*) の性質を有する母音が〈*guru* 重母音〉と呼ばれることを規定している²⁰。長母音は持続時間の点で「長い」 (*dīrgha*) 母音であり、重母音は韻律上「重い」 (*guru*) 母音である。両者は同じ母音ではあるが、とらえる側面の違いによって異なる術語が適用されている²¹。

【例】

動詞語基 *ih* 「求める」の長母音 *ī* は当該規則 1.4.12 によって〈*guru* 重母音〉と呼ばれるので、複合完了形を派生するときに接辞 *ām* が導入される (規則 3.1.36) : *ih* > *ihām cakre* 「求めた」 (規則 3.1.40, 1.3.63)。

【規則】

1.4.13 *yasmāt pratyayavidhis tadādi pratyaye 'ṅgam* ||

/*yad*.ABL.SG *pratyaya-vidhi*.NOM.SG *tad-ādi*.NOM.SG *pratyaya*.LOC.SG *aṅga*.NOM.SG/

「要素 X の後に接辞 Y の導入が規定される場合、要素 X で始まり、接辞 Y の前にある単位は〈*aṅga* 語基〉と呼ばれる。」

【略説】

B という要素に A という接辞が導入されて B-A という連鎖ができているとき、B は当該規則により〈*aṅga* 語基〉と呼ばれる。また、B という要素にまず接辞 *A*₁ が導入されて B-*A*₁ となり、それを条

²⁰ 規則 1.2.27 についてはキャット・川村 (2023: e109) を参照せよ。

²¹ Cf. Katre (1987 [1989]: 79).

件として次に接辞 A₂ が B の後に導入されて B-A₂-A₁ という連鎖が成立しているとき、A₁ に対しては B-A₂ という単位が〈aṅga 語基〉と呼ばれ、A₂ に対しては要素 B が〈aṅga 語基〉と呼ばれる²²。

当該の規則 1.4.13 は〈aṅga 語基〉という術語の適用のために 3 つの条件を課している。すなわち、1. 要素 X の後への接辞 Y の導入が特定の規則によって規定されていること、2. 〈aṅga 語基〉と呼ばれる単位は、要素 X そのものではなく「要素 X で始まる単位」(tadādi) であること（この「要素 X で始まる単位」という条件は要素 X と接辞 Y の間に入る要素を含んだ単位を〈aṅga 語基〉と呼ぶことを許す）、3. 接辞 Y がゼロ化されていないこと、である²³。

【例】

複合未来形 (3 人称単数) kartā 「するであろう」は、動詞語基 kṛ 「する」の後に接辞 tāsi を導入する規則 3.3.15, 3.1.33 によって形成される。この場合、当該規則 1.4.13 にしたがって、動詞語基 kṛ で始まり、接辞 tāsi の前に現れる単位 (つまり kṛ) は〈aṅga 語基〉と呼ばれる。〈aṅga 語基〉という術語を付与することで、規則 7.3.84 が適用され、kṛ の語基末母音にグナ母音が代置され、kartā (規則 1.1.51, 2.4.85, 6.4.143) が派生される。

また、未来形 (1 人称複数) kariṣyāmah 「私たちはするであろう」は次のように派生される。動詞語基 kṛ 「する」に単純未来接辞 IRṬ を導入し (規則 3.3.13)、接辞 IRṬ の前に接辞 sya が導入される (規則 3.1.33) : kṛ-IRṬ > kṛ-sya-mas (IRṬ > mas 規則 3.4.77-78)。sya はアールダダートウカ接辞であるので、アールダダートウカ接辞が後続する場合に語基 (aṅga) の末母音のグナ代置が起こる (規則 7.3.84) : kṛ-sya-mas > kar-iṬ-sya-mas (加音 iṬ は規則 7.2.70 による)。次に、mas のようなサールヴァダートウカ接辞が後続する際に語基末母音 a を長母音 ā で置き換える操作が行われる (規則 7.3.101) : kar-iṬ-sya-mas > kar-iṬ-syā-mas > kariṣyāmah。この例からわかるように、規則 7.3.101 と規則 7.3.84 には〈aṅga 語基〉という術語が (規則 6.4.1 から継起する形で) 現れている。接辞 mas に対しては kar-iṬ-sya という単位が語基であり、接辞 sya に対しては動詞語基 kṛ という単位が語基である。

【規則】

1.4.14 suptiñantam padam ||

/sŪP-tiÑ-anta.NOM.SG pada.NOM.SG/

「名詞格語尾で終わる要素と動詞人称語尾で終わる要素は〈pada 屈折形〉と呼ばれる。」

²² 川村・キャット (2024: 154) で与えた説明を少し修正する。規則 1.4.13 の概要については Cardona (1997: §46 [21-22]) も参照せよ。それによれば、パーニニ文法の体系において接辞が導入される要素 (上記の説明で B にあたる要素) として機能するのは、動詞語基 (dhātu) ・名詞語基 (prātipadika) ・女性接辞 īā で終わる要素・屈折形 (pada) である。

²³ Joshi and Roodbergen (1995: 62-63).

【略説】

規則 4.1.2 で規定される名詞格語尾および規則 3.4.78 で規定される動詞人称語尾で終わる要素は、当該規則 1.4.14 によって〈pada 屈折形〉という術語で呼ばれる²⁴。

【例】

brāhmaṇāḥ paṭhanti 「バラモンたちが暗唱している」では、名詞格語尾で終わる brāhmaṇāḥ と動詞人称語尾で終わる paṭhanti は当該規則 1.4.14 によって〈pada 屈折形〉と呼ばれる。brāhmaṇa 「バラモン」に主格複数語尾 Jas (規則 4.1.2) を付与することで、brāhmaṇa-Jas は屈折形となり、屈折形であることを条件とする規則 8.2.66 (brāhmaṇa-Jas > brāhmaṇa-JarŪ) および規則 8.3.15 (brāhmaṇa-JarŪ > brāhmaṇa-Jaḥ) が適用され、brāhmaṇāḥ という形式が派生される。paṭhanti は、動詞語基 path 「暗唱する」に 3 人称複数語尾 jhi (規則 3.4.78, jhi > anti 規則 7.1.3) を付与することで屈折形となる。また、paṭhanti は屈折形である brāhmaṇāḥ に後続するので、規則 8.1.28 が適用され、paṭhanti 全体は低アクセントとなる。

【規則】

1.4.15 naḥ kye ||

/n.NOM.SG Kya.LOC.SG/

[padam 14]

「接辞 Kya に先行する場合、n で終わる要素は〈pada 屈折形〉と呼ばれる。」

【略説】

先行規則 1.4.14 に続いて、〈pada 屈折形〉という術語が適用される要素を規定している。この規則により、たとえば接辞 Kya に先行する rājan という語は〈pada 屈折形〉と呼ばれる（下記の【例】を参照）。

規則中の kya という言明は、3 つの名詞起源動詞形成接辞 KyaC, KyaÑ, KyaṢ のすべてを指示するものである²⁵。

【例】

rājāyate 「王として振る舞う」は、rājan 「王」に名詞起源動詞形成接辞 KyaÑ を付与することで派生される。当該規則 1.4.15 によって KyaÑ に先行する rājan は〈pada 屈折形〉と呼ばれ、その結果として屈折形の末音 n にゼロが代置される（規則 8.2.7）。

²⁴ パーニニ文法における屈折形 (pada) という概念、およびそれが現代の「語」(word) の概念と重なる面とそうでない面については Lowe (2024: 82–84) を参照せよ。

²⁵ KV on A 1.4.15 (I.78), Joshi and Roodbergen (1995: 65)。

【規則】

1.4.16 *siti ca* ||

/S-it.LOC.SG ca/

[*padam* 14]

「また、指標辞 S を有する接辞に先行する要素も〈pada 屈折形〉と呼ばれる。」

【略説】

先行規則 1.4.14–15 に続いて、〈pada 屈折形〉という術語が適用される要素を規定している。この規則により、たとえば接辞 *chaS* の前にある *bhavat* という語は〈pada 屈折形〉と呼ばれる（下記の【例】を参照）。

当該規則 1.4.16 は、この後に出る規則 1.4.18 に対する例外規則 (*apavāda*) として働くものでもある。パーニニ文法では、一般規則 (*utsarga*) と例外規則が同じ対象に対して適用可能である場合、後者が優先適用される。規則の順序としては、一般規則が規定された後に、それに対する例外規則が規定されるのが普通であるが、当該の場合のように例外規則が一般規則よりも先に規定されることがある。このような例外規則は「先取りの例外規則」 (*purastādapavāda*) と呼ばれる²⁶。

【例】

bhavadiyaḥ 「あなたの」（単数主格形）は、*bhavat* 「あなた（敬称）」 + 指標辞 S を有する接辞 *chaS* （規則 4.2.115, *chaS* > *īya* は規則 7.1.2 による）で派生される。この場合、接辞 *chaS* に先行する要素 *bhavat* は当該規則 1.4.16 によって〈pada 屈折形〉と呼ばれる。この術語を付与することで、屈折形の末音 *t* に *d* が代置される（規則 8.2.39）: *bhavat-īyas* > *bhavad-īyas* > *bhavadiyaḥ*。

【規則】

1.4.17 *svādiṣv asarvanāmasthāne* ||

/sŪ-ādi.LOC.PL a-sarvanāmasthāna.LOC.SG/

[*padam* 14]

「強語幹格語尾以外の、*sŪ* 等の接辞に先行する要素は〈pada 屈折形〉と呼ばれる。」

【略説】

先行規則 1.4.14–16 に続いて、〈pada 屈折形〉という術語が適用される要素を規定している。強語幹格語尾とは規則 1.1.42–43 で規定される特定の語尾群である²⁷。それら特定の語尾群を除く「*sŪ* 等の接辞」（*svādi*）が後続するとき、それに先行する要素は当該規則 1.4.17 によって〈pada 屈折形〉と呼ばれる。

²⁶ KV on A 1.4.16 (I.78).

²⁷ 規則 1.1.42–43 についてはキャット・川村（2022: e206–e207）を見よ。

『カーシカー注解』によれば、「sŪ等の接辞」とは、規則 4.1.2 で規定される主格単数語尾 sŪ から始まって規則 5.4.151 で規定される第二次接辞 kaP に至るまでの接辞を指す²⁸。

【例】

rājabhyām 「二人の王によって／へ／から」（具格・与格・奪格双数形）や rājabhiḥ 「王たちによって」（具格複数形）は、語基 rājan 「王」＋規則 4.1.2 によって導入される格語尾 bhyām, bhiḥ で派生される。規則 4.1.2 の接辞は、「sŪ等の接辞」（規則 4.1.2–5.4.151）に含まれるため、当該規則 1.4.17 が適用され、rājan に〈pada 屈折形〉という術語が付与される。この術語を付与することで、屈折形の末音 n にゼロが代置される（規則 8.2.7）：rājan-bhyām > rājaØ-bhyām. 一方、rājānau 「二人の王は／を」（主格・対格双数形）や rājānaḥ 「王たちは」（主格複数形）は、語基 rājan 「王」＋規則 4.1.2 によって導入される格語尾 auṬ, Jas で派生される。これら auṬ と Jas は「sŪ等の接辞」に含まれるが、規則 1.1.43 によって〈sarvanāmasthāna 強語幹語尾〉と呼ばれるため、〈pada 屈折形〉の術語は付与されず、それゆえ屈折形 rājan の末音 n にゼロの代置を規定する規則 8.2.7 も適用されない。

【規則】

1.4.18 yaci bham ||

/y-aC.LOC.SG bha.NOM.SG/

[svādiṣv asarvanāmasthāne 17]

「強語幹格語尾以外の、y または母音で始まる sŪ 等の接辞に先行する要素は〈bha バ〉と呼ばれる。」

【略説】

先行規則 1.4.14–17 では特定の要素に術語〈pada 屈折形〉を付与する規則が並んだが、それに対して当該規則 1.4.18 は術語〈bha バ〉を規定する規則である。

先行規則 1.4.17 は、強語幹格語尾を除く「sŪ等の接辞」が後続するとき、先行する要素は〈pada 屈折形〉と呼ばれることを規定している。当該規則 1.4.18 では、この「sŪ等の接辞」という条件に対して「y または母音で始まる」という条件が付加されている。規則 1.4.17 の条件に加えてこの付加条件が満たされるとき、問題の要素は規則 1.4.18 によって〈bha バ〉と呼ばれる。先行規則 1.4.17 よりも限定された領域での適用を規定する規則 1.4.18 は、規則 1.4.17 に対する例外規則（apavāda）である²⁹。

ただし、この規則 1.4.18 の条件を満たす接辞であっても、それが指標辞 S を有する接辞であるな

²⁸ KV on A 1.4.17 (I.78).

²⁹ KV on A 1.4.18 (I.78). 〈bha バ〉と呼ばれる要素に対する文法操作は規則 6.4.129–173 で扱われる。パーニニによる〈āṅga 語基〉、〈pada 屈折形〉、〈bha バ〉という3つの要素の使い分けについては Lowe (2024: 82–84) を参照せよ。

らば、規則 1.4.16 が適用されて、問題の接辞に先行する要素は術語〈pada 屈折形〉を得る。規則 1.4.16 は規則 1.4.18 に対する例外規則である。

【例】

gārgyaḥ 「ガルガ（人名）の孫以降の子孫」は、garga（人名）＋接辞 yaÑ（規則 4.1.105）で派生される父称である。接辞 yaÑ は y で始まり、「sŪ 等の接辞」（規則 4.1.2–5.4.151）に含まれるため、当該規則 1.4.18 が適用され、garga に〈bha バ〉という術語が付与される。この術語を付与することで、要素「バ」の末音 a にゼロが代置される（規則 6.4.148）：garga-yaÑ > gārgØ-ya（-ā- は規則 7.2.117 による）> gārgyaḥ。

また、dākṣiḥ 「ダクシャ（人名）の子以降の子孫」は、dakṣa（人名）＋接辞 iÑ（規則 4.1.95）で派生される父称である。接辞 iÑ は母音で始まり、「sŪ 等の接辞」（規則 4.1.2–5.4.151）に含まれるため、当該規則 1.4.18 が適用され、dakṣa に〈bha バ〉という術語が付与される。この術語を付与することで、要素「バ」の末音 a にゼロが代置される（規則 6.4.148）：dakṣa-iÑ > dākṣØ-i（-ā- は規則 7.2.117 による）> dākṣiḥ。

【規則】

1.4.19 tasau matvarthe ||

/ta-sa.NOM.DU matU-artha.LOC.SG/

[bham 18]

「matU の意味を表す接辞に先行する場合、t または s で終わる要素は〈bha バ〉と呼ばれる。」

【略説】

先行規則 1.4.18 に続いて、〈bha バ〉という術語が適用される要素を規定している。「matU の意味を表す接辞」とは、規則 5.2.94 で規定される所有接辞 matŪP と同じ意味を表す接辞のことであり、matŪP 自体もこれに含まれる。たとえばこの matŪP が後続するとき、先行する vidyut という語は、当該規則 1.4.19 によって〈bha バ〉と呼ばれる（下記の【例】を参照）。

【例】

vidyutvān balāhakaḥ 「稲妻を帯びた雨雲」における vidyutvat は、vidyut 「稲妻」＋接辞 matŪP（規則 5.2.94、mat > vat は規則 8.2.10 による）から派生される。当該規則 1.4.19 にしたがって、vidyut に〈bha バ〉という術語が付与される。もし規則 1.4.17 によって vidyut が〈bha バ〉ではなく〈pada 屈折形〉と呼ばれてしまうと、その末音 t に d が代置される（規則 8.2.39）ことになってしまう。規則 1.4.19 によって〈bha バ〉という術語が付与されることで、規則 8.2.39 は適用されず、正しい語形である vidyutvat が派生される。

また、payasvī 「乳に富む」は、payas 「乳」＋接辞 vin（規則 5.2.121）から派生される。当該規則

1.4.19にしたがって、payasに〈bhaバ〉という術語が付与される。もし規則 1.4.17によって payasが〈bhaバ〉ではなく〈pada屈折形〉と呼ばれてしまうと、その末音 sに rŪが代置される(規則 8.2.66) ことになってしまう。〈bhaバ〉という術語を付与することで、規則 8.2.66の適用は防がれ、正しい語形である payasvinが派生される。

【規則】

1.4.20 ayasmayādīni cchandasi ||

/ayasmaya-ādi.NOM.PL chandas.LOC.SG/

「聖典では、ayasmaya『金属製の』等の項目が用いられる。」

【略説】

当該規則 1.4.20は、ヴェーダ聖典の領域において ayasmaya「金属製の」等の語形がそのまま正しい形として受け入れられるべきであることを示している。「ayasmaya『金属製の』等」は、『名詞語基表』の10番目の語群(GP 10)に言及するものであり、『カーシカー注解』によれば、この ayasmaya「金属製の」群は、代表例だけが提示される例示的語群(ākṛtigāṇa)である³⁰。

ayasmayaという語は、ayas「金属」に第二次接辞 mayaṭ(規則 4.3.143)が後続した構成をとっている。このような場合、通常なら規則 1.4.17の適用によって ayasは〈pada屈折形〉と呼ばれ、その術語を根拠として諸規則が適用された結果、ayomayaとなる(規則 8.2.66, 6.1.114, 6.1.87)。しかし、聖典の領域では ayasmayaという形が期待される。当該の ayasに術語〈pada屈折形〉ではなく〈bhaバ〉を付与する規則を設けることで ayasmayaという形式を確保することもできるが、パーニニはそのような規則を定式化するのではなく、ayasmayaという形はそのまま正しいものとして認められるべきであることを教える当該規則 1.4.20を定式化することで、その要求に答える形をとっている。このような規則を「既成形提示規則」(nipātanāsūtra)と呼ぶ。

【例】

ayasmayaṃ varma「金属製のよろい」(AVP 1.37.5a)における ayasmayaは、ayas「金属」と接辞 mayaṭ(規則 4.3.143)を含み、聖典以外では ayomaya(規則 8.2.66, 6.1.114, 6.1.87)が派生される。当該規則 1.4.20を設けることで、聖典に現れる ayasmayaがそのままの形で許容される。

³⁰ KV on A 1.4.20 (1.79). 例示的語群(ākṛtigāṇa)およびそれと対をなす網羅的語群(paripūmagāṇa)については川村・キヤット(2024: 99–100)を参照せよ。

【規則】

1.4.21 bahuṣu bahuvacanam ||

/bahu.LOC.PL bahu-vacana.NOM.SG/

「複数という数が表示されるべきとき、複数接辞が起こる。」

【略説】

名詞および動詞の複数形を派生させるために、複数接辞 (bahuvacana) の導入を規定する規則である。複数接辞については規則 1.4.102–103 で規定されている。

伝統的解釈によれば、規則中の bahu という語は、複数のモノではなく、複数のモノがもつ性質としての複数性 (bahutva) 、すなわち複数という数を表す³¹。

【例】

brāhmaṇāḥ paṭhanti 「バラモンたちが暗唱している」における brāhmaṇāḥ のように、バラモンの複数性が表示されるべきとき、規則 1.4.21 にしたがって brāhmaṇa 「バラモン」に主格複数語尾 *as* が付与される (規則 4.1.2, 1.4.103) 。

【規則】

1.4.22 dvyekayor dvivacanaikavacane ||

/dvi-eka.LOC.DU dvivacana-ekavacana.NOM.DU/

「双数または単数という数が表示されるべきとき、双数語尾と単数語尾が起こる。」

【略説】

要点は先行規則 1.4.21 と同じである。名詞および動詞の双数形と単数形を派生させるために、双数接辞 (dvivacana) と単数接辞 (ekavacana) の導入を規定している。双数接辞と単数接辞については規則 1.4.102–103 で規定される。

規則 1.4.21 の bahu と同じく、規則中の dvi と eka という語は、双数または単数のモノではなく、双数または単数のモノがもつ性質としての双数性 (dvitva) と単数性 (ekatva) 、すなわち双数と単数という数を表す³²。

【例】

brāhmaṇau paṭhataḥ 「二人のバラモンが暗唱している」や brāhmaṇaḥ paṭhati 「一人のバラモンが暗唱している」における brāhmaṇau, brāhmaṇaḥ のように、バラモンの双数性または単数性が表示されるべきとき、規則 1.4.22 にしたがって brāhmaṇa 「バラモン」に主格双数語尾 *au*、主格単数語尾 *sū* が付与される (規則 4.1.2, 1.4.103) 。

³¹ KV on A 1.4.21 (I.79). 川村・キャット (2024: 113) も参照せよ。

³² KV on A 1.4.22 (I.79). 川村・キャット (2024: 113) も参照せよ。

【規則】

1.4.23 kārake ||

/kāraka.LOC.SG/

「行為実現要素に関して」

【略説】

当該規則は支配規則であり、規則 1.4.55 まで当該規則の kārake という語が継起する。

行為実現要素 (kāraka) とは、行為 (kriyā) を成立させる要素としてパーニニ文法で設定されている行為主体 (kartṛ)、行為対象 (karman)、行為手段 (karaṇa)、行為受益者 (sampradāna)、行為起点 (apādāna)、行為基体 (adhikaraṇa) を指す。

【例】

当該規則の役割を説明するために、『カーシカー注解』は次の例を挙げている：grāmād āgacchati 「村からやって来る」。この場合、村 (grāma) は、動詞 āgacchati 「やって来る」が表す移動・動きの起点に当たるため、行為実現要素として〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される (規則 1.4.24)。次に、村を表す grāma という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、grāmāt が派生される。一方、vṛkṣasya paṇam patati 「木の葉が落ちる」という例では、木 (vṛkṣa) は、落ちる (patati) という行為と相関する行為実現要素と見なされないため、〈apādāna 行為起点〉の術語は付与されない。ここでは、木 (vṛkṣa) と葉 (paṇa) というモノの間に成立する関係 (sambandha) が表されるため、vṛkṣa という語の後は規則 2.3.50 によって属格語尾が付与され、vṛkṣasya が派生される。

【規則】

1.4.24 dhruvam apāye 'pādānam ||

/dhruva.NOM.SG apāya.LOC.SG apādāna.NOM.SG/

[kārake 23]

「離別があるとき、固定点に当たる行為実現要素は〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。」

【略説】

何らかの離別行為が表現されているという条件下で、その離別行為の出発点として機能している行為実現要素は、当該規則によって〈apādāna 行為起点〉という術語を得る。

これ以降、規則 1.4.31 まで術語〈apādāna 行為起点〉の適用を規定する規則が続く。

【例】

grāmād āgacchati 「村からやって来る」では、村 (grāma) は、動詞 āgacchati 「やって来る」が表す移動・動きの「起点・固定点」に当たる。当該規則 1.4.24 にしたがって、村 (grāma) には行為実現

要素として〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される。次に、村を表す grāma という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、grāmāt が派生される。

【規則】

1.4.25 bhītrārthānām bhayahetuḥ ||

/bhī-trā-artha.GEN.PL bhaya-hetu.NOM.SG/

[kārake 23, apādānam 24]

「bhī『恐れる』や trā『守る』のような意味を表す動詞語基に関して、恐れの原因に当たる行為実現要素は〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。」

【略説】

動詞語基 bhī「恐れる」や trā「守る」またはこれらと同じ意味を有する動詞語基が使用されているという条件下で、当該の文が表現する事態において恐怖の原因となっている行為実現要素は、当該規則により〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。

当該規則における bhītrārthānām のように、動詞語基を指す属格形は、伝統的な解釈では prayoge 「～が使用される時」という語を補って解釈される³³。それに従えば、規則は「bhī『恐れる』や trā『守る』のような意味を表す動詞語基が使用される時～」と解されることになる。同じ構造をもつ以下の諸規則についても同様である。本訳注では、パーニニの表現そのものを考慮した訳を与えている。

【例】

caurebhyo bibheti 「泥棒たちを恐れている」や caurebhyas trāyate 「泥棒たちから守る、救う」では、「恐れる」や「守る」を意味する動詞が使用されており、行為実現要素としての泥棒 (caura) は「恐れの原因」に当たる。当該規則 1.4.25 にしたがって、泥棒 (caura) には〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される。次に、泥棒を表す caura という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、caurebhyah が派生される。

【規則】

1.4.26 parājer asoḍhaḥ ||

/parā-ji.GEN.SG a-soḍha.NOM.SG/

[kārake 23, apādānam 24]

「parā-ji『負ける』に関して、克服できないものに当たる行為実現要素は〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。」

³³ KV on A 1.4.25 (I.80).

【略説】

parā-ji「負ける」が使用されているという条件下で、当該の文が表現する事態において克服できないものとして語られている行為実現要素は、当該規則により〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。

parājeḥ という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

adhyayanāt parājayate「勉学〔の苦勞〕に負ける」では、parā-ji「負ける」という動詞が使用されており、行為実現要素としての勉学 (adhyayana) は「克服できないもの、耐えられないもの」に当たる。当該規則 1.4.26 にしたがって、勉学 (adhyayana) には〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される。次に、勉学を表す adhyayana という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、adhyayanāt が派生される。

【規則】

1.4.27 vāraṇārthānām īpsitaḥ ||

/vāraṇa-artha.GEN.PL īpsita.NOM.SG/

[kārake 23, apādānam 24]

「『引き止める、防ぐ』のような意味を表す動詞語基に関して、望まれるものに当たる行為実現要素は〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。」

【略説】

「引き止める、防ぐ」のような意味を表す動詞語基が使用されているという条件下で、当該の文が表現する事態において望まれるものとして語られている行為実現要素は、当該規則により〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。

vāraṇārthānām という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

yavebhyo gā vārayati「牛たちを穀物畑から引き止める (=穀物畑に入らせないようにする)」では、「引き止める、防ぐ」を意味する動詞が使用されており、行為実現要素としての穀物畑 (yavebhyah) は「望まれるもの」(気に掛かるもの・守ろうとするもの、あるいは牛たちが望んでいるもの) に当たる。当該規則 1.4.27 にしたがって、穀物畑 (yavebhyah) には〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される。次に、穀物を表す yava という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、yavebhyah が派生される。

【規則】

1.4.28 antardhau yenādarśanam icchati ||

/antardhi.LOC.SG yad.INS.SG a-darśana.ACC.SG √iṣ.PRES.3SG/

[kārake 23, apādānam 24]

「『隠れる』という行為が表されている場合、見られたくない者に当たる行為実現要素は〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。」

【略説】

ある文のなかで隠れる行為が表現されているという条件下で、その文が表す事態において見られたくない者として機能している行為実現要素は、〈apādāna 行為起点〉という術語を得る。

【例】

upādhyāyād antardhatte 「師から隠れる」では、「隠れる」という行為が表されており、行為実現要素としての師 (upādhyāya) は「見られたくない者」に当たる。当該規則 1.4.28 にしたがって、師 (upādhyāya) には〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される。次に、師を表す upādhyāya という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、upādhyāyāt が派生される。

【規則】

1.4.29 ākhyātopayoge ||

/ākhyātṛ.NOM.SG upayoga.LOC.SG/

[kārake 23, apādānam 24]

「『知識の習得』という行為が表されている場合、伝達者に当たる行為実現要素は〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。」

【略説】

ある文のなかで知識の習得が表現されているという条件下で、その文が表す事態において伝達者として機能している行為実現要素は、〈apādāna 行為起点〉という術語を得る。

【例】

upādhyāyād adhīte 「師から学ぶ」では、「学ぶ、知識を習得する」という行為が表されており、行為実現要素としての師 (upādhyāya) は「伝達者」に当たる。当該規則 1.4.29 にしたがって、師 (upādhyāya) には〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される。次に、師を表す upādhyāya という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、upādhyāyāt が派生される。

【規則】

1.4.30 janikartuḥ prakṛtiḥ ||

/janī-kartṛ.GEN.SG prakṛti.NOM.SG/

[kārake 23, apādānam 24]

「jan『生まれる、生じる』の行為主体に関して、その本源に当たる行為実現要素は〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。」

【略説】

ある文のなかで生まれる行為や生じる行為が表現されているという条件下で、その行為の主体の本源として語られている行為実現要素は、〈apādāna 行為起点〉という術語を得る。

伝統的な解釈では、この規則の適用は動詞語基 jan そのものが使用されている場合に限られるものではない。生まれる行為や生じる行為が何らかの語によって表現されていれば、当該規則が適用可能となる³⁴。

【例】

gomayād vṛścika jāyate 「サソリは牛の糞から生まれる」では、jan「生まれる、生じる」という動詞が使用されており、行為実現要素としての牛の糞 (gomaya) は、行為主体であるサソリ (vṛścika) の「本源」に当たる。当該規則 1.4.30 にしたがって、牛の糞 (gomaya) には〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される。次に、牛の糞を表す gomaya という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、gomayāt が派生される。

【規則】

1.4.31 bhuvah prabhavaḥ ||

/bhū.GEN.SG prabhava.NOM.SG/

[kārake 23, apādānam 24, kartuḥ 30]

「bhū『なる、生じる』の行為主体に関して、その起源に当たる行為実現要素は〈apādāna 行為起点〉と呼ばれる。」

【略説】

ある文で表現されている「なる、生じる」という行為の行為主体について、その起源として語られている行為実現要素は、当該規則によって〈apādāna 行為起点〉という術語を得る。

先行規則 1.4.30 で述べられた本源 (prakṛti) と当該規則で述べられた起源 (prabhava) には違いがある。前者は事物が新たに生まれる原因 (kāraṇa, hetu) である。それに対して後者は、すでに何ら

³⁴ KV on A 1.4.30 (I.81).

かの原因によって生じている事物がはじめて姿を認められる場所である (prathamata upalabhyate)³⁵。

伝統的な解釈では、当該規則 1.4.31 の適用は動詞語基 bhū そのものが使用されている場合に限らない。なる・生じるという行為が何らかの語によって表現されていれば、当該規則が適用可能となる³⁶。

【例】

himavato gaṅgā prabhavati 「ガンジス川はヒマラヤ山脈から発生する」では、bhū 「なる、生じる」という動詞が使用されており、行為実現要素としてのヒマラヤ山脈 (himavat) は、行為主体であるガンジス川 (gaṅgā) の「起源」に当たる。当該規則 1.4.31 にしたがって、ヒマラヤ山脈 (himavat) には〈apādāna 行為起点〉という術語が付与される。次に、ヒマラヤ山脈を表す himavat という語の後に規則 2.3.28 によって奪格語尾が付与され、himavataḥ が派生される。

【規則】

1.4.32 karmanā yam abhipraiti sa sampradānam ||

/karman.INS.SG yad.ACC.SG abhi-pra-√i.PRES.3SG tad.NOM.SG sampradāna.NOM.SG/

[kārake 23]

「行為主体が行為対象を通じて志向する行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

先行規則 1.4.24–1.4.31 では術語〈apādāna 行為起点〉が規定された。当該規則 1.4.32 から術語〈sampradāna 行為受益者〉の規定が始まり、規則 1.4.41 まで続く。

行為主体が何らかの行為対象（通常は下記の【例】のように贈与物）をもって心を向けている相手（その物を与えようと考えている相手）は、当該規則 1.4.32 によって〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。

パタンジャリ（紀元前 2 世紀）は規則中の karman という語に「行為対象」だけではなく「行為そのもの」という意味も読み込む解釈を提示している³⁷。その場合には patye śete 「〔妻は〕夫のために横たわっている」といった文も当該規則によって説明される。この例では、横たわるという行為を通じて妻が志向している対象である夫 (pati) が、〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得ることになる。

【例】

upādhyāyāya gāṃ dadāti 「(弟子は) 師に牛を与える」では、「与える」という行為の行為主体たる弟子が行為対象たる牛 (go) を通じて志向している相手である師 (upādhyāya) が〈sampradāna 行

³⁵ KV on A 1.4.30–31 (L.81). 川村 (2017: 153 with n. 6) も参照せよ。

³⁶ KV on A 1.4.31 (L.81).

³⁷ MBh on A 1.4.32 (L.330.18–331.2).

為受益者〉と見なされる。この術語を与えることで、師を表す *upādhyāya* という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、*upādhyāyāya* が派生される。

【規則】

1.4.33 *rucyarthānām prīyamāṇaḥ* ||

/*ruci*-*artha*.GEN.PL *prīyamāṇa*.NOM.SG/

[*kāra*ke 23, *sampradānam* 32]

「*ruc* 『気に入る』のような意味を表す動詞語基に関して、嗜好する者に当たる行為実現要素は〈*sampradāna* 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

ruc 「気に入る」と同じような意味を表す動詞語基が使用されているという条件下で、ある対象を気に入っている者である行為実現要素は、当該規則によって〈*sampradāna* 行為受益者〉という術語を得る。

rucyarthānām という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

devadattāya rocate modakaḥ 「デーヴァダッタにとって丸い菓子はお気に入りだ (=デーヴァダッタは丸い菓子が好きだ)」では、「気に入る」を意味する動詞が使用されており、行為実現要素としてのデーヴァダッタ (*devadatta*) は「嗜好する者」に当たる。当該規則 1.4.33 にしたがって、デーヴァダッタ (*devadatta*) には〈*sampradāna* 行為受益者〉という術語が付与される。次に、デーヴァダッタを指す *devadatta* という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、*devadattāya* が派生される。

【規則】

1.4.34 *ślāghahnunsthāśapāñ jñīpsyamāṇaḥ* ||

/*ślāgha*-*hnu*Ñ-*sthā*-*śap*.GEN.PL *jñīpsyamāṇa*.NOM.SG/

[*kāra*ke 23, *sampradānam* 32]

「*ślāgh* 『自信 (確信?) をもつ、おだてる』、*hnu*Ñ 『否認する、謝罪する、隠す』、*sthā* 『(意思を) 表明する』および *śap* 『誓う』に関して、何かを知らせようとされる相手に当たる行為実現要素は〈*sampradāna* 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

規則中の *jñīpsyamāṇaḥ* は *jñāpayitum iṣyamāṇaḥ* または *bodhayitum abhipretāḥ* と言い換えられる語であり

38、「何かを知らせようと望まれている／意図されている者」を意味する。規則に挙がる4つの動詞語基のいずれかが使用されているという条件下で、当該の文が表現する事態において「何かを知らせようと望まれている／意図されている者」として機能する行為実現要素は、当該規則によって〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得る。ślāghahnuīsthāśapām という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

動詞語基 hnu は、物理的に何らかのモノを動かして隠したり、自らの何らかの性質を隠して振る舞うことを意味する可能性もあるが、規則中に列挙される他の動詞語基 (ślāgh, sthā, śap) と合わせ³⁹、hnu の場合も、発話を伴う行為を表すと解することもできる⁴⁰。

【例】

devadattāya ślāghate/hnute/tiṣṭhate/śapate 「デーヴァダッタに自信(確信?)をもつ／謝罪する(?)／[意思を]表明する(?)／誓う」では、ślāgh 「自信(確信?)をもつ、おだてる」などの動詞が使用されており、行為実現要素としてのデーヴァダッタ (devadatta) は「何かを知らせようとされる相手」に当たる。当該規則 1.4.34 にしたがって、デーヴァダッタ (devadatta) には〈sampradāna 行為受益者〉という術語が付与される。次に、デーヴァダッタを指す devadatta という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、devadattāya が派生される。

【規則】

1.4.35 dhārer uttamamṇah ||

/dhāri.GEN.SG uttama-mṇa.NOM.SG/

[kārake 23, sampradānam 32]

「使役語基 dhāri 『負債がある』に関して、債権者に当たる行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

規則中の dhāri は動詞語基 dhṛ 「保持する、支える」に使役接辞 NiC が付された形である(原義は「保持させる」)。そのような使役語基 dhāri が使用されているという条件下で、当該の文が表す事態において債権者として機能する行為実現要素は、術語〈sampradāna 行為受益者〉を得る。規則中の uttamamṇa はお金を貸す側の債権者を指す⁴¹。

³⁸ KV on A 1.4.34 (I.82).

³⁹ 当該の動詞語基 sthā の意味は、規則 1.3.23 において規定された「意思の表明」(prakāśana) であると考えられる。この意味を表す場合、sthā は規則 1.3.23 によってアートマネーバダ語尾をとる。規則 1.3.23 についてはキャット・川村 (2023: e161-e162) を見よ。

⁴⁰ Cf. Keidan (2021). 当該規則で列挙される4つの動詞語基が使われる具体的な例としては Speijer (1886 [2009]: 61-62) を参照せよ。

⁴¹ KV on A 1.4.35 (I.82).

dhāreḥ という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

devadattāya śataṃ dhārayati 「デーヴァダッタに百の負債がある」では、使役語基 dhāri 「負債がある」が使用されており、行為実現要素としてのデーヴァダッタ (devadatta) は「債権者」(貸し主)に当たる。当該規則 1.4.35 にしたがって、デーヴァダッタ (devadatta) には〈sampradāna 行為受益者〉という術語が付与される。次に、デーヴァダッタを指す devadatta という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、devadattāya が派生される。

【規則】

1.4.36 spr̥her īpsitaḥ ||

/spr̥hi.GEN.SG īpsita.NOM.SG/

[kārake 23, sampradānam 32]

「spr̥h 『憧れる、欲しがる』に関して、望まれるものに当たる行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

動詞語基 spr̥h 「憧れる、欲しがる」が使用されているという条件下で、望まれるものとして語られている行為実現要素は、当該規則によって〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得る。

spr̥heḥ という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

puṣpebhyaḥ spr̥hayati 「花々を欲しがっている」では、spr̥h 「憧れる、欲しがる」という動詞が使用されており、行為実現要素としての花 (puṣpa) は「望まれるもの」に当たる。当該規則 1.4.36 にしたがって、花 (puṣpa) には〈sampradāna 行為受益者〉という術語が付与される。次に、花を表す puṣpa という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、puṣpebhyaḥ が派生される。

【規則】

1.4.37 krudhadruher̥syāsūyārthānām yam prati kopaḥ ||

/krudha-druha-īr̥śya-asūya-artha.GEN.PL yad.ACC.SG prati kopa.NOM.SG/

[kārake 23, sampradānam 32]

「krudh 『怒る』、druh 『害を与えようとする』、īr̥śy 『嫉妬する』、asūy 『不満を言う、不機嫌である』のような意味を表す動詞語基に関して、怒りが向けられる相手に当たる行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

ここに挙がる 4 つの動詞語基が使用されているという条件下で、怒りが向けられる相手として語られている行為実現要素は、当該規則によって〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得る。krudhadruherṣyāsūyārthānām という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

『カーシカー注解』は、上記 4 つの動詞語基から派生される 4 つの行為名詞 krodha, droha, īrṣyā, asūyā をそれぞれ amarṣa 「怒り、苛立ち」、apakāra 「害すること」、akṣamā 「嫉妬」、guṇa-doṣāviṣkarāṇa 「人の諸性質に対して欠点を指摘すること」と言い換えている。『カーシカー注解』によれば、amarṣa 「怒り、苛立ち」は怒りそのものを表す一方で、残る apakāra 「害すること」、akṣamā 「嫉妬」、guṇa-doṣāviṣkarāṇa 「人の諸性質に対して欠点を指摘すること」は怒りに起因する行為である⁴²。したがって、これらの行為はいずれも、怒りを向ける相手を要求するものである。

【例】

devadattāya krudhyati/druhyati/īrṣyati/asūyati 「デーヴァダッタに怒る／害を与えようとする／嫉妬する／〔デーヴァダッタに対して〕不満を言う」では、「怒る」などを意味する動詞が使用されており、行為実現要素としてのデーヴァダッタ (devadatta) は「怒りが向けられる相手」に当たる。当該規則 1.4.37 にしたがって、デーヴァダッタ (devadatta) には〈sampradāna 行為受益者〉という術語が付与される。次に、デーヴァダッタを指す devadatta という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、devadattāya が派生される。

【規則】

1.4.38 krudhadruhor upasrṣṭayoh karma ||

/krudhā-druh.GEN.DU upasrṣṭa.GEN.DU karman.NOM.SG/

[kārake 23, yam prati kopah 37]

「動詞前接辞を伴う krudh 『怒る』 および druh 『害を与えようとする』 に関して、怒りが向けられる相手に当たる行為実現要素は〈karman 行為対象〉と呼ばれる。」

【略説】

当該規則は、先行規則 1.4.37 に対する例外規則 (apavāda) として機能する。先行規則 1.4.37 に従えば、動詞語基 krudh 「怒る」または druh 「害を与えようとする」が使用されるとき、怒りが向けられる相手として語られている行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得る。それに対して当該規則 1.4.38 は、これら 2 つの動詞語基 krudh と druh が動詞前接辞を伴うという条件下では、怒りが向けられる相手として語られている行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉ではなく〈karman 行為対象〉と呼ばれることを規定している。

⁴² KV on A 1.4.37 (I.82).

kruhdhruhoḥ という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

devadattam abhikrudhyati/abhidruhyati 「デーヴァダッタに怒る／害を与えようとする」では、動詞前接辞を伴う krudh 「怒る」および druh 「害を与えようとする」が使用されており、行為実現要素としてのデーヴァダッタ (devadatta) は「怒りが向けられる相手」に当たる。規則 1.4.37 に従えば、デーヴァダッタ (devadatta) に〈sampradāna 行為受益者〉という術語が付与され、最終的に与格語尾を伴う devadattāya が派生されてしまう。当該規則 1.4.38 を設けることで、デーヴァダッタ (devadatta) には〈karman 行為対象〉という術語が付与される。次に、デーヴァダッタを指す devadatta という語の後に規則 2.3.2 によって対格語尾が付与され、devadattam が正しく派生される。

【規則】

1.4.39 rādhīksyor yasya vipraśnaḥ ||

/rādh-īkṣi.GEN.DU yad.GEN.SG vipraśna.NOM.SG/

[kārake 23, sampradānam 32]

「rādh 『占う、予言する』および īkṣ 『占う、予言する』に関して、運命を問われる者に当たる行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

動詞語基 rādh 「占う、予言する」または īkṣ 「占う、予言する」が使用されているという条件下で、運命を問われる者として語られている行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得る。

rādhīksyoḥ という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

devadattāya rādhyaṭīkṣate 「デーヴァダッタに占いをする」では、rādh, īkṣ 「占う、予言する」という動詞が使用されており、行為実現要素としてのデーヴァダッタ (devadatta) は「運命を問われる者」に当たる。当該規則 1.4.39 にしたがって、デーヴァダッタ (devadatta) には〈sampradāna 行為受益者〉という術語が付与される。次に、デーヴァダッタを指す devadatta という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、devadattāya が派生される。

【規則】

1.4.40 pratyānbhyām śruvaḥ pūrvasya kartā ||

/prati-āñ.ABL.DU śru.GEN.SG pūrva.GEN.SG karṭ.NOM.SG/

[kārake 23, sampradānam 32]

「prati/āñ-śru 『約束する、同意する』に関して、先行する発話の行為主体に当たる行為実現要素は

〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

動詞前接辞 *prati* または *āN* を伴う動詞語基 *śru* 「約束する、同意する」が使用されているという条件下で、約束行為・同意行為の先行行為として設定される依頼行為の主体であった行為実現要素は、当該規則によって〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得る。

śruvaḥ という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

devadattāya gāṃ pratiśṛṇoti/āśṛṇoti 「デーヴァダッタに牛を〔与えると〕約束する」では、*prati/āN-śru* 「約束する、同意する」が使用されており、行為実現要素としてのデーヴァダッタ (*devadatta*) は「先行する発話の行為主体」に当たる。つまり「約束する」という行為に先行する発話として、デーヴァダッタが牛を願っていることが想定されている。当該規則 1.4.40 にしたがって、デーヴァダッタ (*devadatta*) には〈sampradāna 行為受益者〉という術語が付与される。次に、デーヴァダッタを指す *devadatta* という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、*devadattāya* が派生される。

【規則】

1.4.41 *anupratigṛṇās ca* ||

/anu-prati-gr.GEN.SG ca/

[kārake 23, sampradānam 32, pūrvasya kartā 40]

「また、*anu/prati-gṛ* 『〔呼びかけに〕応答して唱える』に関しても、先行する発話の行為主体に当たる行為実現要素は〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

動詞前接辞 *anu* または *prati* を伴う動詞語基 *gṛ* 「〔呼びかけに〕応答して唱える」が使用されているという条件下で、応答の先行行為として設定される発話行為の主体であった行為実現要素は、当該規則によって〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得る。*anu-gṛ* と *prati-gṛ* の意味「〔呼びかけに〕応答して唱える」はともに、先行して唱える者を促進する行為である⁴³。

anupratigṛṇaḥ という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

【例】

hotre 'nugṛṇāti 「〔アドゥヴァリユ祭官は〕ホートリ祭官〔の呼びかけに〕応答して唱える」では、*anu-gṛ* 「〔呼びかけに〕応答して唱える」（*prati-gṛ* の適用例は『カーシカー注解』には挙げられて

⁴³ KV on A 1.4.41 (I.83). より詳しくは Kawamura (2018: 87–89, n. 133) を見よ。

いない) が使用されており、行為実現要素としてのホートリ祭官 (hotṛ) は「先行する発話の行為主体」に当たる。つまり、アドゥヴァリユ祭官による「唱える」という行為に先行する発話として、ホートリ祭官が呼びかけていることが想定されている。当該規則 1.4.41 にしたがって、ホートリ祭官 (hotṛ) には〈sampradāna 行為受益者〉という術語が付与される。次に、ホートリ祭官を表す hotṛ という語の後に規則 2.3.13 によって与格語尾が付与され、hotre が派生される。

【規則】

1.4.42 sādhatamaṅ karaṇam ||

/sādhatama.NOM.SG karaṇa.NOM.SG/

[kārake 23]

「最有効因である行為実現要素は、〈karaṇa 行為手段〉と呼ばれる。」

【略説】

行為実現 (kriyāsiddhi) の最有効因 (sādhatama) として語られる行為実現要素は、当該規則によって〈karaṇa 行為手段〉という術語を得る。最有効因とは、行為の実現を卓越した形で扶助するもの (prakṛṣṭopakāraka) である⁴⁴。

【例】

paraśunā chinatti 「斧で割る」では、斧 (paraśu) は、「割る」という行為における「最有効因」(その行為を最もよく実現させる道具・手段) に当たる。当該規則 1.4.42 にしたがって、斧 (paraśu) には行為実現要素として〈karaṇa 行為手段〉という術語が付与される。次に、斧を表す paraśu という語の後に規則 2.3.18 によって具格語尾が付与され、paraśunā が派生される。

【規則】

1.4.43 divaḥ karma ca ||

/div.GEN.SG karman.NOM.SG ca/

[kārake 23, sādhatamaṅ karaṇam 42]

「div 『サイコロ遊びをする、賭博する』に関して、最有効因である行為実現要素は、〈karaṇa 行為手段〉に加えて〈karman 行為対象〉とも呼ばれる。」

【略説】

動詞語基 div が使用されているという条件下で、行為実現 (kriyāsiddhi) の最有効因 (sādhatama) として語られる行為実現要素は、当該規則により、〈karaṇa 行為手段〉に加えて〈karman 行為対象〉という術語で呼ばれることも許される。当該規則のように、単一名称部門 (規則 1.4.1 に対す

⁴⁴ KV on A 1.4.42 (I.83).

る【略説】を見よ)に属する規則であっても、規則自体が1つの対象に2つ以上の術語の付与を規定する場合には、その規定が優先される。

通常、行為実現の最有効因として振る舞う行為実現要素は直前の規則 1.4.42 によって〈karaṇa 行為手段〉と呼ばれる。最有効因については規則 1.4.42 に対する【略説】を参照せよ。また、divaḥ という属格形の解釈については規則 1.4.25 に対する【略説】を見よ。

何らかの行為実現要素に付与される術語は、一般的にはその術語類の定義の内容に沿う性格を有する対象に適用されるものである。一方で当該規則は、たとえばサイコロは賭博行為の手段としての性格をもっているにもかかわらず、それを〈karman 行為対象〉と呼ぶことも許している。

〈karman 行為対象〉と呼ばれる対象が通常もつ性格は、規則 1.4.49 で規定されるように「行為主体が最も得ようと望むもの」であることだが、「サイコロで賭博をする」(akṣān dīvyati ~ akṣair dīvyati) という文におけるサイコロは決して「行為主体が最も得ようと望むもの」ではない。そのようなサイコロに〈karman 行為対象〉という術語を付与するのは、サイコロを意味する akṣa という語の後に対格語尾を導入して akṣān という語形を得るためである。このように行為実現要素に付与される術語は、純粋に意味的な見地のみから適用されるものだけではなく、統語的な観点から適用されるものもある⁴⁵。

【例】

akṣān dīvyati ~ akṣair dīvyati 「サイコロ遊びをする」では、div 「サイコロ遊びをする、賭博する」が使用されており、行為実現要素としてのサイコロ (akṣa) は「最有効因」(その行為を最もよく実現させる道具・手段)に当たる。当該規則 1.4.43 にしたがって、サイコロ (akṣa) には〈karman 行為対象〉もしくは〈karaṇa 行為手段〉という術語の付与が許される。この術語の違いにしたがって、サイコロを表す akṣa という語の後に対格語尾(規則 2.3.2、行為対象の場合)もしくは具格語尾(規則 2.3.18、行為手段の場合)が付与され、akṣān, akṣaiḥ がそれぞれ派生される。

【規則】

1.4.44 parikrayaṇe sampradānam anyatarasyām ||

/parikrayaṇa.LOC.SG sampradāna.NOM.SG anyatarasyām/

[kārake 23, sādhatamam 42]

「『雇う、買う』という行為が表されている場合、最有効因である行為実現要素は任意に〈sampradāna 行為受益者〉と呼ばれる。」

【略説】

「雇う、買う」という行為が表わされているとき、行為実現 (kriyāsiddhi) の最有効因

⁴⁵ Cf. Cardona (1997: 138–139).

(sādhakatama) として語られる行為実現要素は、当該規則によって任意に〈sampradāna 行為受益者〉という術語を得る。〈sampradāna 行為受益者〉という術語が適用されない場合には、代わりに〈karaṇa 行為手段〉という術語が適用される。最有効因については規則 1.4.42 に対する【略説】を参照せよ。

parikrayaṇa 「雇用」という語は、ある特定の期間、賃金などを通じて受け入れることを意味する。永続的に買い取ることではない⁴⁶。

【例】

śatena ~ śatāya parikrīto 'nubrūhi 「おまえは百で雇われたな？」⁴⁷ では、「雇う、買う」という行為が表されており、行為実現要素としての賃金、つまり百 (śata) は「最有効因」（その行為を最もよく実現させる道具・手段）に当たる。当該規則 1.4.44 にしたがって、百 (śata) には〈karaṇa 行為手段〉もしくは〈sampradāna 行為受益者〉という術語の付与が許容される。この術語の違いにしたがって、百を表す śata という語の後に具格語尾（規則 2.3.18、行為手段の場合）もしくは与格語尾（規則 2.3.13、行為受益者の場合）が付与され、śatena, śatāya がそれぞれ派生される。

【規則】

1.4.45 ādhāro 'dhikaraṇam ||

/ādhāra.NOM.SG adhikaraṇa.NOM.SG/

[kārake 23]

「場である行為実現要素は、〈adhikaraṇa 行為基体〉と呼ばれる。」

【略説】

行為を支える何らかの場 (ādhāra) として語られる行為実現要素は、当該規則によって〈adhikaraṇa 行為基体〉という術語を得る。

場が行為を直接的に支えることはできない。何らかの場で何らかの行為の拠り所となっている行為主体が行為対象を直接的に支えることで、当該の場は行為を間接的に支えるものとして機能する⁴⁸。以下の【例】に挙げる文において、むしろ (kaṭa) は座している行為の行為主体を支えることによって行為を支える場として機能している。

【例】

kaṭe āste 「むしろに座っている」では、むしろ (kaṭa) は、「座る」という行為に対する「場」に

⁴⁶ KV on A 1.4.44 (I.84).

⁴⁷ anubrūhi は「復唱せよ」を意味する 2 人称命令形である。しかし、『名詞語基表』の 85 番目の語群 (GP 85) に登録されている小辞の中に brūhi という形式が見られることから、anubrūhi は同意や確認を求める小辞の一種とも考えられる。Sharma (1990: 253) の “You are hired for a hundred, aren't you” を参照せよ。

⁴⁸ Cf. KV on A 1.4.45 (I.84).

当たる。当該規則 1.4.45 に従って、行為実現要素であるむしろ (kaṭa) には〈adhikaraṇa 行為基体〉という術語が付与される。次に、むしろを表す kaṭa という語の後に規則 2.3.36 によって所格語尾が付与され、kaṭe が派生される。

【規則】

1.4.46 adhiśīṅsthāsān karma ||

/adhi-śīṅ-sthā-ās.GEN.PL karman.NOM.SG/

[kāraḥ 23, ādhāraḥ 45]

「adhi-śīṅ『～で休む、～の上に横たわる』、adhi-sthā『～に立つ／身を置く』および adhi-ās『～の上に座る、～に居座る』に関して、場である行為実現要素は〈karman 行為対象〉と呼ばれる。」

【略説】

直前の規則 1.4.45 によって、行為を支える何らかの場 (ādhāra) として語られる行為実現要素は〈adhikaraṇa 行為基体〉という術語で呼ばれることが規定された。それに対して当該規則 1.4.46 は、何らかの対象が行為を支える場として機能する場合でも、動詞前接辞 adhi を伴う動詞語基 śīṅ, sthā, ās が使用されているならば、その対象は〈karman 行為対象〉という術語を得ることを規定する。このように、規則 1.4.46 は規則 1.4.45 に対する例外規則 (apavāda) である。

規則 1.4.43 における【略説】において、行為実現要素に付与される術語は意味的な見地から適用されるものだけではなく、統語的な観点から適用されるものもあることを述べたが、当該規則 1.4.46 や続く規則 1.4.47-48 で規定される術語〈karman 行為対象〉は後者の種のものである。

【例】

grāmam adhiśete 「村で休んでいる／横たわっている」、grāmam adhiṣṭhati 「村に立っている／身を置いている」、parvatam adhyāste 「山に居座っている」では、adhi-śīṅ「～で休む、～の上に横たわる」、adhi-sthā「～に立つ／身を置く」および adhi-ās「～の上に座る、～に居座る」が使用されており、行為実現要素としての村 (grāma) または山 (parvata) は、これらの動詞が表す行為の「場」(ādhāra) に当たる。当該規則 1.4.46 に従って、行為実現要素である村 (grāma) または山 (parvata) には〈karman 行為対象〉という術語が付与される。次に、村を表す grāma、山を表す parvata という語の後に規則 2.3.2 によって対格語尾が付与され、grāmam, parvatam がそれぞれ派生される。

【規則】

1.4.47 abhinivīśāś ca ||

/abhi-ni-viś.GEN.SG ca/

[kārake 23, ādhāraḥ 45, karma 46]

「また、abhi-ni-viś『～に入る』に関しても、場である行為実現要素は〈karman 行為対象〉と呼ばれる。」

【略説】

先行する規則 1.4.45 によって、行為を支える何らかの場 (ādhāra) として語られる行為実現要素は〈adhikaraṇa 行為基体〉という術語で呼ばれることが規定された。それに対して当該規則 1.4.47 は、何らかの対象が行為を支える場として機能する場合でも、動詞前接辞 adhi-ni を伴う動詞語基 viś が使用されているならば、その対象は〈karman 行為対象〉という術語を得ることを規定する。このように、規則 1.4.47 は規則 1.4.45 に対する例外規則 (apavāda) である。

当該規則 1.4.47 の規定する術語〈karman 行為対象〉が、意味的な観点ではなく統語的な観点から適用されるものであることについては、規則 1.4.43 と 1.4.46 に対する【略説】を参照せよ。

【例】

grāmam abhinivīśate 「村に入る」では、abhi-ni-viś「～に入る」が使用されており (abhinivīśate のアートマネーパダ語尾 [中動人称語尾] は規則 1.3.17 による)、行為実現要素としての村 (grāma) は、動詞が表す行為の「場」 (ādhāra) に当たる。当該規則 1.4.47 に従って、村 (grāma) 〈karman 行為対象〉という術語が付与される。次に、村を表す grāma という語の後に規則 2.3.2 によって対格語尾が付与され、grāmam が派生される。

【規則】

1.4.48 upānvadhyāñvasaḥ ||

/upa-anu-adhi-āñvas.GEN.SG/

[kārake 23, ādhāraḥ 45, karma 46]

「upa/anu/adhi/āñvas『定住する、〔ある場所を〕占める』に関して、場である行為実現要素は〈karman 行為対象〉と呼ばれる。」

【略説】

先行する規則 1.4.45 によって、行為を支える何らかの場 (ādhāra) として語られる行為実現要素は〈adhikaraṇa 行為基体〉という術語で呼ばれることが規定された。それに対して当該規則 1.4.48 は、何らかの対象が行為を支える場として機能する場合でも、動詞前接辞 upa, anu, adhi, āñvas を伴う動詞語基 vas が使用されているならば、その対象は〈karman 行為対象〉という術語を得ることを規定す

る。このように、規則 1.4.48 は規則 1.4.45 に対する例外規則 (apavāda) である。

カーティヤーヤナ (紀元前 3 世紀) の追加規定によれば、動詞語基 *vas* が食事に関わる意味を表す場合には、それが規則 1.4.48 に列挙された動詞前接辞を伴うとしても、場である行為実現要素が〈*karman* 行為対象〉と呼ばれることは禁止される。その代わりに、規則 1.4.45 によって〈*adhikaraṇa* 行為基体〉という術語が適用される。たとえば *grāma upavasati* 「村で断食／節食をしている」において、*upa* を伴う動詞語基 *vas* は食事に関わる意味を表しており、それゆえに村 (*grāma*) は〈*karman* 行為対象〉ではなく〈*adhikaraṇa* 行為基体〉と呼ばれる⁴⁹。

当該規則 1.4.48 の規定する術語〈*karman* 行為対象〉が、意味的な観点ではなく統語的な観点から適用されるものであることについては、規則 1.4.43 と 1.4.46 に対する【略説】を参照せよ。

【例】

grāmam upa/anu/adhi/ā-vasati senā 「軍隊は村に駐屯する」では、*upa/anu/adhi/ā-vas* 「定住する、〔ある場所を〕占める」が使用されており、行為実現要素としての村 (*grāma*) は、動詞が表す行為の「場」(*ādihāra*) に当たる。当該規則 1.4.48 に従って、村 (*grāma*) には〈*karman* 行為対象〉という術語が付与される。次に、村を表す *grāma* という語の後に規則 2.3.2 によって対格語尾が付与され、*grāmam* が派生される。

【規則】

1.4.49 *kartur īpsitatamañ karma* ||

/kartṛ.GEN.SG īpsitatama.NOM.SG karman.NOM.SG/

[*kārake* 23]

「行為主体が最も得ようと望む行為実現要素は、〈*karman* 行為対象〉と呼ばれる。」

【略説】

行為主体が行為を通じて最も得ようと望む対象である行為実現要素は、当該規則によって〈*karman* 行為対象〉という術語を得る。

【例】

kaṭaṃ karoti 「むしろを作る」では、むしろ (*kaṭa*) は「作る」という行為における「行為主体が最も得ようと望む」要素に当たる。当該規則 1.4.49 に従って、むしろ (*kaṭa*) には〈*karman* 行為対象〉という術語が付与される。次に、むしろを表す *kaṭa* という語の後に規則 2.3.2 によって対格語尾が付与され、*kaṭam* が派生される。

⁴⁹ vt. 1 on A 1.4.48 (I.332.5), MBh on vt. 1 to A 1.4.48 (I.332.6).

【規則】

1.4.50 tathāyuktañ cānīpsitam ||

/tathā-yukta.NOM.SG ca an-īpsita.NOM.SG/

[kārake 23, karma 49]

「また、〔行為主体が最も得ようと望む行為実現要素と〕同様に結びつけられた行為実現要素も、〈karman 行為対象〉と呼ばれる、たとえそれが望まれていないものであっても。」

【略説】

直前の規則 1.4.49 では、行為主体が行為を通じて最も得ようと望む (īpsitatama) 行為実現要素は〈karman 行為対象〉と呼ばれることが規定された。それに対して当該規則 1.4.50 は、同じく行為を通じて行為主体が得ることになる行為の対象は、仮にそれが望まれないもの (anīpsita) であっても、同じ〈karman 行為対象〉という術語で呼ばれることを規定している。望まれないものは、嫌悪されるべき対象 (dvesya) と無関心な対象の2つを含む⁵⁰。

【例】

viṣaṃ bhakṣayati 「(誤って) 毒を飲んでしまう」では、毒 (viṣa) は「飲む」という行為における「行為主体が最も得ようと望む」要素とは見なされないが、行為とその行為によって得られる対象の結びつきという点で、規則 1.4.49 と同様の関係が成り立っている。この場合、毒 (viṣa) は「望まれていない」(anīpsita) ものであるが、当該規則 1.4.50 によって〈karman 行為対象〉という術語を付与することが可能となる。次に、毒を表す viṣa という語の後に規則 2.3.2 によって対格語尾が付与され、viṣam が派生される。

【規則】

1.4.51 akathitañ ca ||

/a-kathita.NOM.SG ca/

[kārake 23, karma 49]

「〔他の規則で〕語られていない行為実現要素も、〈karman 行為対象〉と呼ばれる。」

【略説】

当該規則は、行為実現要素に術語を付与する他の規則によっては特定の術語を付与されない、言い換えれば、〈apādāna 行為起点〉といった特定の術語によっては語られていない行為実現要素に対して、〈karman 行為対象〉という術語を与える規則である⁵¹。

⁵⁰ KV on A 1.4.50 (I.85).

⁵¹ Cf. KV on A 1.4.51 (I.85). この種の「語られていない行為対象」(akathita-karman) の概要については Deshpande (1991) が参考になる。この種の行為対象が表現される文には二重対格が現れるが、当該の文が受動文になるとき、2つ現れている対格形のどちらが主格形になり、どちらが対格形として残るかについて、インドの伝統文法ではそれを形

たとえば *gām dogdhi payaḥ* 「牛の乳を絞る」において、乳 (*payas*) は行為主体が搾乳行為を通じて最も得ようと望む対象であるから、規則 1.4.49 によって〈*karman* 行為対象〉と呼ばれる。一方、牛 (*go*) は最も得ようと望まれる対象ではないから、規則 1.4.49 による術語〈*karman* 行為対象〉の適用は許されず、また、他の規則によって他の術語を付与することも意図されていない。このような牛は、当該規則 1.4.51 によって〈*karman* 行為対象〉と呼ばれ、*gām* という対格形に説明が与えられることになる。この場合、乳は主要な行為対象 (*pradhānakarman*)、牛は主要でない行為対象 (*apradhānakarman*) である。

規則 1.4.51 が説明することになる対格形をとる動詞語基は『大注釈』 (*Mahābhāṣya*) や『定説の月光』 (*Siddhāntakaumudī*) に列挙されている⁵²。

【例】

gām dogdhi payaḥ 「牛の乳を絞る」や *māṇavakaṃ panthānaṃ pṛcchati* 「少年に道を訪ねる」では、「絞る」・「訪ねる」という行為において、乳 (*payas*) ・道 (*pathin*) はそれぞれ行為主体にとって「最も得ようと望む」(*īpsitatama*) 行為実現要素と見なされるため、規則 1.4.49 に従って〈*karman* 行為対象〉という術語を得る (対格語尾の付与は規則 2.3.2 による)。一方、「絞る」・「訪ねる」という行為において、牛 (*go*) ・少年 (*māṇavaka*) は、行為主体にとって「最も得ようと望む」行為実現要素ではなく、行為の実現に関しては二次的な要素に該当する。このように、規則 1.4.49 の定義を満たさず、また他の規則によって定義されていない行為実現要素は、規則 1.4.51 によって〈*karman* 行為対象〉と呼ばれる。次に、牛を表す *go* や少年を表す *māṇavaka* という語の後には、規則 2.3.2 によって対格語尾が付与され、それぞれ *gām*, *māṇavakaṃ* が派生される。*yāc*, *bhikṣ* 「誰々に何々を乞う」や *brū*, *sās* 「誰々に何々を言う／説明する」など、二重対格をとる動詞についても同様に説明される。

【規則】

1.4.52 *gatibuddhipratyavasānārthaśabdakarmākarmakāṇām aṇikartā sa ṇau* ||

/gati-buddhi-pratyavasāna-artha-śabda-karman-akarmaka.GEN.PL a-Ṇi-kartṛ.NOM.SG tad.NOM.SG Ṇi.LOC.SG/

[*kāra* 23, *karma* 49]

「移動・知覚・摂取を表す動詞語基、発声行為を表す動詞語基、および行為対象をもたない動詞語基に関して、接辞 *Ṇi* が付与されていない場合の行為主体に当たる行為実現要素は、接辞 *Ṇi* が付与されるとき〈*karman* 行為対象〉と呼ばれる。」

式の面から決めるための一般規則は設けられていない。Deshpande (1991)は、そのような受動文において主格形をとる側を決めるための基準についても考察をなしている有益である。関連して小川 (2012, 2014) も参照せよ。

⁵² Deshpande (1991: 33, n. 4).

【略説】

規則 1.4.52 は、特定の動詞語基が使役形として使用されるとき、その動詞語基が使役形として使用されていない文で行為主体として振る舞っていた対象に、術語〈karman 行為対象〉を付与する規則である。規則 1.3.67 と同様⁵³、規則中に述べられる *ni* は使役接辞 *ṆiC* (規則 3.1.26) を指す。

動詞語基 *gam* 「行く」が使役形として使用されていない文 *gacchati māṇavako grāmam* 「少年は村に行く」において、行為主体として機能しているのは少年 (*māṇavaka*) である。この少年は、動詞語基 *gam* が使役形として使用されている文 *gamayati māṇavakaṃ grāmam* 「少年を村に行かせる」において、規則 1.4.52 により〈karman 行為対象〉と呼ばれ、それゆえに *māṇavakaṃ* という対格形が成立する。他の動詞語基の例については、以下の【例】を見よ。

gamayati māṇavakaṃ grāmam 「少年を村に行かせる」のような使役文において、使役される少年は、何らかの行為へと促す使役の働きを通じて行為主体が「最も得ようと望む対象」(*īpsitatama*) と見なせるため、そのような少年への術語〈karman 行為対象〉の付与は規則 1.4.49 によって成立する。したがって、もし規則 1.4.52 を新たな対象に術語を新規に付与する規則と考えてしまうと、この規則が定式化されている意味が失われる。当該規則 1.4.52 は、使役される者として振る舞うすべての対象が規則 1.4.49 によって〈karman 行為対象〉と呼ばれてしまうことを防ぐため、特定の対象だけに〈karman 行為対象〉という術語を付与することを規定する制限規則 (*niyamasūtra*) である⁵⁴。

【例】

gacchati māṇavako grāmam 「少年は村に行く」では、動詞 *gacchati* には使役接辞 *ṆiC* (規則 3.1.26) が付与されておらず、行為主体は少年 (*māṇavaka*) である (規則 1.4.54)。一方、使役接辞 *ṆiC* が付与された場合の *gamayati māṇavakaṃ grāmam* 「少年を村に行かせる」では、当該規則 1.4.52 に従って少年 (*māṇavaka*) は〈karman 行為対象〉と呼ばれる (対格語尾の付与は規則 2.3.2 による)。以下の例も同様である。

- ・ 知覚動詞： *budhyate māṇavako dharmam* 「少年は法を認識する」 > *bodhayati māṇavakaṃ dharmam* 「少年に法を認識させる」
- ・ 摂取動詞： *bhūṅkte māṇavaka odanam* 「少年は粥を食べる」 > *bhojayati māṇavakaṃ odanam* 「少年に粥を食べさせる」
- ・ 発声行為を表す動詞： *paṭhati māṇavako vedam* 「少年はヴェーダを唱える」 > *pāṭhayati māṇavakaṃ vedam* 「少年にヴェーダを唱えさせる」
- ・ 行為対象をもたない動詞： *āste devadattaḥ* 「デーヴァダッタは座っている」 > *āsayati devadattam* 「デーヴァダッタを座らせる」

⁵³ 規則 1.3.67 についてはキャット・川村 (2023: e199–e200) を参照せよ。

⁵⁴ Cardona (1997: 177–178).

【規則】

1.4.53 hr̥kror anyatarasyām ||

/hr̥-kr̥.GEN.DU anyatarasyām/

[kārake 23, karma 49, añikartā sa nau 52]

「hr̥『運ぶ、持っていく』および kr̥『する、作る』に関して、接辞 Ni が付与されていない場合の行為主体に当たる行為実現要素は、接辞 Ni が付与されるとき任意に〈karman 行為対象〉と呼ばれる。」

【略説】

規則 1.4.53 は、動詞語基 hr̥ または kr̥ が使役形として使用されるとき、その動詞語基が使役形として使用されていない文で行為主体として振る舞っていた対象に、術語〈karman 行為対象〉を任意に付与する規則である。規則 1.3.67 と同様⁵⁵、規則中に述べられる ni は使役接辞 NiC (規則 3.1.26) を指す。

直前の規則 1.4.52 で特定化されている動詞語基の場合には、術語〈karman 行為対象〉は必ず適用されるが、当該規則で述べられる動詞語基 hr̥ と kr̥ の場合には、その適用は任意である。術語〈karman 行為対象〉が適用されないとき、使役される者は規則 1.4.54 によって〈kart̥r 行為主体〉と呼ばれる。使役される者は、使役される形で従事している行為に対して、自主的な (svatantra) 行為者と見なせるからである⁵⁶。

【例】

harati bhāraṃ māṇavakah 「少年は荷物を運ぶ」では、動詞 harati (動詞語基 hr̥ 「運ぶ、持っていく」) には使役接辞 NiC (規則 3.1.26) が付与されておらず、行為主体は少年 (māṇavaka) である (規則 1.4.54)。一方、使役接辞 NiC が付与された場合の hārayati bhāraṃ māṇavakaṃ ~ māṇavakena 「少年に荷物を運ばせる」では、当該規則 1.4.53 に従って少年 (māṇavaka) は、〈karman 行為対象〉とも〈kart̥r 行為主体〉 (規則 1.4.54) とも呼ばれる。行為対象の場合には対格語尾が付与され (規則 2.3.2)、行為主体の場合には具格語尾が付与されて (規則 2.3.18)、それぞれ māṇavakam, māṇavakena が派生される。動詞語基 kr̥ 「する、作る」の場合も同様である : karoti kaṭaṃ devadattaḥ 「デーヴァダッタはむしろを作る」 > kārayati kaṭaṃ devadattaṃ ~ devadattena 「デーヴァダッタにむしろを作らせる」。

⁵⁵ 規則 1.3.67 についてはキャット・川村 (2023: e199–e200) を参照せよ。

⁵⁶ 使役される者は使役される点で使役者に依存している (paratantra) が、一度使役されて行為に従事し始めれば、使役者がいなくとも行為を遂行することができる点で自主的なもの (svatantra) と言える。このような考え方については、川村 (2022: 129–130 [§3.6.3]) を参照せよ。

【規則】

1.4.54 svatantraḥ kartā ||

/svatantra.NOM.SG kartṛ.NOM.SG/

[kārake 23]

「自主的な行為実現要素は〈kartṛ 行為主体〉と呼ばれる。」

【略説】

規則 1.4.54 は、行為の完遂 (kriyāsiddhi) にとって自主的、自立的なものとして語られる行為実現要素に術語〈kartṛ 行為主体〉を付与する規則である⁵⁷。「自主的、自立的」(svatantra)を『カーシカー注解』は「主要なものである」(pradhānabhūta)、「従属要素になっていない」(aguṇībhūta)と言いつ換えている⁵⁸。

devadattaḥ pacati「デーヴァダッタは煮ている」において、行為主体であるデーヴァダッタは、誰か別の者に促されることなくして自主的、自立的に行為を遂行している存在である。このような行為主体は他の行為実現要素を行為へと促す者 (pravartayitṛ) と言われる⁵⁹。デーヴァダッタが鍋で粥を煮ているとき、鍋はデーヴァダッタに促されることで初めて行為に参加することができる。しかし、ひとたび行為に従事し始めれば、鍋はそれ自身の行為 (収納行為や保持行為) を自主的、自立的に行うことができる。sthālī pacati「鍋は煮ている」は、自身の行為の行為主体として鍋を語る表現である⁶⁰。

【例】

devadattaḥ pacati「デーヴァダッタは煮ている」や sthālī pacati「鍋は煮ている」では、「煮る」という行為において、デーヴァダッタ (devadatta)・鍋 (sthālī) は、自主的な行為実現要素と見なされるため、規則 1.4.54 に従って〈kartṛ 行為主体〉という術語を得る (主格語尾の付与は規則 2.3.46 による)。

【規則】

1.4.55 tatprayojako hetuś ca ||

/tat-prayojaka.NOM.SG hetu.NOM.SG ca/

[kārake 23, svatantraḥ kartā 54]

「自主的な行為主体 X をある行為へ促す行為実現要素 Y は、〈kartṛ 行為主体〉に加えて〈hetu 使用者〉とも呼ばれる。」

⁵⁷ 行為主体という存在の特徴については Ogawa (2007) に詳しい論述がある。

⁵⁸ KV on A 1.4.54 (I.87).

⁵⁹ 川村 (2022: 130 [§3.6.4])。

⁶⁰ Cf. 川村 (2022: 122 [§3.2.2], 129–130 [§3.6.3])。

【略説】

直前の規則 1.4.54 は、自主的な行為実現要素が〈kartṛ 行為主体〉と呼ばれることを規定している。当該規則 1.4.55 では、そのような行為実現要素を使役する者は、〈kartṛ 行為主体〉に加えて〈hetu 使役者〉という術語を得ることが規定されている。

当該規則のように、単一名称部門（規則 1.4.1 に対する【略説】を見よ）に属する規則であっても、規則自体が1つの対象に2つ以上の術語の付与を規定する場合には、その規定が優先される。

【例】

kārayati 「Y は X に〔何かを〕作らせる」では、自主的な行為主体 Y は別の自主的な行為主体 X を「作る」行為へ促す行為実現要素と見なされるため、規則 1.4.55 に従って〈kartṛ 行為主体〉に加えて〈hetu 使役者〉という術語を得る。kārayati は動詞語基 kṛ 「する、作る」に使役接辞 NiC（規則 3.1.26）が付与された形あり、使役者が表されることが接辞 NiC の導入条件となっている。このように、主に使役形の派生において規則 1.4.55 は役割を果たす⁶¹。

【規則】

1.4.56 prāg rīśvarān nipātāḥ ||

/prāk rīśvara.ABL.SG nipāta.NOM.PL/

「〔ここから〕rīśvara（規則 1.4.97）より前で言及される項目は〈nipāta 小辞〉と呼ばれる。」

【略説】

当該規則から規則 1.4.97 までに言及される項目に〈nipāta 小辞〉という術語を付与するための規則である⁶²。これらの規則は、1つの対象に付与される術語は1つに限ることを規定する規則 1.4.1 の支配下にあるため、本来ならば、より後続する規則で規定される術語の適用のみが許される（規則 1.4.2）。そうであっても、当該規則 1.4.56 の規則自体の効力により、1つの対象に2つ以上の術語が与えられる。さもなければ、当該規則をパーニニが定式化している意味がなくなるからである。具体的には、ある1つの対象は当該規則 1.4.56 によって〈nipāta 小辞〉と呼ばれつつ、別の諸規則によって〈upasarga 動詞前接辞〉、〈gati ガティ〉、〈karmapravacanīya 関係標示語〉といった術語でも呼ばれることになる⁶³。〈nipāta 小辞〉と呼ばれる項目は規則 1.1.37 を通じて〈avyaya 不変化詞〉とも呼ばれる。

規則 1.4.56 の効力が続くのは規則 1.4.97: adhir īśvare までであるが、その規則 1.4.97 を指すために īśvara ではなく rīśvara というように adhir の最終音-r を含めた形が使用されているのは、規則 1.4.56 の効力が続くのが、同じく īśvara という語形が現れる規則 3.4.13 までではないことを示すためであ

⁶¹ Cf. Cardona (1971: 27).

⁶² nipāta という語がもつ意味合いについては Renou (1942 [1957]: 438) や Joshi and Roodbergen (1995: 164) を参照せよ。

⁶³ Cf. KV on A 1.4.56 (I.87).

る⁶⁴。

【例】

続く規則 1.4.57 から規則 1.4.97 までに言及される項目は当該規則 1.4.56 によって〈nipāta 小辞〉という術語を得る。

【規則】

1.4.57 cādayo 'sattve ||

/ca-ādi.NOM.PL a-sattva.LOC.SG/

[nipātāḥ 56]

「ca 『また』等の項目は〈nipāta 小辞〉と呼ばれる、実体を指す場合を除いて。」

【略説】

ca 等の項目に〈nipāta 小辞〉という術語を付与する規則である。規則が述べる ca 等の項目 (cādi) は、『名詞語基表』の 85 番目の語群 (GP 85) に列挙される一群の項目を指す。それらの項目が実体 (sattva) を表す場合には、術語〈nipāta 小辞〉は適用されない。『カーシカー注解』によれば、規則中の sattva という語は dravya 「実体」という語と同義である⁶⁵。

【例】

『名詞語基表』の 85 番目の語群 (GP 85) に列挙される ca 「また」、vā 「あるいは」、ha 「実に」、aha 「まさに」などの数多くの項目は、当該規則 1.4.57 によって〈nipāta 小辞〉という術語を得る。この語群には、「見よ」を意味する小辞 paśu が含まれている。しかし、たとえば paśur vai puruṣaḥ 「人間は犠牲獣である」のような例では、paśu は実体を差すため、〈nipāta 小辞〉とは呼ばれない。小辞は規則 1.1.37 によって〈avyaya 不変化詞〉と呼ばれるが、不変化詞は規則 1.2.45 により〈prātipadika 名詞語幹〉と呼ばれるため、不変化詞にも名詞格語尾が付与される (規則 4.1.2)。実体を指す paśu 「犠牲獣」の場合は、格語尾がそのまま現れる。一方、小辞としての paśu 「見よ」は不変化詞と呼ばれることからその格語尾にゼロが代置される (規則 2.4.82)。

【規則】

1.4.58 prādayaḥ ||

/pra-ādi.NOM.PL/

[nipātāḥ 56, asattve 57]

「pra 『前方へ』等の項目は〈nipāta 小辞〉と呼ばれる、実体を指す場合を除いて。」

⁶⁴ KV on A 1.4.56 (I.87).

⁶⁵ KV on A 1.4.57 (I.88).

【略説】

pra 等の項目に〈nipāta 小辞〉という術語を付与する規則である。規則が述べる pra 等の項目 (prādi) は、『名詞語基表』の 154 番目の語群 (GP 154) に列挙される一群の項目を指す。それらの項目が実体 (sattva) を表す場合には、術語〈nipāta 小辞〉は適用されない。

当該規則 1.4.58 は、特定の項目に術語〈nipāta 小辞〉を付与する点およびその術語付与は問題の項目が実体を表示する場合を除くとする点で、直前の規則 1.4.57 と同じ規定内容をもつ。したがって、規則 1.4.57 と 1.4.58 を 1 つにまとめることもできそうだが、『カーシカー注解』によれば、規則 1.4.58 が別立てされるのは、pra 等の項目だけが後続の規則 1.4.59 に継起して、その pra 等の項目だけに術語〈upasarga 動詞前接辞〉が付与されることを示すためである⁶⁶。

規則 1.4.58 はカーティヤーヤナの時代には規則 1.4.59 と一緒に 1 つの規則 *prādaya upasargāḥ kriyāyoge をなしており、カーティヤーヤナはこの規則を prādayaḥ と upasargāḥ kriyāyoge の 2 つに規則分割 (yogavibhāga) することを提案している⁶⁷。それは、pra 等の項目に術語〈nipāta 小辞〉を適用するためである⁶⁸。現行のパーニニ文典のテキストはこのカーティヤーヤナの追加規定に従って規則が 2 つに分かれた形をとっている。

【例】

『名詞語基表』の 154 番目の語群 (GP 154) に列挙される pra 「前方へ」、parā 「離れて」、apa 「離れて」、sam 「共に」などの項目は、当該規則 1.4.58 によって〈nipāta 小辞〉という術語を得る。この語群には、「離れて」を意味する小辞 parā が含まれている。しかし、たとえば parā jayati senā 「敵軍は勝利する」のような例では、parā 「相手側のもの、敵対する側のもの」は実体を差すため、〈nipāta 小辞〉とは呼ばれない。小辞における格語尾の現れ方については規則 1.4.57 に対する【例】の説明を見よ。

【規則】

1.4.59 upasargāḥ kriyāyoge ||

/upasarga.NOM.PL kriyā-yoga.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, prādayaḥ 58]

「小辞 pra 『前方へ』等の項目は〈upasarga 動詞前接辞〉と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

『名詞語基表』の 154 番目の語群 (GP 154) に列挙される pra 等の項目は、直前の規則 1.4.58 によって〈nipāta 小辞〉という術語を付与される。当該規則 1.4.59 は、動作・行為 (kriyā) を表示する

⁶⁶ KV on A 1.4.57 (I.88).

⁶⁷ vt. 1 on A 1.4.58–59 (I.341.11), cf. Joshi and Roodbergen (1995: 169).

⁶⁸ vts. 2–3 on A 1.4.58–59 (I.341.14–16).

語と共に使用されるという条件下で、その同じ pra 等の項目に術語〈upasarga 動詞前接辞〉を付与する規則である。

〈nipāta 小辞〉という術語を付与された pra 等の項目には、一定の条件下で、下位分類としての術語〈upasarga 動詞前接辞〉が付与される、という構造になる⁶⁹。

【例】

praṇayati 「前へ導く」では、pra 「前方へ」は「導く」(nayati) という動作と結びつけられており、その結果、pra は規則 1.4.59 により〈upasarga 動詞前接辞〉と呼ばれることになる。この術語を与えることで規則 8.4.14 が適用され、n に ṇ が代置される：pra-nayati > pra-ṇayati.

【規則】

1.4.60 gatiś ca ||

/gati.NOM.SG ca/

[nipātāḥ 56, prādayaḥ 58, upasargāḥ kriyāyoge 59]

「小辞 pra 『前方へ』等の項目は、〈upasarga 動詞前接辞〉に加えて〈gati ガティ〉とも呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

『名詞語基表』の 154 番目の語群 (GP 154) に列挙される pra 等の項目は、先行する規則 1.4.58 によって〈nipāta 小辞〉という術語を付与される。さらに同じ pra 等の項目は、動作・行為 (kriyā) を表示する語と共に使用されるという条件下で、直前の規則 1.4.59 によって術語〈upasarga 動詞前接辞〉を付与される。当該規則 1.4.60 は、同じく動作・行為 (kriyā) を表示する語と共に使用されるという条件下で、〈upasarga 動詞前接辞〉に加えて〈gati ガティ〉という術語を pra 等の項目に付与する規則である。当該規則のように、単一名称部門 (規則 1.4.1 に対する【略説】を見よ) に属する規則であっても、規則自体が 1 つの対象に 2 つ以上の術語の付与を規定する場合には、その規定が優先される。

〈gati ガティ〉という術語の付与は、複合語の形成 (たとえば以下の【例】を見よ)、音韻の代置 (たとえば規則 1.4.67 に対する【例】を見よ)、アクセントの付与 (たとえば以下の【例】を見よ) といった文法操作を促すことを可能とする⁷⁰。

当該規則 1.4.60 は直前の規則 1.4.59 と同じ条件下で同じ特定の項目に術語を付与する規則である。それゆえ、両規則を 1 つにまとめることもできそうだが、『カーシカー注解』によれば、規則 1.4.60 が別立てされるのは、gati という語だけが後続の規則群に継起して、そこでは〈gati ガティ〉

⁶⁹ Cf. Cardona (1997: 28).

⁷⁰ 術語〈gati ガティ〉を付与する目的については Sharma (1990: 277–278) や Cardona (1997: 30) も参照せよ。

という術語だけが適用されることを示すためである⁷¹。

【例】

prakṛtya 「成し遂げてから、なし始めてから」は、動詞語基 kṛ 「する」に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.60 により、pra 「前方へ」には〈gati ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、pra は kṛ-Ktvā とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった pra-kṛ-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に prakṛtya（加音 tuK は規則 6.1.71 による）が派生される。

アクセントの規定においても、〈gati ガティ〉という術語は役割を果たす。たとえば、過去受動分詞 prakṛtam 「成し遂げられた、なし始められた」の派生において、prā は規則 1.4.60 により〈gati ガティ〉と呼ばれる。その結果、prakṛtam という複合語においても、prā のアクセント位置が保持される（規則 6.2.49）。

【規則】

1.4.61 ūryādicviḍācaś ca ||

/ūrī-ādi-Cvi-ḌāC.NOM.PL ca/

[nipātāḥ 56, kriyāyoge 59, gatiḥ 60]

「ūrī（承諾などを表す小辞）等の項目および接辞 Cvi または ḌāC で終わる要素も〈gati ガティ〉とも呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

ūrī 等の項目は『名詞語基表』の 31 番目の語群（GP 31）に当たる。Cvi は規則 5.4.50–51 によって導入が規定される接辞、ḌāC は規則 5.4.57–67 によって導入が規定される接辞である。これら ūrī 等の項目および接辞 Cvi または ḌāC で終わる要素は、動作・行為（kriyā）を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって〈gati ガティ〉という術語を得る。

【例】

ūrīkṛtya 「承諾してから」は、動詞語基 kṛ 「する」に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.61 により、ūrī（承諾などを表す小辞）には〈gati ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、ūrī は kṛ-Ktvā とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった ūrī-kṛ-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に ūrīkṛtya（加音 tuK は規則 6.1.71 による）が派生される。接辞 Cvi および接辞 ḌāC で終わる要素も同様である：śuklīkṛtya 「白くしてから」（<śuklī-kṛ-LyaP 規則 7.4.32, 7.1.37 <śukla-Cvi-kṛ-Ktvā 規則 3.4.21, 5.4.50, 1.4.61, 2.2.18）、patapatākṛtya 「パタパタという音を出してから」（<patapatā-kṛ-LyaP

⁷¹ KV on A 1.4.60 (I.89).

規則 7.1.37 < paṭapaṭā-kṛ-Ktvā 規則 6.1.100, 6.4.143 < paṭat-paṭat-ḌāC-kṛ-Ktvā 規則 3.4.21, 5.4.57, 1.4.61, 2.2.18)。

【規則】

1.4.62 anukaraṇaṅ cānitiparam ||

/anukaraṇa.NOM.SG ca an-iti-para.NOM.SG/

[nipātāḥ 56, kriyāyoge 59, gatiḥ 60]

「小辞 *iti* が後続しない擬音語も 〈*gati* ガティ〉とも呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

小辞 *iti* が後続しない擬音語 (*anukaraṇa*) は、動作・行為 (*kriyā*) を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって 〈*gati* ガティ〉という術語を得る。

【例】

khāṭkṛtya 「カートという音を出してから (咳払いをしてから)」は、動詞語基 *kṛ* 「する」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される (規則 3.4.21)。当該規則 1.4.62 により、*khāṭ* (咳払いの音を象徴する擬音語) には 〈*gati* ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、*khāṭ* は *kṛ-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *khāṭ-kṛ-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *khāṭkṛtya* (加音 *tuK* は規則 6.1.71 による) が派生される。一方、*khāṭ itī kṛtvā niraṣṭhivat* 「カートという音を出してから (咳払いをしてから)、吐き出した」のように、小辞 *iti* が後続する場合には *khāṭ* などの擬音語は 〈*gati* ガティ〉と呼ばれない。その結果、*kṛtvā* と複合語は形成しない。

【規則】

1.4.63 ādarānādarayoḥ sadasatī ||

/ādara-anādara.LOC.DU sat-asat.NOM.DU/

[nipātāḥ 56, kriyāyoge 59, gatiḥ 60]

「それぞれ『敬意、配慮』および『軽視、無関心』を表すとき、小辞 *sat*, *asat* は 〈*gati* ガティ〉と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

「敬意、配慮」 (*ādara*) を意味する *sat* と「軽視、無関心」 (*anādara*) を意味する *asat* という語は、動作・行為 (*kriyā*) を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって 〈*gati* ガティ〉という術語を得る。

『カーシカー注解』は規則中の *ādara* と *anādara* という語をそれぞれ「愛情にもとづく敬意」

(pṛīṭisaṃbhrama)、 「侮蔑にもとづく軽視／無関心」 (paribhavaudāsīnya) と説明している⁷²。

【例】

satkṛtya 「敬意を表してから」 および asatkṛtya 「軽視してから」 は、動詞語基 kṛ 「する」 に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される (規則 3.4.21)。当該規則 1.4.63 により、それぞれ「敬意、配慮」 および「軽視、無関心」を表す sat, asat には 〈gati ガティ〉 という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、sat, asat は kṛ-Ktvā とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった sat-kṛ-Ktvā, asat-kṛ-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に satkṛtya, asatkṛtya (加音 tuK は規則 6.1.71 による) が派生される。

【規則】

1.4.64 bhūṣaṇe 'lam ||

/bhūṣaṇa.LOC.SG alam/

[nipātaḥ 56, kriyāyoge 59, gatiḥ 60]

「『飾ること』を表すとき、小辞 alam は 〈gati ガティ〉 と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

「飾ること」 (bhūṣaṇa) を意味する alam という語は、動作・行為 (kriyā) を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって 〈gati ガティ〉 という術語を得る。

『カーシカー注解』によれば、alam という語には「禁止」 (pratiśedha)、 「能力」 (sāmarthya)、 「十分であること」 (paryāpti)、 「飾ること」 (bhūṣaṇa) という 4 つの意味がある。それらのうち、「飾ること」を意味するときのみ、alam という語は当該規則によって 〈gati ガティ〉 と呼ばれる⁷³。

【例】

alankṛtya 「飾ってから」 は、動詞語基 kṛ 「する」 に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される (規則 3.4.21)。当該規則 1.4.64 により、「飾ること」を表す alam には 〈gati ガティ〉 という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、alam は kṛ-Ktvā とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった alam-kṛ-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に alankṛtya (加音 tuK は規則 6.1.71 による) が派生される。

⁷² KV on A 1.4.63 (1.90).

⁷³ KV on A 1.4.64 (1.90), Joshi and Roodbergen (1995: 182).

【規則】

1.4.65 antar aparigrahe ||

/antar a-parigraha.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, kriyāyoge 59, gatiḥ 60]

「『受け入れないこと』を表すとき、小辞 antar は〈gati ガティ〉と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

「受け入れないこと」(aparigraha)を意味する antar という語は、動作・行為(kriyā)を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって〈gati ガティ〉という術語を得る。

『カーシカー注解』は、aparigraha という否定複合語における parigraha という語を「自らのものとする、受け入れること」(svīkaraṇa)と説明している⁷⁴。そのような parigraha に否定辞がついた aparigraha は真逆の意味である「自らのものとしなないこと、受け入れないこと」を意味する⁷⁵。

【例】

antarhatya「除外してから」は、動詞語基 han「打ち払う」に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される(規則 3.4.21)。当該規則 1.4.65 により、「受け入れないこと」を表す antar には〈gati ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、antar は han-Ktvā とタトプルシヤ複合語を形成する。複合語となった antar-han-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に antarhatya (加音 tuK は規則 6.1.71 による、han-LyaP > haØ-LyaP は規則 6.4.38 による)が派生される。

【規則】

1.4.66 kaṇemanasī śraddhāpratīghāte ||

/kaṇe-manas.NOM.DU śraddhā-pratīghāta.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, kriyāyoge 59, gatiḥ 60]

「『食欲が満たされること』を表すとき、小辞 kaṇe, manas は〈gati ガティ〉と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

「食欲が満たされること」(śraddhāpratīghāta)が表現されるとき、kaṇe と manas という語は、動作・行為(kriyā)を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって〈gati ガティ〉という術語を得る。

⁷⁴ KV on A 1.4.65 (I.90).

⁷⁵ パーニニ文法家たちが認める否定辞の意味については、代表的な先行研究も含めて川村(2025)を参照せよ。

【例】

kaṇehatya/manohatya payaḥ pibati 「食欲が満たされるまで乳を飲む」における kaṇehatya, manohatya は、動詞語基 han 「打ち払う」に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.66 により、「食欲が満たされること」を表す kaṇe, manas には〈gati ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、kaṇe, manas は han-Ktvā とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった kaṇe-han-Ktvā, manas-han-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に kaṇehatya, manohatya（加音 tuK は規則 6.1.71 による、han-LyaP > haØ-LyaP は規則 6.4.38 による）が派生される。

【規則】

1.4.67 puro `vyayam ||

/puras avyaya.NOM.SG/

[nipātāḥ 56, kriyāyoge 59, gatiḥ 60]

「不変化詞である小辞 puras 『前に』は〈gati ガティ〉と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

不変化詞 (avyaya) である puras 「前に」という語は、動作・行為 (kriyā) を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって〈gati ガティ〉という術語を得る。不変化詞としての puras という語は、pūrva という語に接辞 asi が導入され、pūrva が pur に代置されて派生される（規則 5.3.39）⁷⁶。都を意味する pur という語の主格複数形や対格複数形なども puras という形で現れ得るが、この puras という語形は不変化詞ではないので、それが規則 1.4.67 によって〈gati ガティ〉と呼ばれることはない⁷⁷。

『カーシカー注解』によれば、当該規則 1.4.67 が定式化されている目的 (prayojana) は、複合語の形成 (samāsa, 規則 2.2.18)、アクセント付与 (svara, 規則 6.2.49)、音素代置 (upacāra, 規則 8.3.40) の3つである⁷⁸。

【例】

puraskṛtya 「前に置いてから」は、動詞語基 kṛ 「する」に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.67 により、不変化詞である puras 「前に」（規則 5.3.39）には〈gati ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、puraskṛtya は kṛ-Ktvā とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった puraskṛtya-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規

⁷⁶ KV on A 1.4.67 (I.91).

⁷⁷ Cardona (1997: 29).

⁷⁸ KV on A 1.4.67 (I.91), Joshi and Roodbergen (1995: 185).

則 7.1.37 が適用され、最終的に *puraskṛtya* (加音 *tuK* は規則 6.1.71 による、*purah-kṛtya* > *puras-kṛtya* は規則 8.3.40 による) が派生される。

【規則】

1.4.68 *astam ca* ||

/astam ca/

[*nipātāḥ* 56, *kriyāyoge* 59, *gatiḥ* 60, *avyayam* 67]

「不変化詞である小辞 *astam* 『沈んで、消えて』も 〈*gati* ガティ〉と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

不変化詞 (*avyaya*) である *astam* 「沈んで、消えて」という語は、動作・行為 (*kriyā*) を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって 〈*gati* ガティ〉という術語を得る。

『カーシカー注解』は、*astam* という不変化詞の意味を「認識されないこと」 (*anupalabdhī*) と説明している⁷⁹。また、『カーシカー注解』は当該規則の反例として、*astam kāṇḍam* 「矢が放たれた」を挙げる⁸⁰。ここで用いられている *astam* という語は不変化詞ではなく、動詞語基 *as* 「投げる、放つ」の過去分詞 *asta* の中性主格単数形である。したがって、このような *astam* という語が規則 1.4.68 によって 〈*gati* ガティ〉と呼ばれることはない。

【例】

astāṅgatyā savitā punar udeti 「太陽は沈んでから再び昇る」における *astāṅgatyā* は、動詞語基 *gam* 「行く」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される (規則 3.4.21)。当該規則 1.4.68 により、不変化詞である *astam* 「沈んで、消えて」 (規則 1.1.37) には 〈*gati* ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、*astam* は *gam-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *astam-gam-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *astāṅgatyā* (加音 *tuK* は規則 6.1.71 による、*gam-LyaP* > *gaØ-LyaP* は規則 6.4.38 による) が派生される。

【規則】

1.4.69 *accha gatyarthavadeṣu* ||

/accha gati-ārtha-vadā.LOC.PL/

[*nipātāḥ* 56, *kriyāyoge* 59, *gatiḥ* 60, *avyayam* 67]

「不変化詞である小辞 *accha* 『に向かって』は 〈*gati* ガティ〉と呼ばれる、移動を表す動詞語基または語基 *vad* 『声を出す』と結びつく場合。」

⁷⁹ KV on A 1.4.68 (I.91).

⁸⁰ KV on A 1.4.68 (I.91).

【略説】

不変化詞である *accha* 「に向かって」という語は、移動を意味する動詞語基または動詞語基 *vad* 「声を出す」と共に使用されるという条件下で、当該規則によって〈*gati* ガティ〉という術語を得る。

『カーシカー注解』によれば、*accha* という語は *abhi* 「に向かって」という語の意味を表す⁸¹。また『カーシカー注解』は、当該規則の反例として *udakam acchaṃ gacchati* 「澄んだ水のところへ行く」を挙げている⁸²。ここで使用されている *accham* という語は不変化詞ではなく、「澄んだ、きれいな」を意味する形容詞 *accha* の中性対格単数形である。したがって、この *accham* という語が規則 1.4.69 によって〈*gati* ガティ〉と呼ばれることはない。

【例】

acchagatya 「向かってから」は、動詞語基 *gam* 「行く」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.69 により、不変化詞である *accha* 「に向かって」（cf. 規則 1.1.37）には〈*gati* ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、*accha* は *gam-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *accha-gam-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *acchagatya*（加音 *tuK* は規則 6.1.71 による、*gam-LyaP* > *gaØ-LyaP* は規則 6.4.38 による）が派生される。動詞語基 *vad* 「声を出す」の例 *acchodya* 「言葉をかけてから」（*vad-Ktvā* > *ud-Ktvā* は規則 6.1.15, 6.1.108 による）も同様である。

【規則】

1.4.70 *ado 'nupadeśe* ||

/*adas an-upadeśa.LOC.SG*/

[*nipātāḥ* 56, *kriyāyoge* 59, *gatiḥ* 60]

「指示が行われないうち、小辞 *adas* 『あれ』は〈*gati* ガティ〉と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

adas 「あれ」という語は、それによって聞き手に対する何らかの指示がなされないとき、動作・行為（*kriyā*）を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって〈*gati* ガティ〉という術語を得る。*adas* は『名詞語基表』の 111 番目の語群（GP 111, *tyad* 群）に含まれる語である。

『カーシカー注解』は、規則中の *upadeśa* という語を「他者を念頭においた言語使用」（*parārthaḥ prayogaḥ*）と説明している⁸³。*adas* 「あれ」という語の使用をなす際に自分自身の頭の中だけでその指示対象を顧みるとき、その言語使用は対話相手を想定したものではなく、対話相手

⁸¹ KV on A 1.4.69 (I.91).

⁸² KV on A 1.4.69 (I.91).

⁸³ KV on A 1.4.70 (I.91).

を想定した対象の指示は行われていない。そのような形で *adas* という語が使用されるとき、その *adas* は規則 1.4.70 によって 〈*gati* ガティ〉と呼ばれる⁸⁴。

たとえば独り言に見られる *adaḥkṛtya* 「あれをやってから」といった表現が当該規則 1.4.70 の適用例である。この種の例は、金水（1999: 72）が挙げる日本語のア系列指示詞の記憶指示用法における一例「神戸で食べたあの肉饅頭、おいしかったなあ」という独り言の発話と親近性をもつ。いずれの例でも、「あれ」や「あの肉饅頭」といった表現は、その指示対象が具体的に何であるかを他者に対して指示することを意図していない。

【例】

たとえば独り言で用いられる *adaḥkṛtya* 「あれをやってから」という表現は、動词语基 *kṛ* 「する」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.70 により、指示性のない（非直示的な）*adas* 「あれ」には 〈*gati* ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、*adas* は *kṛ-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *adas-kṛ-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *adaḥkṛtya* （加音 *tuK* は規則 6.1.71 による）が派生される。

【規則】

1.4.71 *tiro* 'ntardhau ||

/tiras antardhi.LOC.SG/

[*nipātāḥ* 56, *kriyāyoge* 59, *gatiḥ* 60]

「『消えること、見えなくなること』を表すとき、小辞 *tiras* は 〈*gati* ガティ〉と呼ばれる、動作と結びつく場合。」

【略説】

「消えること、見えなくなること」（*antardhi*）を意味する *tiras* という語は、動作・行為（*kriyā*）を表示する語と共に使用されるという条件下で、当該規則によって 〈*gati* ガティ〉という術語を得る。『カーシカー注解』は規則中の *antardhi* という語を *vyavadhāna* 「覆うこと、隠すこと、見えなくなること」という語で言い換える⁸⁵。

tiro bhūtvā sthitaḥ 「脇に寄ってとどまっている」という文では、*tiras* という語は「消えること、見えなくなること」ではなく「脇へ、脇に」（*pārsvatas*）という意味を表しているため、同語が当該規則 1.4.71 によって 〈*gati* ガティ〉と呼ばれることはない。それゆえ、絶対分詞 *bhūtvā* との複合語形成は起こらない⁸⁶。

⁸⁴ Cf. KV on A 1.4.70 (I.91).

⁸⁵ KV on A 1.4.71 (I.91).

⁸⁶ Cf. KV on A 1.4.71 (I.91).

【例】

tirobhūya 「消えてから」は、動詞語基 bhū 「なる」に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.71 により、「消えること、見えなくなること」を表す tīras には〈gati ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、tīras は bhū-Ktvā とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった tīras-bhū-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に tirobhūya (tīras > tiro は規則 8.2.66, 6.1.114, 6.1.87 による) が派生される。

【規則】

1.4.72 vibhāṣā kṛñi ||

/vibhāṣā kṛñ.LOC.SG/

[nipātaḥ 56, gatiḥ 60, tiro 'ntardhau 71]

「『消えること、見えなくなること』を表すとき、小辞 tīras は任意に〈gati ガティ〉と呼ばれる、動詞語基 kṛñ 『する』と共に用いられる場合。」

【略説】

「消えること、見えなくなること」(antardhi) を意味する tīras という語は、動詞語基 kṛñ 「する」が後続する (=kṛñ と共に使用される) という条件下⁸⁷、当該規則によって〈gati ガティ〉という術語を任意に得る。先行規則 1.4.71 では、同じ tīras という語が動作・行為 (kriyā) を表示する語と共に使用されるという条件下で術語〈gati ガティ〉を得ることが規定された。それに対して当該規則 1.4.72 は、動作・行為を表示する語のうちでも、動詞語基 kṛñ と共に用いられる場合には、tīras という語への術語〈gati ガティ〉の適用は任意となることを教えている。

このような規則 1.4.72 が規定する任意性は、「得られている文法操作に対する任意性」(prāptavibhāṣā) と呼ばれるものである⁸⁸。動作・行為を表示する動詞語基 kṛñ と共に使用されるとき、「消えること、見えなくなること」を意味する tīras という語に〈gati ガティ〉という術語を付与する文法操作は先行規則 1.4.71 によってすでに得られているものであるが、その文法操作に対する任意性を当該規則 1.4.72 は規定している。

tīraḥ kṛtvā kāṣṭham tiṣṭhati 「木片を脇へ寄せてとどまっている」という文では、tīras という語は「消えること、見えなくなること」ではなく「脇へ、脇に」(pārsvatas) という意味を表しているため⁸⁹、同語が当該規則 1.4.72 によって任意に〈gati ガティ〉と呼ばれることはない。それゆえ、絶対

⁸⁷ 『カーシカー注解』は、規則中の kṛñi という所格形を karotau parataḥ 「動詞語基 kṛñ が後続するとき」と説明している。この説明はパーニニ文典における所格形の用法を定める規則 1.1.66 (川村・キャット 2024: 128) を考慮したものである。

⁸⁸ KV on A 1.4.72 (1.92).

⁸⁹ この意味については規則 1.4.71 に対する【略説】を見よ。

分詞 *kr̥tvā* との複合語形成は起こらない⁹⁰。

【例】

tiraḥkr̥tya (または *tiraskr̥tya*, 規則 8.3.42) は、動詞語基 *kr̥Ñ* 「する」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される (規則 3.4.21)。先行する規則 1.4.71 により、動作・行為を表示する語と共に使用されるという条件下で、「消えること、見えなくなること」を表す小辞 *tiras* には〈*gati* ガティ〉という術語が与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、*tiras* は *kr̥Ñ-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *tiras-kr̥Ñ-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *tiraḥkr̥tya* (加音 *tuK* は規則 6.1.71 による) が派生される。一方、規則 1.4.72 により、小辞 *tiras* に〈*gati* ガティ〉という術語を付与しないことも許される。その場合、上記の規則 2.2.18 や 7.1.37 は適用されず、*tiraḥkr̥tvā* (または *tiraskr̥tvā*, 規則 8.3.42) となる。

【規則】

1.4.73 *upāje 'nvāje* ||

/*upāje anvāje*/

[*nipātāḥ* 56, *gatiḥ* 60, *vibhāṣā kr̥ñi* 72]

「小辞 *upāje*, *anvāje* 『支援』は任意に〈*gati* ガティ〉と呼ばれる、動詞語基 *kr̥Ñ* 『する』と共に用いられる場合。」

【略説】

upāje, *anvāje* の 2 語は、動詞語基 *kr̥Ñ* 「する」が後続する (= *kr̥Ñ* と共に使用される) という条件下で、当該規則によって〈*gati* ガティ〉という術語を任意に得る。

『カーシカー注解』は *upāje*, *anvāje* の 2 語を「名詞格語尾で終わる項目に類似した小辞」 (*vibhaktipratirūpakau nipātau*) と説明し、力無き者 (*durbala*) に能力・力を与えること (*sāmarthyādhāna*) を意味するとする⁹¹。

【例】

upājekr̥tya/anvājekr̥tya ~ *upāje/anvāje kr̥tvā* 「支援してから」は、動詞語基 *kr̥Ñ* 「する」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される (規則 3.4.21)。当該規則 1.4.73 により、動詞語基 *kr̥Ñ* 「する」と共に使用されるという条件下で、小辞 *upāje*, *anvāje* 「支援」には〈*gati* ガティ〉という術語が任意に与えられる。*upāje*, *anvāje* が〈*gati* ガティ〉と呼ばれる場合、規則 2.2.18 が適用可能となり、*upāje*, *anvāje* は *kr̥Ñ-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *upāje-kr̥Ñ-Ktvā*, *anvāje-kr̥Ñ-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *upājekr̥tya*, *anvājekr̥tya* (加音 *tuK*

⁹⁰ Cf. KV on A 1.4.71 (I.91).

⁹¹ KV on A 1.4.73 (I.92).

は規則 6.1.71 による) が派生される。一方、*upāje*, *anvāje* が 〈gati ガティ〉 と呼ばれない場合、上記の規則 2.2.18 や 7.1.37 は適用されず、*upāje/anvāje kṛtvā* となる。

【規則】

1.4.74 *sākṣātprabhṛtīni ca* ||

/sākṣāt-prabhṛti.NOM.PL ca/

[*nipātāḥ* 56, *gatiḥ* 60, *vibhāṣā kṛñi* 72]

「小辞である *sākṣāt* 『目の前に、実際に』等の項目も任意に 〈gati ガティ〉 と呼ばれる、動詞語基 *kṛñ* 『する』と共に用いられる場合。」

【略説】

『名詞語基表』の 243 番目 (GP 243) に列挙される *sākṣāt* 群の語は、動詞語基 *kṛñ* 「する」が後続する (= *kṛñ* と共に使用される) という条件下で⁹²、当該規則によって 〈gati ガティ〉 という術語を任意に得る。

【例】

sākṣāt-kṛtya ~ *sākṣāt kṛtvā* 「目の前にもたらししてから」は、動詞語基 *kṛñ* 「する」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される (規則 3.4.21)。当該規則 1.4.74 により、動詞語基 *kṛñ* 「する」と共に使用されるという条件下で、小辞 *sākṣāt* 「目の前に、実際に」には 〈gati ガティ〉 という術語が任意に与えられる。*sākṣāt* が 〈gati ガティ〉 と呼ばれる場合、規則 2.2.18 が適用可能となり、*sākṣāt* は *kṛñ-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *sākṣāt-kṛñ-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *sākṣāt-kṛtya* (加音 *tuK* は規則 6.1.71 による) が派生される。一方、*sākṣāt* が 〈gati ガティ〉 と呼ばれない場合、上記の規則 2.2.18 や 7.1.37 は適用されず、*sākṣāt kṛtvā* となる。

【規則】

1.4.75 *anatyādhāna urasimanasī* ||

/an-atyādhāna.LOC.SG urasi-manasi.NOM.DU/

[*nipātāḥ* 56, *gatiḥ* 60, *vibhāṣā kṛñi* 72]

「『上に置くこと』を表す場合を除いて、小辞 *urasi*, *manasi* は任意に 〈gati ガティ〉 と呼ばれる、動詞語基 *kṛñ* 『する』と共に用いられる場合。」

【略説】

urasi, *manasi* の 2 語は、動詞語基 *kṛñ* 「する」が後続する (= *kṛñ* と共に使用される) という条件下

⁹² *kṛñi* という所格形の解釈については注 87 を見よ。

で、当該規則によって〈gati ガティ〉という術語を任意に得る。ただし、「上に置くこと」(atyādhāna) という意味が表現される場合には、当該規則によって術語〈gati ガティ〉が任意に適用されることはない。urasi, manasi の 2 語は、規則 1.4.73 の upāje, anvāje の 2 語と同様、「名詞格語尾で終わる項目に類似した小辞」(vibhaktipratirūpakau nipātau) と見なされる⁹³。

『カーシカー注解』は規則中の atyādhāna という語を upaśleṣaṇa 「直に接触すること」という語で説明している⁹⁴。urasi kṛtvā pāṇim śete 「手を胸にのせて横になっている」という文では、「上に置くこと、直に接触すること」(atyādhāna) という意味が表現されているため(手を胸の上に直にのせている)、urasi という語が当該規則 1.4.75 によって任意に〈gati ガティ〉と呼ばれることはない。それゆえ、絶対分詞 kṛtvā との複合語形成は起こらない⁹⁵。

術語〈gati ガティ〉が urasi と manasi に適用された urasikṛtya 「同意してから」や manasikṛtya 「心に決めてから」という表現は、「上に置くこと、直に接触すること」ではなく、それぞれ「承認すること」と「決定すること」を表している⁹⁶。

【例】

urasikṛtya ~ urasi kṛtvā 「同意してから」および manasikṛtya ~ manasi kṛtvā 「心に決めてから」は、動詞語基 kṛÑ 「する」に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される(規則 3.4.21)。当該規則 1.4.75 により、動詞語基 kṛÑ 「する」と共に使用されるという条件下で、小辞 urasi, manasi には〈gati ガティ〉という術語が任意に与えられる。urasi, manasi が〈gati ガティ〉と呼ばれる場合、規則 2.2.18 が適用可能となり、urasi, manasi は kṛÑ-Ktvā とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった urasi-kṛÑ-Ktvā, manasi-kṛÑ-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に urasikṛtya, manasikṛtya (加音 tuK は規則 6.1.71 による) が派生される。一方、urasi, manasi が〈gati ガティ〉と呼ばれない場合、上記の規則 2.2.18 や 7.1.37 は適用されず、urasi/manasi kṛtvā となる。

【規則】

1.4.76 madhye pade nivacane ca ||

/madhye pade nivacane ca/

[nipātāḥ 56, gatih 60, vibhāṣā kṛñi 72, anatyādhāne 75]

「『上に置くこと』を表す場合を除いて、小辞 madhye, pade, nivacane も任意に〈gati ガティ〉と呼ばれる、動詞語基 kṛÑ 『する』と共に用いられる場合。」

⁹³ Nyāsa on KV to A 1.4.75 (I.608).

⁹⁴ KV on A 1.4.75 (I.92).

⁹⁵ Cf. KV on A 1.4.75 (I.92).

⁹⁶ Cf. Nyāsa on KV to A 1.4.75 (I.608): urasikṛtyeti | abhyupagamyety arthah | manasikṛtyeti | niścītyety arthah.

【略説】

madhye, pade, nivacane の3語は、動詞語基 $kṛ\tilde{N}$ 「する」が後続する（= $kṛ\tilde{N}$ と共に使用される）という条件下で、当該規則によって〈gati ガティ〉という術語を任意に得る。ただし、「上に置くこと」（*atyādhāna*）という意味が表現される場合には、当該規則によって術語〈gati ガティ〉が任意に適用されることはない。

『カーシカー注解』は *atyādhāna* という語を *upaśleṣaṇa* 「直に接触すること」という語で説明している⁹⁷。 *hastinaḥ pade kṛtvā śiraḥ śete* 「象の足に頭をのせて横になっている」では、「上に置くこと、直に接触すること」（*atyādhāna*）という意味が表現されているため（頭を象の足の上に直にのせている）、*pade* という語が当該規則 1.4.76 によって任意に〈gati ガティ〉と呼ばれることはない。それゆえ、絶対分詞 *kṛtvā* との複合語形成は起こらない⁹⁸。

【例】

madhyekṛtya ~ *madhye kṛtvā* 「仲介者にしてから」、*padekṛtya* ~ *pade kṛtvā* 「配置してから(?)」および *nivacaneḥkṛtya* ~ *nivacane kṛtvā* 「言葉を止めてから」は、動詞語基 $kṛ\tilde{N}$ 「する」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.76 により、動詞語基 $kṛ\tilde{N}$ 「する」と共に使用されるという条件下で、小辞 *madhye, pade, nivacane* には〈gati ガティ〉という術語が任意に与えられる。*madhye, pade, nivacane* が〈gati ガティ〉と呼ばれる場合、規則 2.2.18 が適用可能となり、*madhye, pade, nivacane* は $kṛ\tilde{N}$ -*Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *madhye-kṛ\tilde{N}*-*Ktvā*, *pade-kṛ\tilde{N}*-*Ktvā*, *nivacane-kṛ\tilde{N}*-*Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *madhyekṛtya*, *padekṛtya*, *nivacaneḥkṛtya*（加音 *tuK* は規則 6.1.71 による）が派生される。一方、*madhye, pade, nivacane* が〈gati ガティ〉と呼ばれない場合、上記の規則 2.2.18 や 7.1.37 は適用されず、*madhye/pade/nivacane kṛtvā* となる。

【規則】

1.4.77 *nityaṃ haste pāṇāv upayamane* ||
/nityam haste pāṇau upayamana.LOC.SG/
[nipātāḥ 56, gatiḥ 60, $kṛ\tilde{N}$ i 72]

「『娶ること』を表すとき、小辞 *haste, pāṇau* は常に〈gati ガティ〉と呼ばれる、動詞語基 $kṛ\tilde{N}$ 『する』と共に用いられる場合。」

【略説】

「娶ること」（*upayamana*）という意味が表現されるとき、*haste, pāṇau* の2語は、動詞語基 $kṛ\tilde{N}$ 「する」が後続する（= $kṛ\tilde{N}$ と共に使用される）場合、当該規則によって必ず〈gati ガティ〉という術

⁹⁷ KV on A 1.4.75 (I.92).

⁹⁸ Cf. KV on A 1.4.76 (I.92).

語を得る。『カーシカー注解』は規則中の upayamana という語を dāraḥkarman 「嫁を取ること、結婚」という語で説明している⁹⁹。

haste kṛtvā kāṛṣāṇaṃ gataḥ 「手にカールシャーパナ硬貨をもって進んでいった」という文では、「娶ること、結婚」という意味が表現されていないため、haste という語が当該規則 1.4.77 によって〈gati ガティ〉と呼ばれることはない。それゆえ、絶対分詞 kṛtvā との複合語形成は起こらない¹⁰⁰。

【例】

hastekṛtya, pāṇaukṛtya 「娶ってから」は、動詞語基 kṛÑ 「する」に絶対分詞接辞 Ktvā を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.77 により、動詞語基 kṛÑ 「する」と共に使用され、また「娶ること」を表すという条件下で、小辞 haste, pāṇau には〈gati ガティ〉という術語が常に与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、haste, pāṇau は kṛÑ-Ktvā とタトブルシャ複合語を形成する。複合語となった haste-kṛÑ-Ktvā, pāṇau-kṛÑ-Ktvā に対し、Ktvā に接辞 LyaP を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に hastekṛtya, pāṇaukṛtya（加音 tuK は規則 6.1.71 による）が派生される。規則中の nityam 「常に」により、「娶ること」を表す場合においては、小辞 haste, pāṇau は必ず〈gati ガティ〉と呼ばれるため、*haste/pāṇau kṛtvā は派生されない。

【規則】

1.4.78 prādhvam bandhane ||

/prādhvam bandhana.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, gatiḥ 60, kṛñi 72, nityam 77]

「『縛ること、結ぶこと』を表すとき、小辞 prādhvam は常に〈gati ガティ〉と呼ばれる、動詞語基 kṛÑ 『する』と共に用いられる場合。」

【略説】

「縛ること、結ぶこと」（bandhana）という意味を表す prādhvam という語は、動詞語基 kṛÑ 「する」が後続する（=kṛÑ と共に使用される）場合、当該規則によって必ず〈gati ガティ〉という術語を得る。

prādhvam という語がどのような意味合いで「縛ること、結ぶこと」（bandhana）を表すのかについては判然としない。『カーシカー注解』はこの語を m 音で終わる不変化詞（makārāntam avyayam）とし、その意味を順応（ānukūlya）とする。そして、何かに順応することはその何かとの結びつきに基づくとして（ānukūlyam bandhanahetukam）、規則中の「縛ること、結ぶこと」（bandhana）という意味合いを確保している¹⁰¹。何かの前例に自分を結びつけて、その前例に自分を順応させる

⁹⁹ KV on A 1.4.77 (I.93).

¹⁰⁰ Cf. KV on A 1.4.77 (I.93).

¹⁰¹ KV on A 1.4.78 (I.93).

という意味を『カーシカー注解』は考えているようである。

その場合、『カーシカー注解』が挙げる例 *prādhvaṅkṛtya* は「順応して、〔自分を〕順応させて」などを意味することになるが、規則中の *bandhana* という語をそのままの意味でとれば、*prādhvaṅkṛtya* という表現は「縛ってから、結びつけてから」を意味するはずであり、あるいは「同盟をなしてから」という意味も可能なかもしれない¹⁰²。

prādhvam という不変化詞（副詞）が *pra-adhvan* という名詞に由来するとすれば、*prādhvam* は「前例の道（＝慣例）に従って」などを本来的な意味とすると考えられる。Renou (1966: I.78) は ‘suivant le chemin’（道に従って）という訳を与えており、AiG (II.1: 116) も ‘nach jemandes Vorgang’（前例に従って）を 1 つの意味として与える。このような意味合いは『カーシカー注解』の言う順応（*ānukūlya*）にも合っている。

【例】

prādhvaṅkṛtya 「縛ってから、結びつけてから、同盟を結んでから(?)」は、動詞語基 *kṛÑ* 「する」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される（規則 3.4.21）。当該規則 1.4.78 により、動詞語基 *kṛÑ* 「する」と共に使用され、また「縛ること、結ぶこと」を表すという条件下で、小辞 *prādhvam* には〈*gati* ガティ〉という術語が常に与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、*prādhvam* は *kṛÑ-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *prādhvam-kṛÑ-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *prādhvaṅkṛtya*（加音 *tuK* は規則 6.1.71 による）が派生される。規則 1.4.77 から継起する *nityam* 「常に」により、「縛ること、結ぶこと」を表す場合においては、小辞 *prādhvam* は必ず〈*gati* ガティ〉と呼ばれるため、**prādhvaṅ kṛtvā* は派生されない。

【規則】

1.4.79 *jīvikopaniṣadāv aupamyē* ||

/jīvikā-upaniṣad.NOM.DU aupamyā.LOC.SG/

[*nipātāḥ* 56, *gatiḥ* 60, *kṛñi* 72, *nityam* 77]

「『類似性、同等性』を表すとき、小辞 *jīvikā*, *upaniṣad* は常に〈*gati* ガティ〉と呼ばれる、動詞語基 *kṛÑ* 『する』と共に用いられる場合。」

【略説】

「類似性、同等性」（*aupamyā*）という意味を表すとき、*jīvikā*, *upaniṣad* の 2 語は、動詞語基 *kṛÑ* 「する」が後続する（=*kṛÑ* と共に使用される）場合、当該規則によって必ず〈*gati* ガティ〉という術語を得る。

¹⁰² Cf. Renou (1966: I.78): “*prādhvaṅkṛtya kuṭumbaṃ sthitaḥ* ‘il se concilia la famille par une alliance’.”

この規則の適用例であり、パーニニの念頭にもあったはずの *jīvikākṛtya* や *upanīṣatkṛtya* という表現が具合的にどのような意味を表すのかは判然とししない。諸先行研究は「〔何かを〕生活手段 (*jīvikā*) のように見なして」と「〔何か〕をウパニシャッド (*upanīṣad*) のように見なして」という意味をそれぞれの例文に対して想定している¹⁰³。このような解釈は、*jīvikā* という語を *jīvanopāya* 「生活の手段」と言い換え、*jīvikākṛtya* を *jīvikām iva kṛtvā* 「〔何かを〕生活手段のように見なして」、*upanīṣatkṛtya* を *upanīṣadam iva kṛtvā* 「〔何かを〕ウパニシャッドのように見なして」と説明する注釈書『提示』 (*Nyāsa*) の言明に一致する。同じく『提示』によれば、当該の *upanīṣad* という語は秘密 (*rahasya*) または何らかの原因 (*hetu*) を意味する¹⁰⁴。

この解釈において、確かに規則が述べる「類似性、同等性」という意味は確保されている。一方もう1つの可能性として、*jīvikā* や *upanīṣad* という語そのものに「類似性、同等性」という意味合いを考えてみることもできる。最初期の用例において、*upanīṣad* という語は *bandhu* という語と同様に「つながり」(‘connection’) や「同価値性」(‘equivalence’) を意味するとされる¹⁰⁵。この意味を汲み取れば、*upanīṣatkṛtya* という表現は「〔何かと〕関連させて、〔何かと〕同一視して、類似物を作って」などを意味することになるだろう¹⁰⁶。*jīvikākṛtya* についても「類似性、同等性」という意味合いを想定するとすれば、「〔生き物の〕類似物を作ってから、〔生き物の〕模型・模写を作ってから」などの意味が考えられる。

【例】

jīvikākṛtya 「〔生き物の〕類似物を作ってから(?)、〔生き物の〕模型・模写を作ってから(?)」および *upanīṣatkṛtya* 「類似物を作ってから(?)、〔何かと〕同一視してから(?)」は、動詞語基 *kṛñ* 「する」に絶対分詞接辞 *Ktvā* を付与して形成される(規則 3.4.21)。当該規則 1.4.79 により、動詞語基 *kṛñ* 「する」と共に使用され、また「類似性、同等性」を表すという条件下で、小辞 *jīvikā*, *upanīṣad* には〈*gati* ガティ〉という術語が常に与えられる。その結果、規則 2.2.18 が適用可能となり、*jīvikā*, *upanīṣad* は *kṛñ-Ktvā* とタトプルシャ複合語を形成する。複合語となった *jīvikā-kṛñ-Ktvā*, *upanīṣad-kṛñ-Ktvā* に対し、*Ktvā* に接辞 *LyaP* を代置する規則 7.1.37 が適用され、最終的に *jīvikākṛtya*, *upanīṣatkṛtya* (加音 *tuK* は規則 6.1.71 による) が派生される。規則 1.4.77 から継起する *nityam* 「常に」により、「類似性、同等性」を表す場合においては、小辞 *jīvikā*, *upanīṣad* は必ず〈*gati* ガティ〉と呼ばれるため、**jīvikām/upanīṣadam kṛtvā* は派生されない。

¹⁰³ Vasu (1891 [1977]: I.201), Renou (1966: I.79), Katre (1987 [1989]: 96–97), Sharma (1990: 288).

¹⁰⁴ *Nyāsa on KV to A 1.4.79* (I.611).

¹⁰⁵ Olivelle (1998: 24).

¹⁰⁶ パーリ語 *upanīṣā* および仏教混合サンスクリット語としての *upanīṣad* は、「原因・根拠 (*hetu*, *kāraṇa*, *nimitta* など)」や「類似・比較 (パーリ語の註釈文献では *paṭirūpaka* が類義語として挙げられている)」という意味をもち、後者は規則 1.4.79 で指定される *aupamya* の意味と一致する。これらの意味については Edgerton (1953: 138) や Falk (1986) を参照せよ。

【規則】

1.4.80 te prāg dhātoḥ ||

/tad.NOM.PL prāk dhātu.ABL.SG/

[nipātāḥ 56]

「小辞であるそれら（〈upasarga 動詞前接辞〉および〈gati ガティ〉と呼ばれる項目）は動詞語基の直前に起こる。」

【略説】

これまで規定されてきた〈upasarga 動詞前接辞〉および〈gati ガティ〉と呼ばれる小辞が使用される位置を教えている。それらは、動詞語基の直前の位置に起こる。

【例】

『カーシカー注解』には、この規則の適用例は挙げられていない。次の規則 1.4.81 の例を参照せよ。

【規則】

1.4.81 chandasi pare 'pi ||

/chandasi.LOC.SG pare api/

[nipātāḥ 56, te dhātoḥ 80]

「聖典では、小辞であるそれら（〈upasarga 動詞前接辞〉および〈gati ガティ〉と呼ばれる項目）は動詞語基の後でも起こる。」

【略説】

先行規則 1.4.80 では、〈upasarga 動詞前接辞〉および〈gati ガティ〉と呼ばれる小辞は動詞語基の直前で使用されることが規定された。それに対して当該規則は、ヴェーダ聖典（chandasi）においてはそれらの小辞が動詞語基の後でも起こることを教えている。

【例】

hanti ni muṣṭinā ~ ni hanti muṣṭinā 「拳で殴る」における動詞前接辞 ni のように、〈upasarga 動詞前接辞〉および〈gati ガティ〉と呼ばれる小辞は、当該規則 1.4.81 によって聖典では動詞語基の後に置かれることも許容される。通常は、動詞語基の直前に置かれる（規則 1.4.80）。

【規則】

1.4.82 vyavahitās ca ||

/vyavahita.NOM.PL ca/

[nipātāḥ 56, te dhātoḥ 80, chandasi 81]

「聖典では、小辞であるそれら（〈upasarga 動詞前接辞〉および〈gati ガティ〉と呼ばれる項目）は動詞語基から離れた位置でも起こる。」

【略説】

先行規則 1.4.80 では、〈upasarga 動詞前接辞〉および〈gati ガティ〉と呼ばれる小辞は動詞語基の直前で使用されることが規定された。それに対して当該規則は、ヴェーダ聖典（chandas）においてはそれらの小辞が動詞語基から離れた位置でも起こること、言い換えれば小辞と動詞語基の間に他の諸語が介在する仕方で起こることもあることを教えている。

【例】

〈upasarga 動詞前接辞〉および〈gati ガティ〉と呼ばれる小辞は、通常、動詞語基の直前に置かれる（規則 1.4.80）。一方、当該規則 1.4.82 により、聖典においては、これらの小辞が動詞語基から離れた位置に置かれることも許容される。たとえば、á mandraír indra háribhir | yāhí mayúraromabhiḥ 「孔雀の羽のような毛をもつ、喜ばしい栗毛の馬たちとともに、インドラよ、来たれ！」（RV 3.45.1ab）では、動詞前接辞 á は動詞 yāhí から離れた位置に（=他の諸語が介在する仕方で）置かれている。

【規則】

1.4.83 karmapravacanīyāḥ ||

/karma-pravacanīya.NOM.PL/

[nipātāḥ 56]

「〔ここから規則 1.4.97 までに言及される〕小辞は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

当該規則は支配規則（adhikārasūtra）であり¹⁰⁷、これ以降の規則に karmapravacanīya という語を供給する役割を担う。

〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる項目は、もともとは何らかの行為（karman）を標示していたもの（pravacanīya）が、当該の文では何らかの関係（sambandha）を標示する機能を果たしているもの、と伝統的には解釈される¹⁰⁸。たとえば śākalyasya samhitām anu prāvarṣat 「シャーカリ

¹⁰⁷ Cf. KV on A 1.4.83 (I.93).

¹⁰⁸ ただし例外もあるため、〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる項目を関係の標示者（sambandhadyotaka）と

ヤのサンヒター〔の暗唱〕に条件づけられて（＝朗唱に引き起こされて）雨が降った」において、〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる anu は、サンヒターの朗唱と降雨の間にある因果関係（hetuhetumadbhāva）を標示している¹⁰⁹。

上記の例において anu は saṃhitām という名詞形と統語関係を結んでいる。このように、〈upasarga 動詞前接辞〉や〈gati ガティ〉と呼ばれる項目が動詞と結びつくことを特徴とするのに対して、〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる項目は名詞と結びつくことを特徴とし、結びつく名詞に適切な格語尾を付与する役割をもつ¹¹⁰。名詞の前後に置かれる〈karmapravacanīya 関係標示語〉という項目は、現代の用語では前置詞・後置詞（preposition/postposition）または側置詞（adposition）と言いうる。

karmapravacanīya という語に対する「かつては行為を表していたが、今は関係を表しているもの」という文法学の説明は、もとは行為表示語たる動詞と結びつくものであった小辞（〈upasarga 動詞前接辞〉や〈gati ガティ〉と呼ばれる）が、今は名詞と結びつくもの（〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる）となっているという考え方を示唆する。

〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語の付与を規定する当該規則以降の規則は、1つの対象に対して1つだけの術語の付与を許す「単一名称部門」に属する（詳細については規則 1.4.1 の【略説】を見よ）。したがって、1つの対象に対しては、より後続する規則で規定される術語のみが適用されるべきであるが（規則 1.4.2）、規則 1.4.56 の規定の効力により、これから述べられる諸々の言語項目は〈nipāta 小辞〉と〈karmapravacanīya 関係標示語〉の2つの術語で呼ばれることになる。

諸々の小辞に〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を適用する目的としては、すでに述べた格語尾の導入に加えて、〈upasarga 動詞前接辞〉や〈gati ガティ〉という術語の適用を妨げることで、これらの術語を根拠とした文法操作の適用を防ぐことが挙げられる（たとえば規則 1.4.90 に対する例 prati/pari/anu siñcati を見よ）¹¹¹。もし1つの対象に〈upasarga 動詞前接辞〉や〈gati ガティ〉に加えて〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語が同時に適用可能な場合、より後の規則で規定される術語〈karmapravacanīya 関係標示語〉が優先適用されて（規則 1.4.2）、〈upasarga 動詞前接辞〉と〈gati ガティ〉という術語の適用は阻止される。

【例】

続く規則 1.4.84 から規則 1.4.97 までに言及される小辞（規則 1.4.56）は当該規則 1.4.83 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を得る。

するのは、あくまで一般的な（prāyika）性格づけに過ぎない（川村 2017: 245, n. 5）。

¹⁰⁹ Nyāsa on KV to A 1.4.83 (I.615).

¹¹⁰ Cf. Cardona (1997: 30).

¹¹¹ Cf. Joshi and Roodbergen (1995: 204–205).

【規則】

1.4.84 anur lakṣaṇe ||

/anu.NOM.SG lakṣaṇa.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83]

「『～によって特徴／条件づけられること、～によって引き起こされること』を表すとき、小辞 anu は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

何らかの特徴づけ (lakṣaṇa) が表されるとき、小辞 anu は当該規則によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を得る。

後続の規則 1.4.90 でも小辞 anu の意味領域を示すものとして lakṣaṇa という語が使用されており、それが当該規則 1.4.84 の lakṣaṇa と同じ意味であれば、規則 1.4.84 の定式化は無意味である。したがって、これら 2 つの lakṣaṇa という語はそれぞれ異なる意味を表すと考えねばならない。『カーシカー注解』によれば、規則 1.4.84 の lakṣaṇa という語は具体的には「原因」(hetu) を意味し、規則 1.4.90 のそれは「しるし」(cihna) を意味するという¹¹²。

「特徴づけ」(lakṣaṇa) には様々な形が想定され得るが、規則 1.4.84 が規定する特徴づけは因果関係という特徴による限定、ということになる。この種の lakṣaṇa という語の意味合いは、同語を後分に有する複合語の型 (°lakṣaṇa 「～によって特徴づけられる／条件づけられる、～にもとづく」) に顕著に認められる。パーニニ自身、規則 1.1.62 において pratyayalakṣaṇa 「接辞に条件づけられた、接辞にもとづく」という表現を使用している。

通常、物事の原因 (hetu) を表す語 (以下の【例】で挙げる文では saṃhitā という語) は規則 2.3.23 によって具格語尾をとるが、当該規則によって因果関係を標示する anu とともに使用される場合、規則 2.3.8 によって対格語尾をとることになる¹¹³。

【例】

śākalyasya saṃhitām anu prāvarṣat 「シャーカリヤのサンヒター〔の朗唱〕に条件づけられて (= 暗唱に引き起こされて) 雨が降った」では、小辞 anu は「～によって特徴／条件づけられること、～によって引き起こされること」(lakṣaṇa) を表している。ここでは、「シャーカリヤのサンヒターの朗唱」と「雨が降った」という 2 つの事態の間に、因果関係としての前後関係があることが anu によって示されている。この用例において、小辞 anu は当該規則 1.4.84 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与えることで、規則 2.3.8 の適用が可能となり、anu と結ばれている saṃhitā 「サンヒター」という語の後に対格語尾が付与されて、saṃhitām anu が

¹¹² 川村 (2017: 328)。

¹¹³ Cf. Joshi and Roodbergen (1995: 205)。

派生される。

【規則】

1.4.85 ṭṭīyārthe ||

/ṭṭīyā-ārtha.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83, anuḥ 84]

「第3格語尾（具格語尾）の意味を表すとき、小辞 anu は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

第3格語尾（具格語尾）の意味を表すとき、小辞 anu は〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を得る。

第3格語尾の意味としては、saha の意味「～とともに」（規則 2.3.19）と原因（hetu）という意味（規則 2.3.23）があるが、ここで意図されているのは前者である¹¹⁴。後者の意味は先行規則 1.4.84 ですでに扱われている。

【例】

nadīm anv avasitā senā 「軍隊は川沿いに野営する」では、小辞 anu は「第3格語尾（具格語尾）の意味」（つまり結びつき、随伴）を表している。したがって、anu は当該規則 1.4.85 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与えることで、規則 2.3.8 の適用が可能となり、anu と結ばれている nadi 「川」という語の後に対格語尾が付与されて、nadīm anu が派生される。

【規則】

1.4.86 hīne ||

/hīna.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83, anuḥ 84]

「『下位にあること、劣ること』を表すとき、小辞 anu は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

「下位にあるもの、劣るもの」（hīna）を表すとき、小辞 anu は〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を得る。何らの対象を「下位にあるもの、劣るもの」として表すということは、その対象が下位にあること、劣っていることを表すということに他ならない。

¹¹⁴ Nyāsa on KV to A 1.4.85 (I.617).

『カーシカー注解』は規則中の *hīna* という語を *nyūna* 「少ない、劣った」という語で言い換え、劣っているという概念は優れているという概念と対になって理解されるものであることを述べる。そして、当該規則の *anu* の表す意味が具体的には「優劣関係」 (*hīnotkṛṣṭasambandha*) であることを明確にしている¹¹⁵。

【例】

anu śākatāyanam vaiyākaraṇāḥ 「あらゆる文法家はシャーカターヤナに劣る」では、小辞 *anu* は「下位にあること、劣ること」を表している。したがって、*anu* は当該規則 1.4.86 によって〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与えることで、規則 2.3.8 の適用が可能となり、*anu* と結ばれている *śākatāyana* (シャーカターヤナ、文法家の名前) という語の後に対格語尾が付与されて、*anu śākatāyanam* が派生される。

【規則】

1.4.87 *upo 'dhike ca* ||

/upa.NOM.SG adhika.LOC.SG ca/

[*nipātāḥ* 56, *karmapravacanīyāḥ* 83, *hīne* 86]

「『下位にあること、劣ること』に加えて『上位にあること、優れていること』を表すときにも、小辞 *upa* は〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

直前の規則 1.4.86 では、「下位にあるもの、劣るもの」 (*hīna*) を表すとき小辞 *anu* が〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を得ることが規定された。それに対して当該規則は、小辞 *upa* の場合、「下位にあるもの、劣るもの」に加えて「上位にあるもの、優れているもの」 (*adhika*) を表すときにも〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語が適用されることを規定している。

何らの対象を「下位にあるもの、劣るもの」あるいは「上位にあるもの、優れているもの」として表すということは、その対象が下位にあること・劣っていること、あるいは上位にあること・優れていることを表すということに他ならない。

【例】

upa śākatāyanam vaiyākaraṇāḥ 「あらゆる文法家はシャーカターヤナに劣る」では、小辞 *upa* は「下位にあること、劣ること」を表している。したがって、*upa* は当該規則 1.4.87 によって〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与えることで、規則 2.3.8 の適用が可能となり、*upa* と結ばれている *śākatāyana* (シャーカターヤナ、文法家の名前) という語

¹¹⁵ KV on A1.4.86 (I.94).

の後に対格語尾が付与されて、*upa śakatāyanam* が派生される。

upa が「上位にあること、優れていること」を表す例として、『カーシカー注解』では *upa khāryām droṇaḥ* という例が挙げられている。一見すると、この例は「ドローナ（穀物などを量る単位）はカーリー〔という単位〕より大きい」と解釈できそうである¹¹⁶。しかし、カーリー（*khārī*）という単位は、一般的にはドローナ（*droṇa*）という単位より大きいとされており¹¹⁷、この解釈（あるいはこの例の妥当性）には疑問が残る¹¹⁸。この例における *khāryām* は、規則 2.3.9 に基づき所格語尾が付与された形式である。規則 2.3.9 は、「X より大きい、X より多い」（*yasmād adhikam*）という意味が表される場合に、関係標示語を伴う要素 X に所格語尾を付与することを規定している。したがって、規則 2.3.9 に従えば、*upa khāryām droṇaḥ* はやはり「ドローナはカーリーより大きい」という意味になると考えられる。カーリーやドローナという単位について、通常とは異なる理解が存在していた可能性がある。

【規則】

1.4.88 *apaparī varjane* ||

/apa-parī.NOM.DU varjana.LOC.SG/

[*nipātāḥ* 56, *karmapravacanīyāḥ* 83]

「『除くこと』を表すとき、小辞 *apa, pari* は〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

「除くこと」（*varjana*）を表すとき、小辞 *apa* と *pari* は〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を得る。

【例】

apa trigartebhyo vṛṣto devaḥ や *pari pari trigartebhyo vṛṣto devaḥ* 「トリガルタ（国名）を除いて、雨の神は雨を降らせた（＝トリガルタ以外のところで雨が降った）」では、小辞 *apa, pari* は「除くこと」を表している。したがって、*apa, pari* は当該規則 1.4.88 によって〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与えることで、規則 2.3.10 の適用が可能となり、*apa, pari* と結ばれている *trigarta*（トリガルタ、国名）という語の後に奪格語尾が付与されて、*apa trigartebhyaḥ, pari pari trigartebhyaḥ* が派生される（*pari pari* という反復は規則 8.1.5 による）。

¹¹⁶ Cf. Katre (1987 [1989]: 140): “a *droṇa* measure is greater than a *khārī* measure”; Renou (1966: I.87): “un *droṇa* (est une mesure de capacité) au-dessus d’une *khārī*.”

¹¹⁷ Agrawala (1963: 253).

¹¹⁸ Sharma (1990: 295) による訳 “a *khārī* is bigger than a *droṇa*” は、所格形 *khāryām* を主語と見なしている点で文法的に無理がある。

【規則】

1.4.89 ān maryādāvacane ||

/āN.NOM.SG maryādā-vacana.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83]

「『境界、終点』を表すとき、小辞 āN は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

「境界、終点」(maryādā)を表すとき、小辞 āN は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。

maryādā という語は、規則 2.1.13: ān maryādābhividhyoḥ ように abhividhi という語と対になって用いられる場合、除外的な終点を意味する(たとえば以下の【例】で挙げる文において、雨が降った領域にパータリプトラは含まれないことになる)。それに対して abhividhi という語は内包的な終点を表す¹¹⁹。たとえば ākumāraṃ/ā kumārebhyaḥ yaśaḥ pāṇineḥ 「パーニニの名声は少年たちにまで及んでいる」という例文では¹²⁰、パーニニの名声が及んでいる範囲内に少年たちが含まれる。

もしパーニニが当該規則によって maryādā という語の意味だけを意図したなら、*maryādāyām と述べたであろう。一方で、もし除外的な終点と内包的な終点という具体的な意味を意図していたなら規則 2.1.13 と同じく *maryādābhividhyoḥ と述べたであろう。一方、当該の規則中では maryādāvacane という言い方がなされている。

『カーシカー注解』によれば、vacana という語が付加されていることにより、除外的な終点(maryādā)だけではなく内包的な終点(abhividhi)も規則の規定内容に含まれることになるという¹²¹。つまり、maryādā という語単体でもなく、abhividhi という語を付した形でもなく、vacana という語を付した表現が使用されていることは、当該の maryādā という語が境界・終点一般を意味していることを示唆しており、「境界・終点一般を表すとき、小辞 āN は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる」という規定内容が得られることになる¹²²。無論、この「境界・終点一般」には、除外的なものと内包的なものの両方が含まれる。

【例】

ā pātāliputrād vṛṣṭo devaḥ 「パータリプトラ(都市名)まで、雨の神は雨を降らせた(=パータリプトラのところまで雨が降った)」では、小辞 āN は「境界、終点」を表している。したがって、āN は当該規則 1.4.89 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与えることで、規則 2.3.10 の適用が可能となり、āN と結ばれている pātāliputra (パータリプトラ、都市名) という語の後に奪格語尾が付与されて、ā pātāliputrāt が派生される。

¹¹⁹ Joshi and Roodbergen (1995: 214) が maryādā と abhividhi という語に対して与える訳語はこれとは逆になっている。

¹²⁰ KV on A 2.1.13 (I.103).

¹²¹ KV on A 1.4.89 (I.95).

¹²² Cf. Pradīpa on MBh to A 1.4.89 (II.461): vacanagrahaṇasyedaṃ prayojanam avāntarabhedaparīhāreṇa paricchedaḥetumātraṃ maryādā yathā grhyeta.

【規則】

1.4.90 lakṣaṇetthambhūtākhyānabhāgavīpsāsu pratiparyanavaḥ ||

/lakṣaṇa-itthambhūtākhyāna-bhāga-vīpsā.LOC.PL prati-pari-anu.NOM.PL/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83]

「『しるし』、『事実陳述』、『取り分』および『分配、普及』を表すとき、小辞 *prati, pari, anu* は〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

「しるし」 (*lakṣaṇa*)、「事実陳述」 (*itthambhūtākhyāna*)、「取り分」 (*bhāga*) および「分配、普及」 (*vīpsā*) を表すとき、小辞 *prati, pari, anu* は〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を得る。

ジネーンドラブッディはこれら4つのそれぞれを「示唆するものとしての因、しるし」 (*jñāpako hetuś cihnam*, 規則 1.4.84 が設定する因果関係上の「原因」とは異なる)、「何らかの様相を得ている者について語ること」 (*kiñ cit prakāram āpannam... tasyākhyānam*)、「自らのものとされつつある分」 (*svikriyamāno 'mśaḥ*)、「複数の対象を網羅しようとする欲求」 (*padārthān vyāptum icchā*) と説明している¹²³。

【例】

・しるし (*lakṣaṇa*) = 事態の場所や方向など (たとえば『〜へ』) を示す徴: *vṛkṣam prati/pari/anu vidyotate vidyut* 「雷光が木の方向へ光る」

・事実陳述 (*itthambhūtākhyāna*) = こうであると述べること (たとえば『あるものに対して/あるものに関してこうであると述べること』) : *sādhur devadatto mātaram prati/pari/anu* 「デーヴァダッタは母親に対して礼儀正しい」

・取り分 (*bhāga*) = 誰かに何か属すること (たとえば『〜に属する』) : *yad atra māṃm prati/pari/anu syāt* 「この件についてそれが私のものになるように」 (*prati, pari, anu* に〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えることにより、*prati/pari/anu-syāt > prati/pari/anu-syāt* を規定する規則 8.3.87 の適用が防がれる)

・分配・普及 (*vīpsā*) (たとえば『〜ごとに、それぞれの〜』) : *vṛkṣam vṛkṣam prati/pari/anu siñcati* 「一本一本の木に水をまく」 (*vṛkṣam vṛkṣam* という反復は規則 8.1.4 による。 *prati, pari, anu* に〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えることにより、*prati/pari/anu-siñcati > prati/pari/anu-siñcati* を規定する規則 8.3.65 の適用が防がれる)

以上の例では、小辞 *prati, pari, anu* は「しるし・事実陳述・取り分・分配」を表している。したがって、*prati, pari, anu* は当該規則 1.4.90 によって〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えら

¹²³ Nyāsa on KV to A 1.4.90 (I.620).

れる。この術語を与えることで、規則2.3.8の適用が可能となり、prati, pari, anu と結ばれている vṛkṣa 「木」などの語の後に対格語尾が付与されて、vṛkṣam prati/pari/anu などが派生される。

【規則】

1.4.91 abhir abhāge ||

/abhi.NOM.SG a-bhāga.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83, lakṣaṇetthambhūtākhyānabhāgavīpsāsu 90]

「『しるし』、『事実陳述』および『分配、普及』を表すとき——『取り分』を表すときを除く——小辞 abhi は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

直前の規則 1.4.90 で述べられた「しるし」(lakṣaṇa)、「事実陳述」(itthambhūtākhyāna)、「取り分」(bhāga) および「分配、普及」(vīpsā) という 4 つの意味のうち、「取り分」を除く意味を表すとき、小辞 abhi は〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を得る。

『カーシカー注解』は当該規則 1.4.91 の反例として、「この件について私のもの（私の取り分）であるべきものが与えられるべし」(yad atra mamābhiṣyāt tad dīyatām) という文を挙げる¹²⁴。この文で abhi は「取り分」を表しているため、それが〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれることはない¹²⁵。この場合、abhi には〈upasarga 動詞前接辞〉という術語が適用され（規則 1.4.59）、規則 8.3.87 によって abhi-syāt > abhi-ṣyāt となる¹²⁶。

【例】

・しるし (lakṣaṇa) = 事態の場所や方向など（たとえば『～へ』）を示す徴：vṛkṣam abhi vidyotate vidyut 「雷光が木の方向へ光る」

・事実陳述 (itthambhūtākhyāna) = こうであると述べること（たとえば『あるものに対して／あるものに関してこうであると述べること』）：sādhur devadatto mātaram abhi 「デーヴァダッタは母親に対して礼儀正しい」

・分配・普及 (vīpsā) （たとえば『～ごとに、それぞれの～』）：vṛkṣam vṛkṣam abhi siñcati 「一本一本の木に水をまく」（vṛkṣam vṛkṣam という反復は規則 8.1.4 による。abhi に〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えることにより、abhi-siñcati > abhi-ṣiñcati を規定する規則 8.3.65 の適用が防がれる）

以上の例では、小辞 abhi は「しるし・事実陳述・分配」を表している。したがって、abhi は当該規則 1.4.91 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与える

¹²⁴ KV on A 1.4.91 (I.95).

¹²⁵ Joshi and Roodbergen (1993: 219) は、この反例における mama を mām と提示しているが、誤記である。

¹²⁶ Sharma (1990: 299).

ことで、規則 2.3.8 の適用が可能となり、abhi と結ばれている vṛkṣa 「木」などの語の後に対格語尾が付与されて、vṛkṣam abhi などが派生される。

【規則】

1.4.92 pratiḥ pratinidhipratidānayoḥ ||

/prati.NOM.SG pratinidhi-pratidāna.LOC.DU/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83]

「『代理、同等性』および『贈り返すこと、交換すること』を表すとき、小辞 prati は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

「代理物、代置物、同等性」(pratinidhi) または「贈り返すこと、交換すること」(pratidāna) を表すとき、小辞 prati は〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を得る。

『カーシカー注解』は規則中の pratinidhi, pratidāna という語の意味をそれぞれ「〔元の〕第一人者と似ている者」(mukhyasadṛśa)、「与えられたものに対するお返しとして〔何かを〕与えること」(dattasya pratiniryātanam) と説明している¹²⁷。

【例】

abhimanyur arjunataḥ prati 「アビマニュはアルジュナに匹敵する (=アビマニュはアルジュナと同等の力をもつ)」および māśān asmai tilebhyaḥ prati yacchati 「ゴマと引き換えに、彼に豆を与える」では、小辞 prati は「同等性、交換すること」を表している。したがって、prati は当該規則 1.4.92 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与えることで、規則 2.3.11 の適用が可能となり、prati と結ばれている arjuna (アルジュナ、人名)、tila 「ゴマ」という語の後に奪格語尾が付与されて、arjunataḥ/tilebhyaḥ prati が派生される。

【規則】

1.4.93 adhiparī anarthakau ||

/adhi-pari.NOM.DU an-arthaka.NOM.DU/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83]

「意味を表さないとき、小辞 adhi, pari は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

¹²⁷ KV on A 1.4.92 (I.95). mukhyasadṛśa という語の解釈については次のハラダッタ (11世紀) の説明を参照せよ。PM on KV to A 1.4.92 (I.623): mukhyaḥ kva cit kārye śatruvadhādau dṛṣṭasāmarthyah | yas tu tadabhāve tatkāryakaraṇāya pratinidhīyate upādāyate sa pratinidhiḥ | 「敵の討伐などといった何らかの任務に対して能力が認められている者、それが第一人者 (mukhya) である。しかし、その第一人者が不在であるとき、彼の任務を果たすため、代わりに任用される者、すなわち用いられる者、それが代理人 (pratinidhi) である」。

【略説】

小辞 *adhi, pari* は何らかの付加的な意味を伝えないとき、〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を得る。

パタンジャリによれば、*adhi* と *pari* が意味をもたないものである (*anarthaka*) とは、それら *adhi, pari* と共に使用される動詞語基が表す意味以上の何かを表すことがなく、両者は動詞語基の表す意味である行為を表しているに過ぎないということである¹²⁸。

【例】

kuto 'dhy āgacchati/kutaḥ pary āgacchati 「どこからやって来ているのか」では、小辞 *adhi, pari* は特別な意味を表していない。つまり、動詞 *āgacchati* 「やって来る」が表す意味に対してこれらの小辞は何ら意味を加えていない。したがって、*adhi, pari* は当該規則 1.4.93 によって 〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えられる。『カーシカー注解』によれば、この規則の目的は「意味を表さない」小辞 *adhi, pari* に 〈*upasarga* 動詞前接辞〉および 〈*gati* ガティ〉という術語が付与されるのを防ぐことにある¹²⁹。*adhi, pari* に 〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えることにより、〈*upasarga* 動詞前接辞〉もしくは 〈*gati* ガティ〉と呼ばれる小辞を根拠とする規則 8.3.87, 8.1.70 などの適用が防がれる。

【規則】

1.4.94 *suḥ pūjāyām* ||

/su.NOM.SG *pūjā*.LOC.SG/

[*nīpātāḥ* 56, *karmapravacanīyāḥ* 83]

「『敬意』を表すとき、小辞 *su* は 〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

「敬意」 (*pūjā*) を表すとき、小辞 *su* は 〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を得る。

規則 1.4.83 から規則 1.4.98 は 〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を付与する規則群であるが、このうち当該規則 1.4.94 から規則 1.4.96 はその小区分をなしており、そこでは *su, ati, api* の 3 語に対する術語 〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉の適用が規定される。その目的は、術語 〈*upasarga* 動詞前接辞〉を根拠とする *ṣ* 音の代置と術語 〈*gati* ガティ〉を根拠とする低アクセントの付与を妨げる点にある¹³⁰。

【例】

su siktam bhavatā 「あなたはよく水まきをなされた」では、小辞 *su* は「敬意」を表している。した

¹²⁸ MBh (1.348.17): *anarthāntaravācināv anarthakau | dhātunoktām kriyām āhatuḥ*.

¹²⁹ KV on A 1.4.93 (I.95).

¹³⁰ Cf. Joshi and Roodbergen (1995: 223).

がって、su は当該規則 1.4.94 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えられる。

『カーシカー注解』によれば、su に〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えることにより、〈upasarga 動詞前接辞〉という術語の付与が妨げられ、su-siktam > su-ṣiktam を規定する規則 8.3.65 の適用が防がれる¹³¹。

【規則】

1.4.95 atir atikramaṇe ca ||

/ati.NOM.SG atikramaṇa.LOC.SG ca/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83, pūjāyām 94]

「『敬意』に加えて『過度』を表すときにも、小辞 atī は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

直前の規則 1.4.94 では、「敬意」(pūjā)を表すときに小辞 su が〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれることが規定された。それに対して当該規則 1.4.95 は、小辞 atī の場合、この「敬意」に加えて「過度」(atikramaṇa)を表すときにも〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語が適用されることを規定している。

『カーシカー注解』は規則中の atikramaṇa という語の意味を「すでに目的は達しているのに行為を続けること」(niṣpanne 'pi vastuni kriyāpravṛtīḥ)と説明している¹³²。

【例】

ati siktam bhavatā 「あなたはよく水まきをなされた」や atī siktam eva bhavatā 「あなたは水をやりすぎました」では、小辞 atī は「敬意」と「過度」をそれぞれ表している。したがって、atī は当該規則 1.4.95 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えられる。atī に〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えることにより、〈upasarga 動詞前接辞〉という術語の付与が妨げられ、ati-siktam > atī-ṣiktam を規定する規則 8.3.65 の適用が防がれる。

【規則】

1.4.96 apiḥ padārthasambhāvanānavasargagarhāsamuccayeṣu ||

/api.NOM.SG padārtha-sambhāvana-anvasarga-garhā-samuccaya.LOC.PL/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83]

「『対象』、『想定』、『譲歩、容認』、『非難』および『累加』を表すとき、小辞 api は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

¹³¹ KV on A 1.4.94 (I.96).

¹³² KV on A 1.4.95 (I.96).

【略説】

「対象」(padārtha)、「想定」(sambhāvana)、「譲歩、容認」(anvavasarga)、「非難」(garhā) および「累加」(samuccaya)を表すとき、小辞 api は〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を得る。

『カーシカー注解』は規則中の padārtha, sambhāvana, anvavasarga という語の意味をそれぞれ「使用されていない他の語の意味(文脈から想定可能な意味)」(padāntarasyāprayujyamānasyārthaḥ)、「能力が妨げられないことを誇張表現によって明らかにすること」(adhikārthavacanena śakter apratiḡhātāviṣkaraṇam)、「自由に活動することを容認すること」(kāmacārābhyānujñānam)と説明している¹³³。

【例】

- ・対象 (padārtha) = 文脈からはわかるが、明示的には示されていない対象：sarpiṣo 'pi syāt 「ギーの〔一滴〕でもあるはずだ」(『カーシカー注解』によれば、小辞 api はここで「少しの量」(mātrā) や「一滴」(bindu, stoka) などの対象を指す¹³⁴)
- ・想定 (sambhāvana) : api siñcen mūlakasahasram 「大根 1000 本にさえも水をまくことができる」
- ・譲歩・容認 (anvavasarga) : api siñca 「それでも(君が望むなら)水をまきなさい」
- ・非難 (garhā) : dhig jālmaṃ devadattam, api siñcet palāṇḍum, api stuyād vṛṣalam 「呪われよ、あの卑しきデーヴァダッタ。彼はネギにさえ水をやり、賤民さえも称賛するとは。」
- ・累加 (samuccaya) : api siñca, api stuhi 「水をまき、さらに称賛もしなさい」

以上の例では、小辞 api は「対象・想定・譲歩・非難・累加」を表している。したがって、api は当該規則 1.4.96 によって〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を与えられる。この術語を与えることで、〈upasarga 動詞前接辞〉という術語の付与が妨げられ、api-syāt > api-ṣyāt や api-siñcet/siñca/stuyāt/stuhi > api-siñcet/ṣiñca/ṣtuyāt/ṣtuhi を規定する規則 8.3.87, 8.3.65 の適用が防がれる。

【規則】

1.4.97 adhir īśvare ||

/adhi.NOM.SG īśvara.LOC.SG/

[nipātāḥ 56, karmapravacanīyāḥ 83]

「『支配者』を表すとき、小辞 adhi は〈karmapravacanīya 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

「支配者」(īśvara)を表すとき、小辞 adhi は〈karmapravacanīya 関係標示語〉という術語を得る。

¹³³ KV on A 1.4.96 (I.96).

¹³⁴ KV on A 1.4.96 (I.96).

『カーシカー注解』は規則中の *īśvara* という語の意味を「主人、支配者、所有者」(*svāmin*)と説明し、「主人、支配者、所有者」という概念はその被支配者・所有物(*sva*)を前提とすることを述べて、当該の *adhi* が伝える意味は「被支配者と支配者の関係、所有物と所有者の関係」(*svasvāmisambandha*)であるとしている¹³⁵。何かを「主人、支配者、所有者」として語ることは、必然的に「被支配者、所有物」を含意することになり、その両者の間には支配関係・所有関係があるので、結局のところそのような関係が *adhi* によって示されるということである。

【例】

adhi pañcāleṣu brahmadattaḥ 「ブラフマダッタはパンチャラ国を支配している」では、小辞 *adhi* は「支配者」(＝支配者と被支配者の関係)を表している。したがって、*adhi* は当該規則 1.4.97 によって〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を与えられる。この例における *pañcāleṣu* は、規則 2.3.9 に基づき所格語尾が付与された形式である。規則 2.3.9 は、「X の支配者(＝支配者と被支配者の関係)を語る表現」(*yasya...īśvaravacanam*)がなされているときに、関係標示語を伴う要素 X に所格語尾を付与することを規定している。一方で、規則 1.4.97 の適用例として、*adhi brahmadatte pañcālāḥ* 「パンチャラ国はブラフマダッタの支配下にある」という例も挙げられている。『カーシカー注解』によれば、場合によっては被支配者(たとえば *pañcāleṣu*)、場合によっては支配者(たとえば *brahmadatte*)を意味する語に所格語尾が付与される¹³⁶。

規則 2.3.9 の *īśvaravacanam* を「支配者と被支配者の関係を語る表現」と解する場合、所格語尾を導入する先は支配者を表示する項目(*brahmadatta*)か被支配者を表示する項目(*pañcāla*)かに特定されないため、いずれの項目に対しても所格語尾の導入が可能となる。

【規則】

1.4.98 *vibhāṣā kṛñi* ||

/vibhāṣā kṛñ.LOC.SG/

[*karmapravacanīyāḥ* 83, *adhiḥ* 97]

「動詞語基 *kṛñ* 『する』と共に用いられる場合、*adhi* は任意に〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉と呼ばれる。」

【略説】

動詞語基 *kṛñ* 「する」と共に用いられるとき、小辞 *adhi* は任意に〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉という術語を得る。

adhi が〈*karmapravacanīya* 関係標示語〉と呼ばれる場合には、規則 1.4.60 による術語〈*gati* ガティ〉の適用は妨げられ、その結果として規則 8.1.71 による高アクセントの喪失(*nighāta*)は起こら

¹³⁵ KV on A 1.4.97 (I.96).

¹³⁶ KV on A 1.4.97, 2.3.9 (I.96, 134).

ない（以下の【例】を見よ）¹³⁷。

【例】

yád átra mām ádhi kariṣyáti 「この件について私を上置く（任命する）ならば」では、小辞 adhi は詞語基 kṛÑ 「する」と共に用いられている。したがって、adhi は当該規則 1.4.98 によって〈karmapravacāniya 関係標示語〉という術語を任意に与えられる。一方、規則 1.4.60 によれば、「小辞 pra 等の項目は、〈gati ガティ〉と呼ばれる」と規定されており、adhi もこの「pra 等」に含まれる語であるため、adhi を〈gati ガティ〉と呼ぶことも可能である。adhi が〈gati ガティ〉と呼ばれる場合、規則 8.1.71 が適用可能となり、高アクセントのある kariṣyáti（規則 8.1.30）と共に用いられる ádhi は低アクセントをもつことになる：ádhi-kariṣyáti > adhi-kariṣyáti。一方、adhi が〈karmapravacāniya 関係標示語〉と呼ばれる場合、規則 8.1.71 は適用されず、ádhi の高アクセントはそのまま保持される：ádhi kariṣyáti。

【規則】

1.4.99 laḥ parasmaipadam ||

/L.GEN.SG parasmaipada.NOM.SG/

「1接辞の代置要素は〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉と呼ばれる。」

【略説】

パーニニの文法体系では、種々の範疇に属する定動詞形を派生させるにあたり、最初に動詞語基の後に導入される接辞として 10 種の 1 接辞（lakāra 「1 音」）が設定されている¹³⁸。規則 3.4.77–78 は、1 接辞に 18 種の動詞人称語尾が代置されることを規定しており、それら 18 種の語尾は当該規則 1.4.99 と続く規則 1.4.100 によってパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）とアートマネーパダ語尾（中動人称語尾）に振り分けられる。

当該規則 1.4.99 は 1 音の代置要素である 18 種の動詞人称語尾すべてが〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉と呼ばれることを規定するが、後半 9 種の動詞人称語尾は続く規則 1.4.100 によって〈ātmanepada アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）〉と呼ばれることになるため、〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉という術語を得るのは、実質的には前半 9 種の動詞人称語尾である¹³⁹。

動詞人称語尾以外で〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉という術語を得る項目については以下の【例】を見よ。

¹³⁷ KV on A 1.4.98 (I.96).

¹³⁸ 10 種の 1 接辞については川村・キャット（2024: 201）を見よ。

¹³⁹ 詳細については川村・キャット（2024: §4.1.3 [203–207]）を参照せよ。

【例】

当該規則 1.4.99 により、1接辞の代置要素は〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉と呼ばれる。具体的には、規則 3.4.77–78 に基づき、1接辞に代置されて〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉と称されるのは、次のような動詞人称語尾である。

表1 〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉と呼ばれる動詞人称語尾

	単数	双数	複数
3人称	tiP	tas	jhi
2人称	siP	thas	tha
1人称	miP	vas	mas

これらの能動人称語尾に加えて、1接辞に代置される能動現在分詞接辞 ŚatR̥（規則 3.2.124）および能動完了分詞接辞 KvasU（規則 3.2.107）（ヴェーダ聖典における papivás 「飲み終えた、飲み終えている」など）も〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉と呼ばれる。

【規則】

1.4.100 tañānāv ātmanepadam ||

/tañ-āna.NOM.DU ātmanepada.NOM.SG/

[laḥ 99]

「1接辞の代置要素である tañ (ta, ātām, jha, thās, āthām, dhvam, iṭ, vahi, mahiñ) および ŚānaC と KānaC は〈ātmanepada アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）〉と呼ばれる。」

【略説】

1接辞に代置される 18 種の動詞人称語尾のうち、短縮記号 tañ によって指示される後半 9 種の動詞人称語尾、および規則中の āna が指示する接辞 ŚānaC と KānaC は〈ātmanepada アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）〉と呼ばれる。

これら後半 9 種の人称語尾には、先行規則 1.4.99 による術語〈parasmaipada パラスマイパダ語尾（能動人称語尾）〉も適用可能である。しかし、規則 1.4.99–1.4.100 は「単一名称部門」（ekasañjñādhikāra）に属するため（規則 1.4.1 に対する【略説】を見よ）、1つの対象が2つ以上の術語を得ることは基本的に許されない。同じ1つの対象に異なる文法操作が同時に適用可能である場合、後続の規則が規定する文法操作が優先的に適用されるため（規則 1.4.2）、短縮記号 tañ の指示する後半 9 種の動詞人称語尾は、規則 1.4.99 よりも後に出る規則 1.4.100 によって〈ātmanepada アートマネーパダ語尾（中動人称語尾）〉という術語のみを得ることになる¹⁴⁰。

¹⁴⁰ 川村・キャット（2024: §4.1.3 [203–207]）も参照せよ。

【例】

当該規則 1.4.100 により、1接辞の代置要素である taÑ および ŚānaC と KānaC は 〈ātmanepada アートマナーパダ語尾（中動人称語尾）〉 と呼ばれる。具体的には、規則 3.4.77–78 に基づき、1接辞に代置されて 〈ātmanepada アートマナーパダ語尾（中動人称語尾）〉 と称されるのは、次のような動詞人称語尾である。

表2 〈ātmanepada アートマナーパダ語尾（中動人称語尾）〉 と呼ばれる動詞人称語尾

	単数	双数	複数
3 人称	ta	ātām	jha
2 人称	thās	āthām	dhvam
1 人称	iṭ	vahi	mahiÑ

これらの中動人称語尾に加えて、1接辞に代置される中動現在分詞接辞 ŚānaC（規則 3.2.124）および中動完了分詞接辞 KānaC（規則 3.2.106）（ヴェーダ聖典における cikyāná「積み終えた、積み終えている」など）も 〈ātmanepada アートマナーパダ語尾（中動人称語尾）〉 と呼ばれる。

【規則】

1.4.101 tiñas trīṇi trīṇi prathamamadhyamottamāḥ ||

/tiÑ.GEN.SG tri.NOM.PL tri.NOM.PL prathama-madhyama-uttama.NOM.PL/

「動詞人称語尾のうち、能動語尾と中動語尾を構成するそれぞれの3つ組は、〈prathama 3 人称語尾〉、〈madhyama 2 人称語尾〉、〈uttama 1 人称語尾〉と呼ばれる。」

【略説】

規則 3.4.78 によって1接辞に代置される動詞人称語尾のうち、能動語尾と中動語尾を構成するそれぞれの3つ組、すなわち規則 1.4.99–100 に対する【例】の箇所では提示した表1と表2にある単数・双数・複数の語尾からなる3つ組は、それぞれ上から順に〈prathama 3 人称語尾〉、〈madhyama 2 人称語尾〉、〈uttama 1 人称語尾〉と呼ばれる。

prathama, madhyama, uttama はそれぞれ「最初」、「中間」、「最後」を意味し、第1番目の3つ組、2番目の3つ組、3番目の3つ組を指す。現代の用語ではそれぞれ3人称語尾、2人称語尾、1人称語尾にあたる。現代の教科書類とは異なり、パーニニ文法ではこのように3人称語尾から列挙される。

動詞の人称はサンスクリット語で puruṣa と言われ、おそらく規則 3.4.2 に対するカーティヤーヤナの第5評釈がその初出である¹⁴¹。パーニニ以前からある文法学の用語と思われる¹⁴²。

¹⁴¹ vt. 5 to A 3.4.2 (II.170.1), cf. Roodbergen (2008: 279).

¹⁴² Katre (1987 [1989]: 102).

【例】

当該規則 1.4.101 により、能動人称語尾および中動人称語尾（規則 3.4.78）を構成するそれぞれの 3 つ組には、それぞれ〈prathama 3 人称語尾〉、〈madhyama 2 人称語尾〉、〈uttama 1 人称語尾〉という術語が与えられる。これらの術語を反映させた動詞人称語尾の表を示せば以下の通りである。

表3 〈prathama 3 人称語尾〉、〈madhyama 2 人称語尾〉、〈uttama 1 人称語尾〉と呼ばれる動詞人称語尾（能動）

	単数	双数	複数
〈prathama 3 人称語尾〉	tiP	tas	jhi
〈madhyama 2 人称語尾〉	siP	thas	tha
〈uttama 1 人称語尾〉	miP	vas	mas

表4 〈prathama 3 人称語尾〉、〈madhyama 2 人称語尾〉、〈uttama 1 人称語尾〉と呼ばれる動詞人称語尾（中動）

	単数	双数	複数
〈prathama 3 人称語尾〉	ta	ātām	jha
〈madhyama 2 人称語尾〉	thās	āthām	dhvam
〈uttama 1 人称語尾〉	iṭ	vahi	mahiṆ

【規則】

1.4.102 tāny ekavacanadvivacanabahuvacanāny ekaśaḥ ||

/tad.NOM.PL ekavacana-dvivacana-bahuvacana.NOM.PL ekaśas/

「1 つずつに分けた場合、それら（能動人称語尾と中動人称語尾の 3 つ組を構成する語尾）はそれぞれ〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉と呼ばれる。」

【略説】

規則 3.4.78 によって 1 接辞に代置される動詞人称語尾のうち、能動語尾と中動語尾の 3 つ組、すなわち規則 1.4.99–100 に対する【例】の箇所で提示した表 1 と表 2 にある単数・双数・複数の語尾からなる 3 つ組は、その構成語尾を 1 つずつに分けて、左から順に見た場合、それぞれ〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉と呼ばれる。

【例】

当該規則 1.4.102 により、能動人称語尾および中動人称語尾（規則 3.4.78）の 3 つ組を構成する語尾には、それぞれ〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉という術語が与えられる。これらの術語を反映させた動詞人称語尾の表を示せば以下の通りである。

表5 〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉と呼ばれる動詞人称語尾（能動）

	〈ekavacana 単数語尾〉	〈dvivacana 双数語尾〉	〈bahuvacana 複数語尾〉
〈prathama 3 人称語尾〉	tīP	tas	jhi
〈madhyama 2 人称語尾〉	siP	thas	tha
〈uttama 1 人称語尾〉	miP	vas	mas

表6 〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉と呼ばれる動詞人称語尾（中動）

	〈ekavacana 単数語尾〉	〈dvivacana 双数語尾〉	〈bahuvacana 複数語尾〉
〈prathama 3 人称語尾〉	ta	ātām	jha
〈madhyama 2 人称語尾〉	thās	āthām	dhvam
〈uttama 1 人称語尾〉	iṬ	vahi	mahiÑ

【規則】

1.4.103 supah ||

/sŪP.GEN.SG/

[tṛīni tṛīni 101, ekavacanadvivacanabahuvacanāny ekaśah 102]

「1つずつに分けた場合、名詞格語尾の3つ組を構成する語尾はそれぞれ〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉と呼ばれる。」

【略説】

規則 4.1.2 によって名詞語基の後に導入が規定される名詞格語尾の3つ組、すなわち以下の【例】で示す表7にある単数・双数・複数の語尾からなる3つ組は、その構成語尾を1つずつに分けて、左から順に見た場合、それぞれ〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉と呼ばれる。

【例】

当該規則 1.4.103 により、名詞格語尾（規則 4.1.2）の3つ組を構成する語尾には、それぞれ〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉という術語が与えられる。これらの術語を反映させた名詞格語尾の表を示せば以下の通りである。

表7 〈ekavacana 単数語尾〉、〈dvivacana 双数語尾〉、〈bahuvacana 複数語尾〉と呼ばれる名詞格語尾

	〈ekavacana 単数語尾〉	〈dvivacana 双数語尾〉	〈bahuvacana 複数語尾〉
主格	sŪ	au	Jas
対格	am	auṬ	Śas
具格	Ṭā	bhyām	bhis
与格	Ñe	bhyām	bhyas
奪格	ÑasĪ	bhyām	bhyas
属格	Ñas	os	ām
所格	Ñi	os	suP
呼格=主格	sŪ	au	Jas

【規則】

1.4.104 vibhaktiś ca ||

/vibhakti.NOM.SG ca/

[tūnas trīṇi trīṇi 101, supaḥ 103]

「名詞格語尾と動詞人称語尾のそれぞれの3つ組は〈vibhakti 語尾〉と呼ばれる。」

【略説】

先行する規則 1.4.101–103 で述べられてきた名詞格語尾と動詞人称語尾の3つ組は、当該規則によって〈vibhakti 語尾〉という術語を得る。

パーニニ文法において〈vibhakti 語尾〉という術語は、名詞格語尾と動詞人称語尾に適用される場合（規則 1.4.104）、名詞格語尾のみに適用される場合（規則 2.1.6 や 8.4.11 など）、特定の第2次接辞（taddhita）に適用される場合とがある（規則 5.3.1–26）¹⁴³。

【例】

当該規則 1.4.104 により、名詞格語尾（規則 4.1.2）および動詞人称語尾（規則 3.4.78）の3つ組は〈vibhakti 語尾〉と呼ばれる。

【規則】

1.4.105 yuṣmady upapade samānādhikaraṇe sthāniny api madhyamaḥ ||

/yuṣmad.LOC.SG upapada.LOC.SG samāna-adhikaraṇa.LOC.SG sthānin.LOC.SG api madhyama.NOM.SG/

「2人称代名詞が共起語として1接辞と指示対象を同じくするとき、その2人称代名詞が現に使用されていようとまいと、2人称語尾が起こる。」

¹⁴³ Joshi and Roodbergen (1995: 242). なお、同頁は〈vibhakti 語尾〉という術語が適用される第2次接辞を規定する規則群を“P. 5.3.1-27”と表記しているが、“...1-26”の誤記と思われる。

【略説】

規則 1.4.101 によって〈madhyama 2 人称語尾〉という術語を付与された動詞人称語尾 siP, thas, tha (能動), thās, āthām, dhvam (中動) がどのような条件下で導入されるのかを規定している。当該規則が想定している具体的な状況については以下の例を見よ¹⁴⁴。

カーティヤーヤナとパタンジャリは、連関し合う規定内容をもつ規則 1.4.105, 1.4.107-8 を一つのかたまりと捉えて、議論を展開している¹⁴⁵。

【例】

(tvam) pacasi 「あなたは煮ている」、(yuvām) pacathaḥ 「あなたたち 2 人は煮ている」、(yūyam) pacatha 「あなたたちは煮ている」のように、2 人称代名詞 tvam, yuvām, yūyam が共起語として使われていてもいなくても、1 接辞と 2 人称代名詞の指示対象が同じである限り、2 人称語尾が用いられる。これらの動詞 pacasi, pacathaḥ, pacatha は、行為主体 (kartṛ) という行為実現要素を表すために (規則 3.4.69)、動詞語基 pac 「煮る」に 1 接辞である現在接辞 IĀṬ (規則 3.2.123) が付与された形式である。規則 3.4.78 にしたがって、1 接辞に動詞人称語尾が代置される。(tvam) pacasi などの例では、接辞 IĀṬ の指示対象 (行為主体としての「あなた」) は、共起語である 2 人称代名詞 tvam 「あなた」の指示対象と一致している。このように指示対象を同じくする 2 人称代名詞としての共起語が明示的に使用されるか、あるいは使用可能ではあるが実際には使用されていないという場合において、当該規則 1.4.105 によって 2 人称語尾が選択される。なお、規則 1.3.78 により、この適用例における動詞人称語尾はバラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) に特定される。また、単数語尾 siP、双数語尾 thas、複数語尾 tha のいずれが用いられるかは、規則 1.4.21-22 によって規定される。

【規則】

1.4.106 prahāse ca manyopapade manyater uttama ekavac ca ||
/prahāsa.LOC.SG ca manya-upapada.LOC.SG manyati.ABL.SG uttama.NOM.SG ekavat ca/
[madhyamaḥ 105]

「また、からかいを表し、かつ動詞語幹 manya 『～だと思っている』が共起語として使用される場合にも、2 人称語尾が起こる。このとき、動詞語幹 manya の後に 1 人称語尾が付与され、単数として扱われる。」

【略説】

規則 1.4.101 によって〈madhyama 2 人称語尾〉という術語を付与された動詞人称語尾 siP, thas, tha が

¹⁴⁴ 川村・キャット (2024: 218) も参照せよ。

¹⁴⁵ Cf. Joshi and Roodbergen (1995: 243).

導入される条件を、直前の規則 1.4.105 に加えてさらに規定している。当該規則が想定している具体的な状況については以下【例】を見よ。

『カーシカー注解』は規則中の *prahāsa* という語を *parihāsa* 「あざけり、からかい」、さらに *krīḍā* 「冗談、からかい」と言い換えている¹⁴⁶。このような意味合いが理解されない場合には、たとえば *ehi manyase odanaṃ bhokṣye iti* 「さあ、あなたは『粥を食べよう』と思っている」におけるように¹⁴⁷、当該規則は適用されない。ここでは、通常期待される 2 人称語尾 (*manyase*) と 1 人称語尾 (*bhokṣye*) が用いられている。当該規則 1.4.106 は、このように、通常通りであれば 2 人称語尾と 1 人称語尾が得られるとき、代わりに 1 人称語尾と 2 人称語尾がそれぞれ用いられることを規定するものである¹⁴⁸。

【例】

ehi manye odanaṃ bhokṣyase iti, na hi bhokṣyase, bhuktaḥ so 'tithibhiḥ 「おい、おまえは『粥を食べよう』なんて思ってるのか？おまえはもう食べられないよ、それはもう客たちに食べられちゃったからね」では、からかいが表されており、かつ動詞語幹 *manya* 「～だと思っている」が共起語として使用されている。当該規則 1.4.106 に従って、主動詞 *bhokṣyase* (*bhuj* 「食べる」) には 2 人称語尾が付与される (期待される 1 人称形 *bhokṣye* とはならない)。また、期待される 2 人称形 *manyase* (*man* 「～だと思っている」) ではなく、1 人称単数語尾を伴う *manye* が用いられている。なお、*ehi manye* と共に使用される単純未来形のアクセントについては、規則 8.1.46 を参照せよ。

【規則】

1.4.107 *asmady uttamaḥ* ||

/asmad.LOC.SG *uttama*.NOM.SG/

[*upapade samānādhikaraṇe sthāniny api 105*]

「1 人称代名詞が共起語として 1 接辞と指示対象を同じくするとき、その 1 人称代名詞が現に使用されていようといまいと、1 人称語尾が起こる。」

【略説】

規則 1.4.101 によって 〈*uttama* 1 人称語尾〉という術語を付与された動詞人称語尾 *miP*, *vas*, *mas* (能

¹⁴⁶ KV on A 1.4.106 (I.98).

¹⁴⁷ KV on A 1.4.106 (I.98).

¹⁴⁸ Sharma (1990: 310), KV on A 1.4.106 (I.98): *madhyamottamayoh prāptayoh uttamamadhyamau vidhīyete*.

当該規則が想定する *manye* を伴う語法については Spejler (1886 [2009]: 388) も参照せよ。同頁では *manye* は小辞・不変化詞 (*particle*) のように振る舞っていることが指摘されており、実際、小辞・不変化詞の類を列挙する『名詞語基表』の *ca* 群 (GP 85) には *manye* が含まれている。ある種の文法化 (*grammaticalization*) が起こっている可能性がある。*manye* のパーリ語形 *maññe* にも同種の語法がある。Franke (1892: 311–312) はこのパーリ語の語法とパーニニの規定が一致することを指摘している。

動), iT, vahi, mahiÑ (中動) がどのような条件下で導入されるのかを規定している。当該規則が想定している具体的な状況については以下の【例】を見よ。

【例】

(ahaṃ) pacāmi 「私は煮ている」、(āvāṃ) pacāvaḥ 「私たち2人は煮ている」、(vayaṃ) pacāmaḥ 「私たちは煮ている」のように、2人称代名詞 aham, āvām, vayaṃ が共起語として使われていてもいなくても、1接辞と1人称代名詞の指示対象が同じである限り、1人称語尾が用いられる。これらの動詞 pacāmi, pacāvaḥ, pacāmaḥ は、行為主体 (kartṛ) という行為実現要素を表すために (規則 3.4.69)、動詞語基 pac 「煮る」に1接辞である現在接辞 IĀT (規則 3.2.123) が付与された形式である。規則 3.4.78 に従って、1接辞に動詞人称語尾が代置される。(ahaṃ) pacāmi などの例では、接辞 IĀT の指示対象 (行為主体としての「私」) は、共起語である1人称代名詞 aham 「私」の指示対象と一致している。このように指示対象を同じくする1人称代名詞としての共起語が明示的に使用されるか、あるいは使用可能ではあるが実際には使用されていないという場合において、当該規則 1.4.107 によって1人称語尾が選択される。なお、規則 1.3.78 により、この適用例における動詞人称語尾はパラスマイパダ語尾 (能動人称語尾) に特定される。また、単数語尾 miP、双数語尾 vas、複数語尾 mas のいずれが用いられるかは、規則 1.4.21–22 によって規定される。

【規則】

1.4.108 śeṣa prathamah ||

/śeṣa.LOC.SG prathama.NOM.SG/

「残余の場合 (1人称代名詞と2人称代名詞以外のものが共起語として1接辞と指示対象を同じくするとき、それが現に使用されているといまいと)、3人称語尾が起こる。」

【略説】

規則 1.4.101 によって〈prathama 3人称語尾〉という術語を付与された動詞人称語尾 tiP, tas, jhi (能動), ta, ātām, jha (中動) がどのような条件下で導入されるのかを規定している。当該規則が想定している具体的な状況については以下の【例】を見よ¹⁴⁹。

規則が述べる「残余」(śeṣa) とは、先行規則 1.4.105 と 1.4.107 で規定された2人称語尾と1人称語尾の導入状況とは異なる状況を指す¹⁵⁰。具体的には、1人称代名詞と2人称代名詞以外のものが共起語として1接辞と指示対象を同じくするとき、という状況である。

【例】

pacati 「彼は煮ている」、pacataḥ 「彼ら2人は煮ている」、pacanti 「彼らは煮ている」のように、2

¹⁴⁹ 川村・キャット (2024: 209–210) も参照せよ。

¹⁵⁰ KV on A 1.4.108 (I.98).

人称語尾および1人称語尾の導入条件（規則 1.4.105, 1.4.107）を満たさない場合には、3人称語尾が用いられる。これらの動詞 *pacati*, *pacataḥ*, *pacanti* は、行為主体 (*kartṛ*) という行為実現要素を表すために（規則 3.4.69）、動詞語基 *pac* 「煮る」に1接辞である現在接辞 *IĀT*（規則 3.2.123）が付与された形式である。規則 3.4.78 に従って、1接辞に動詞人称語尾が代置される。なお、規則 1.3.78 により、この適用例における動詞人称語尾はパラスマイパダ語尾（能動人称語尾）に特定される。また、単数語尾 *tiP*、双数語尾 *tas*、複数語尾 *jhi* (> *anti* 規則 7.1.3) のいずれが用いられるかは、規則 1.4.21–22 によって規定される。

【規則】

1.4.109 *paraḥ sannikarṣaḥ saṃhitā* ||

/para.NOM.SG sannikarṣa.NOM.SG saṃhitā.NOM.SG/

「音が最も接近することは〈saṃhitā 接続〉と呼ばれる。」

【略説】

2つの音が最大限に近接していることは、当該規則によって〈saṃhitā 接続〉という術語を得る。

規則 6.1.72 が供給する主題項目 (*adhikāra*) である *saṃhitāyām* 「接続の領域において」は、規則 6.1.157 まで継起し、そこに含まれる規則の規定する文法操作に対して音韻環境を与える。

当該規則が規定する術語〈saṃhitā 接続〉と続く規則 1.4.110 が規定する術語〈avasāna 終止〉は、何らかの音韻操作が適用されるための音韻環境を定める点に共通性をもつ¹⁵¹。

【例】

dadhy atra 「ここに発酵乳が〔ある〕」のように、*dadhi* 「発酵乳」と *atra* 「ここ」は、間に他の語やポーズを挟まず最も接近した状態にあるため、その置かれている状況は当該規則 1.4.109 に定義されている〈saṃhitā 接続〉という術語の付与条件を満たしている。その結果、規則 6.1.77 が適用可能となり、*dadhi* の *i* に *y* が代置される：*dadhi atra* > *dadhy atra*。

【規則】

1.4.110 *virāmo 'vasānam* ||

/virāma.NOM.SG avasāna.NOM.SG/

「音の休止は〈avasāna 終止〉と呼ばれる。」

【略説】

音がそれ以上続いていないことに対して、〈avasāna 終止〉という術語が適用される。この術語が

¹⁵¹ Cf. Cardona (1997: 19).

指すのは、具体的には文末や発話末といった場である¹⁵²。

先行規則 1.4.109 が規定する術語〈saṃhitā 連接〉と当該規則 1.4.110 が規定する術語〈avasāna 終止〉は、何らかの音韻操作が適用されるための音韻環境を定める点に共通性をもつ¹⁵³。

【例】

vṛkṣaḥ 「木」は、名詞語幹 vṛkṣa に主格単数語尾 sŪ が付与された形式である。規則 8.2.66 によって、s で終わる屈折形の最終音には rŪ が代置される：vṛkṣa-sŪ > vṛkṣa-rŪ。さらに、規則 8.3.15 によって、終止 (avasāna) すなわち文末や発話末といったポーズの前では、r に ḥ (visarjanīya) が代置される：vṛkṣa-rŪ > vṛkṣaḥ。

略号と参考文献

AiG: *Altindische Grammatik*. See Wackernagel and Debrunner 1896–1964.

AVP: *Atharvaveda, Paippalāda recension*. See Bhattacharya 1997 (2017).

GP: *Gaṇapāṭha*. See Böhtlingk 1887 (1977).

KV: Jayāditya and Vāmana’s *Kāśikāvṛtti*. See Sharma et al. 1969–1970.

MBh: Patañjali’s *Mahābhāṣya*. See Abhyankar 1962–1972.

Nyāsa: Jinendrabuddhi’s *Nyāsa*. See Mīśra 1985.

PIŚ: Nāgojībhāṭṭa’s *Paribhāṣenduśekhara*. See Kielhorn 1868.

PM: Haradatta’s *Padamāñjarī*. See Mīśra 1985.

Pradīpa: Kaiyata’s *Pradīpa*. See Vedavrata 1962–1963.

ṚV: *Ṛgveda*. See Aufrecht 1877.

SK: Bhaṭṭojīdīkṣita’s *Siddhāntakaumudī*. See Caturveda and Bhāskara 1979–1981.

TS: *Taittirīya-Saṃhitā*. See Weber 1871–1872.

VS: Vājasaneyi-Saṃhitā. See Weber 1852.

vt. Kātyāyana’s *vārttika*. See Abhyankar 1962–1972.

Abhyankar, K. V. (1962–1972) *The Vyākaraṇa-mahābhāṣya of Patañjali: Edited by F. Kielhorn*. 3 vols. Bombay: Government Central Press, 1880–1885. Third edition, revised and furnished with additional readings, references and select critical notes by MM. K. V. Abhyankar. 3 vols. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.

Agrawala, V. S. (1963) *India as known to Pāṇini: A study of the cultural material in the Aṣṭādhyāyī*. 2nd edition, Varanasi: Prithvi Kumar.

¹⁵² 規則 1.4.110 の理解の仕方については川村・キャット (2024: 127) も参照せよ。

¹⁵³ Cf. Cardona (1997: 19).

- Aufrecht, Theodor (1877) *Die Hymnen des Rigveda*. 2 Bde. Bonn: Adolph Marcus.
- Bhattacharya, Dipak (1997) *The Paippalāda-Saṃhitā of the Atharvaveda: Critically edited from palmleaf manuscripts in the Oriya script discovered by Durgamohan Bhattacharyya and one Śārādā manuscript*. Volume one consisting of the first fifteen Kāṇḍas. Calcutta: Asiatic Society. Revised edition, 2017.
- Böhtlingk, Otto (1887) *Pāṇini's Grammatik: Herausgegeben, übersetzt, erläutert und mit verschiedenen Indices versehen*. 2nd edition, Leipzig: H. Haessel. Reprint in 2 vols., Kyoto: Rinsen Book Company, 1977.
- Cardona, George (1970) "Some principles of Pāṇini's grammar." *Journal of Indian Philosophy* 1: 40–74.
- Cardona, George (1971) "Cause and causal agent: The Pāṇinian view." *Journal of the Oriental Institute* 22: 22–40.
- Cardona, George (1997) *Pāṇini: His work and its traditions*. Delhi: Motilal Banarsidass, 1988. Second edition, revised and enlarged, 1997.
- Caturveda, Giridhara Śarmā and Parameśvarānanda Śarmā Bhāskara (1979–1981) *Śrīmadbhaṭṭojidīkṣitaviracitā vaiyākaraṇasiddhāntakaumudī śrīmadvāsudevadīkṣitapranūṭayā bālamānoramākhyaṅkāyā śrīmajjñānendrasarasvatīviracitayā tattvabodhinīyākhyaṅkāyā ca sanāthitā*. 4 vols. Varanasi: Motilal Banarsidass.
- Deshpande, Madhav M. (1991) "Detransitive passive in Pāṇini." *Indo-Iranian Journal* 34: 19–35.
- Edgerton, Franklin (1953) *Buddhist Hybrid Sanskrit grammar and dictionary*. Vol. II: Dictionary. New Haven: Yale University Press.
- Falk, Harry (1986) "Vedisch upaniṣád." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 136: 80–97.
- Franke, R. Otto (1892) "Pāli maññe (Skr. manye, Pāṇini I, 4, 106)." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 46-2: 311–319.
- Gotō, Toshifumi (2013) *Old Indo-Aryan morphology and its Indo-Iranian background*. In co-operation with Jared S. Klein and Velizar Sadovski. Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften.
- Graßmann, Hermann (1996) *Wörterbuch zum Rig-Veda. 6., überarbeitete und ergänzte Auflage von Maria Kozińska*. Wiesbaden: Harrassowitz.
- Joshi, S. D. and J. A. F. Roodbergen (1995) *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini with translation and explanatory notes*. Volume IV (1.4.1–1.4.101). New Delhi: Sahitya Akademi.
- Katre, Sumitra M. (1987) *Aṣṭādhyāyī of Pāṇini: Roman transliteration and English translation*. Austin: University of Texas Press. First Indian edition, Delhi: Motilal Banarsidass, 1989.
- Kawamura, Yūto (2018) *The Kāraka theory embodied in the Rāma story: A Sanskrit textbook in medieval India*. With a Foreword by George Cardona. New Delhi: D.K. Printworld.
- Keidan, Artemij (2021) "Hiding a verb: Ritual vs. courtly interpretation of Aṣṭādhyāyī 1.4.34." In *XI Coffee Break Conference: Arranged marriages between disciplines (Rome, 10–11 December 2021; Vienna, 16–17 December 2021)*, book of abstracts, edited by A. Keidan. Rome; Vienna: Coffee Break Project, 51–53.

- Kielhorn, Lorenz Franz (1868) *The Paribhāshenduśekhara of Nāgojībhāṭṭa*. Part I: The Sanskrit text and various readings. Bombay: Indu Prakash Press.
- Lowe, John J. (2024) *Modern linguistics in ancient India*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mayrhofer, Manfred (1992–2001) *Etymologisches Wörterbuch des Altindiarischen*. 3 Bde. Heidelberg: Carl Winter Universitätsverlag.
- Miśra, Śrīnārāyaṇa (1985) *Kāśikāvṛtti of Jayāditya-Vāmana (along with commentaries Vivaraṇapañcikā–Nyāsa of Jinendrabuddhi and Padamañjarī of Haradatta Miśra)*. 6 vols. Varanasi: Ratna Publications.
- Ogawa, Hideyo (2007) “Being an agent.” *The Annals of the Research Project Center for the Comparative Study of Logic* 4: 93–99.
- Olivelle, Patrick (1998) *The Early Upaniṣads: Annotated text and translation*. New York; Oxford: Oxford University Press.
- Renou, Louis (1942) *Terminologie grammaticale du sanskrit*. 3 vols. Paris: Champion. Reprint in one volume, 1957.
- Renou, Louis (1966) *La grammaire de Pāṇini traduite du sanskrit avec des extraits des commentaires indigènes*. 3 fasc. Paris: Klincksieck, 1948–1954. In two volumes, with the Sanskrit text of rules, Paris: École française d’Extrême-Orient.
- Roodbergen, J. A. F. (2008) *Dictionary of Pāṇinian grammatical terminology*. Pune: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Sharma, Aryendra, Khanderao Deshpande, and D. G. Padhye (1969–1970) *Kāśikā: A commentary on Pāṇini’s grammar by Vāmana & Jayāditya*. 2 vols. Hyderabad: Sanskrit Academy.
- Sharma, Rama Nath (1990) *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini, volume II: English translation of Adhyāya one with Sanskrit text, transliteration, word-boundary, anuvṛtti, vṛtti, explanatory notes, derivational history of examples, and indices*. New Delhi: Munshiram Manoharlal Publishers.
- Speijer, J. S. (1886) *Sanskrit syntax*. With an introduction by H. Kern. Leiden: Brill. Reprint, Delhi: Motilal Banarsidass, 2009.
- Vasu, Śrīśa Chandra (1891) *The Aṣṭādhyāyī of Pāṇini: Edited & translated into English*. 2 vols. Allahabad: Pāṇini Office. Reprint, Delhi: Motilal Banarsidass, 1977.
- Vedavrata (1962–1963) *Śrībhagavatpatañjaliviracitaṃ vyākaraṇa-mahābhāṣyam (śrīkaiyaṭakṛtapradīpena nāgojībhāṭṭakṛtena bhāṣyapradīpodyotena ca vibhūṣitam)*. 5 vols. Gurukula Jhajjar (Rohatak): Haryāṇā Sāhitya Saṃsthāna.
- Wackernagel, Jakob and Albert Debrunner (1896–1964) *Altindische Grammatik. I. Lautlehre, 1896, ²1957; II.1. Einleitung zur Wortlehre, Nominalkomposition, 1905, ²1957; II.2. Die Nominalsuffixe, 1954; III. Nominalflexion, Zahlwort, Pronomen, 1930; IV. Register von Richard Hauschild, 1964*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht.

- Weber, Albrecht (1852) *The Vājasaneyi-sanhitā in the Mādhyandina- and the Kāṇva-çākhā with the commentary of Mahīdhara*. Berlin: Ferd. Dümmler's Verlagsbuchhandlung; London: Williams and Norgate.
- Weber, Albrecht (1871–1872) *Die Taittirīya-Samhitā*. 2 Bde. Leipzig: Brockhaus.
- 小川英世 (2012) 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.67–69: A 1.4.51 akathitaṃ ca (1)」 『比較論理学研究』 9: 31–57.
- 小川英世 (2014) 「Vākyapadīya 「〈能成者〉詳解」 (Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.70–79: A 1.4.51 akathitaṃ ca (2)」 『比較論理学研究』 11: 19–61.
- A. A. キャット・川村悠人 (2022) 「古代インド言語科学へのいざない (1) —パーニニ文典訳注 (規則 1.1.1–1.1.75)」 『東京大学言語学論集』 44: e174–e231.
- A. A. キャット・川村悠人 (2023) 「古代インド言語科学へのいざない (2) —パーニニ文典訳注 (規則 1.2.1–1.3.93)」 『東京大学言語学論集』 45: e86–e234.
- 川村悠人 (2017) 『バツティの美文詩研究—サンスクリット宮廷文学とパーニニ文法学』 法藏館。
- 川村悠人 (2022) 「古代インド文法学の意味論—パタンジャリ著『大注釈』における「行為実現者日課」の研究(1)」 『比較論理学研究』 19: 107–137.
- 川村悠人 (2025) 「パーニニ文法学派における 2 種の否定」 『比較論理学研究』 23: 241–254.
- 川村悠人・A. A. キャット (2024) 『パーニニ文法学講義』 京都：臨川書店。
- 金水敏 (1999) 「日本語の指示詞における直示用法と非直示用法の関係について」 『自然言語処理』 6-4: 67–91.

The World of Ancient Indian Grammatical Science III: An Annotated Translation of Pāṇini's Grammar (Sūtras 1.4.1–1.4.110)

Adam Alvah Catt

catt.adam.7c@kyoto-u.ac.jp

Yūto Kawamura

ykawamura0619@gmail.com

Keywords: Sanskrit, Pāṇini, grammar in ancient India, Indo-European, history of linguistics

Abstract

In this paper, we provide an annotated Japanese translation of sūtras 1.4.1–1.4.110. This is the third installment in our ongoing project to publish a complete Japanese translation of Pāṇini's magisterial grammar and continues the work of Catt and Kawamura (2023). The annotated translation consists of four parts: (1) a word-for-word gloss of the original Sanskrit text, together with an indication of items recurring (*anuvṛtti*) from previous sūtras, (2) a translation of each sūtra, (3) an explanation of the purport of each sūtra, and (4) examples from the commentaries illustrating how each sūtra applies. A comprehensive, accessible, and rigorous treatment of Pāṇini's grammar in Japanese has long been a desideratum, and it is hoped that this project will go some way toward filling this lacuna.